

安心・安全に暮らす



雲南市環境基本計画

ときを越え水と緑と人が育むエコシティ・雲南

自然と共に生きる

環境のことを考え行動する

平成25年（2013年）3月 改訂版

雲 南 市

はじめに

私たちが暮らし活動する雲南市は、豊かな森林や斐伊川の流れる穏やかな自然、桜や蛍にみられる生命の多彩な輝きなど、「ふるさと」がもつ魅力ある資源を数多く保有しています。私たちは、これらが持つ多様な豊かさや美しさを最大限に生かした「新しい日本のふるさとづくり」を推進しています。

近年世界に目を向けると地球規模の環境問題が深刻化し、この克服への対応は人類が直面する最大の試練であると捉えられています。人類が健康で安心・安全・快適に暮らすためには、様々な恩恵をもたらしてくれる豊かな自然とそこに生息する多種多様な動植物とのバランスを保ちながら共生することが必要です。

そうしたことから、本市では、平成20年3月に雲南市環境基本計画を策定し、「ときを超え水と緑と人が育むエコシティ・雲南」をめざすべき環境像として、市民・事業者・行政の協働による施策を推進してきました。

平成23年3月に発生した東日本大震災では、安全とされていた原子力発電所が津波により被災し、これまでの1か所集中型エネルギー供給システムの脆弱性が露呈することとなり、再生可能エネルギーの活用、地域分散型エネルギー供給に対する関心が高まっています。また雲南市は、平成23年12月に国から「たたらの里山再生特区」の指定を受け、木質バイオマスを活用した再生可能エネルギー供給システムの構築を進めています。こうした社会情勢の急激な変化や新たな課題に対応するため、本計画を見直すこととしました。

今回の改訂では、再生可能エネルギーの推進に関する内容を充実し、現状・課題・今後の方向性を整理しました。

今後は、自然と共生する循環型の豊かな社会の実現を図るため、この改訂計画に基づき更なる環境の保全と維持に努めるとともに、市民・事業者・行政がより良いパートナーとして、それぞれの責任をしっかりと果たしていくことが大切であると考えておりますので、多くの皆さまに積極的なご協力をいただきますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、この計画策定に当たり貴重なご意見をいただきました雲南市環境審議会の委員の皆さまに深く感謝申し上げます。

平成25年3月

雲南市長 速水 雄一

< 目 次 >

第1章 基本的事項

1 背景	1
1) 近年の社会動向	1
2) 国の取組み	2
3) 島根県の取組み	5
4) 雲南市の取組み	6
2 計画の概要	7
1) 計画の目的	7
2) 計画の性格及び役割	8
3) 計画の期間	8
4) 計画策定の対象	9
5) 計画の枠組み	10

第2章 基礎調査

1 雲南市の姿	11
1) 雲南市の概況	11
2) 雲南市の環境	20
2 意識アンケート結果	32
1) 市民アンケート	32
2) 事業者アンケート	42
3 環境の現況評価と課題	49

第3章 基本方針

1 環境像	55
2 基本目標	56
3 基本テーマ	57
4 取組み項目	58

第4章 取組み施策

1 施策の体系	59
2 項目別施策	60
<安心・安全に暮らす>	
1) 環境を考えて暮らす	60
1-1 水環境の保全	60
1-2 大気環境の保全	63
1-3 有害物質による汚染の防止	66
1-4 廃棄物対策	69
1-5 環境に配慮した暮らし	72

＜自然と共に生きる＞	
2) 自然と共に暮らす	75
2-1 生きものの保全	75
2-2 自然環境の保全・活用	78
3) 心地良く暮らす	81
3-1 環境美化	81
3-2 環境緑化	83
3-3 景観の保全・創造	85
＜環境のことを考え行動する＞	
4) 地球に優しく暮らす	87
4-1 地球温暖化対策	87
4-2 再生可能エネルギーの推進	93
5) 暮らしから行動する	96
5-1 環境保全と経済発展の好循環	96
5-2 環境保全活動と環境学習	99
5-3 環境情報	104

第5章 重点プロジェクト

1 重点プロジェクトの設定	106
1) 重点プロジェクトの意義	106
2) 重点プロジェクトの設定	106
2 重点プロジェクトの内容	107
1) 1,000人のエコライフチャレンジ	107
2) 雲南市クリーン大作戦	109
3) ホテル100万匹プロジェクト	111

第6章 推進体制と進行管理

1 推進体制	113
1) 3つの主体	113
2) 各主体の役割と組織	114
2 進行管理	116
1) 進行管理の概要	116
2) 進行管理の流れ	117

資料編

資料1 改訂版策定体制	資-1
資料2 改訂版策定の経緯	資-1
資料3 雲南市環境審議会条例	資-2
資料4 雲南市環境審議会委員名簿	資-4
資料5 雲南市環境審議会 諮問書及び答申書	資-5
資料6 雲南市環境基本計画見直し検討プロジェクトチーム要綱	資-7
資料7 雲南市環境基本計画見直し検討プロジェクトチーム名簿	資-8
資料8 用語集	資-9



第 1 章



基本的事項

1) 近年の社会動向

少子高齢化と人口減少

わが国では、出生率が年々低下を続けており、少子化の進行とともに高齢化が急速に進んでいます。また、増加を続けていた総人口は平成 19 年に減少に転じています。これらの影響は、地方においては地域の担い手不足として、すでに深刻な社会問題となっています。本市においては、この状況はより深刻であり、既に集落機能が維持できない集落が出てきています。その一方で、いわゆる団塊の世代が退職の時期から高齢者（65 歳以上の年代）に移行しつつあることから、高齢者の地域活動への参加が求められていくものと考えられます。

行財政改革と地方分権

近年のわが国では、行財政改革や地方分権が推進されています。このように地方の自立が求められる中で、地方公共団体への様々な権限移譲が行われつつあり、その責任が重く大きくなっていきます。そのため、地域社会を担う人材育成や住民によるまちづくりなど、地域の活力増強がますます必要となります。

ライフスタイルの変革

最近では、地球温暖化によるとみられる環境影響が数多く報告・報道されるようになり、人々の環境への関心はこれまでになく高まっています。このような状況の下、個人に対しては、環境に配慮したライフスタイルに変革することが求められています。ライフスタイルは、大量消費型からの脱却や自然環境の保全などの具体的行動だけでなく、「もったいない」などの精神的なあり方にも及んでいます。また、最近の配慮すべき事柄として、「ゆとり」、「潤い」、「豊かさ」などに加え、「安心」、「安全」も挙げられるようになっています。

東日本大震災に伴う再生可能エネルギーへの関心の高まり

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災では、安全とされていた原子力発電所が津波により被災し、周辺地域への放射能汚染、都心部への電力供給量減少等の問題が発生しました。これにより、原子力発電の危険性、一カ所集中型エネルギー供給システムの脆弱性等が露呈することとなり、再生可能エネルギー推進、地域分散型エネルギー供給に対する関心が高まっています。

2) 国の取組み

環境基本法と環境基本計画

環境行政の基本法である「環境基本法」が平成 5 年に公布され、翌年には「環境基本計画」が策定されました。その後、環境基本計画は見直しが行われ、平成 24 年には、持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成、地域をはじめとした多様な主体による行動と参画・協働の推進を盛り込んだ「第四次環境基本計画」が策定されました。

生活環境

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会や国民のライフスタイルを見直すため、「循環型社会形成推進基本法」が平成 12 年に公布され、平成 15 年には「循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。その後、平成 20 年には、持続可能な社会の実現に向けて「第 2 次循環型社会形成推進基本計画」が策定されました。また、平成 12 年からは「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律（容器包装リサイクル法）」等の個別リサイクル関連法が順次制定されています。さらに、環境物品等（環境負荷低減に資する製品・サービス）について、公的機関による調達推進及び環境情報の提供促進のため、平成 13 年に「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」（グリーン購入法）が施行されました。

有害な化学物質に対しては、平成 11 年に、内分泌かく乱化学物質の排出を規制するための「ダイオキシン類対策特別措置法」及び、事業者による有害化学物質の自主管理を推進するための「特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（P R T R 法）」が、それぞれ制定されました。

公害に関しては、平成 16 年に浮遊粒子状物質（SPM）及び光化学オキシダントによる大気汚染の防止を図るため、「大気汚染防止法」が改正されました。平成 22 年には、公害防止に関する施策を都道府県が主体となって計画的に実施するため、「公害防止計画制度」が策定されました。

さらに水質について、平成 23 年には、有害物質の漏えいによる地下水汚染を防ぐため、「水質汚濁防止法」が改正されました。

自然環境

失われた自然環境を取り戻すため、「自然再生推進法」が平成 15 年に公布されました。また、平成 20 年には、生物多様性の保全と持続可能な利用をバランスよく推進していくため、「生物多様性基本法」が制定されました。また、平成 22 年 10 月に開催された COP10（第 10 回締約国会議）において、「生物多様性新戦略計画（愛知目標）」が採択され、これを達成するために、我が国では平成 24 年に「生物多様性国家戦略 2012-2020」が示されました。

さらに、地域固有の自然資源を観光客に伝えることにより、その価値や大切さが理解され、保全につながっていくことを目指していくため、平成 19 年に「エコツーリズム推進法」が制定されました。

快適環境

平成 16 年に、日本の良好な景観の形成促進のため、「景観法」が公布されました。

地球環境

地球温暖化防止のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）」が平成 10 年に公布されました。その後、平成 17 年に発効した「京都議定書」では、日本は 6%の温室効果ガス削減目標を割り当てられ、平成 20 年には 6%削減目標の達成を確実にするため、地球温暖化対策推進法が改正されました。

京都議定書は、第一約束期間が平成 24 年までとなっており、平成 25 年以降の「ポスト京都」については、平成 23 年に南アフリカで開催された COP17（気候変動枠組条約締結国会議）で京都議定書を延長し、平成 25 年から平成 30 年を第二約束期間とすることに関して合意が得られましたが、開発途上国に削減目標がない京都議定書は公平性、実効性に問題があるとして、日本は第二約束期間の不参加を表明しました。ただし、今後も地球温暖化対策に取り組むことには変わりはなく、気候変動対策に効果的に取り組むために、先進国、途上国が連携して、技術、市場及び資金を総動員し官民一体となって世界低炭素成長を実現すべきとする「世界低炭素成長ビジョン」を提言しました。

東日本大震災に伴うエネルギー政策の抜本的見直し

平成 24 年 9 月に策定された「革新的エネルギー・環境戦略」では、その基本方針として「省エネルギー・再生可能エネルギーといったグリーンエネルギーを最大限に引き上げることを通じて、原発依存度を減らし、化石燃料依存度を抑制すること」を定め、その実現に向け、①原発に依存しない社会の一日も早い実現、②グリーンエネルギー革命の実現、③エネルギーの安定供給を 3 本柱として掲げました。

平成 24 年 12 月には政権が交代し、エネルギー政策動向は今後も注視していく必要がありますが、再生可能エネルギーの普及促進が加速することは確実に考えられます。

電力の固定価格買取制度（FIT）の開始

平成24年7月、再生可能エネルギーの普及促進を目的として、電力の固定価格買取制度が開始されました。

この制度は、再生可能エネルギー源（太陽光、風力、水力、地熱、バイオマス）を用いて発電された電気を、国が定める固定価格で一定の期間電気事業者に調達を義務づけるものです。再生可能エネルギー電気の買取りに要した費用は、電気料金の一部として国民が負担することとなりますが、制度開始以降、再生可能エネルギーを活用した発電所・発電設備の導入が急速に進んでいます。

平成25年4月以降については、調達価格等算定委員会が次のようなとりまとめを行いました。

	太陽光	10kw以上	10kw未満	10kw未満 (ダブル発電)			
	調達価格	37.8円 (36円+税)	38円 (税込)	31円 (税込)			
	調達期間	20年間	10年間	10年間			
	風力	20kw以上	20kw未満				
	調達価格	23.1円 (22円+税)	57.75円 (55円+税)				
	調達期間	20年間	20年間				
	水力	1,000kw以上 30,000kw未満	200kw以上 1,000kw未満	200kw未満			
	調達価格	25.2円 (24円+税)	30.45円 (29円+税)	35.7円 (34円+税)			
	調達期間	20年間	20年間	20年間			
	地熱	15,000kw以上	15,000kw未満				
	調達価格	27.3円 (26円+税)	42円 (40円+税)				
	調達期間	15年間	15年間				
	バイオマス	メタン発酵 ガス化発電	未利用木材 燃焼発電 (※1)	一般木材等 燃焼発電 (※2)	廃棄物 (木質以外) 燃焼発電 (※3)	リサイクル 木材燃焼発電 (※4)	
	調達価格	40.95円 (39円+税)	33.6円 (32円+税)	25.2円 (24円+税)	17.85円 (17円+税)	13.65円 (13円+税)	
	調達期間	20年間	20年間	20年間	20年間	20年間	
		(※1)間伐材や主伐材であって、後述する設備認定において未利用であることが確認できたものに由来するバイオマスを燃焼させる発電 (※2)未利用木材及びリサイクル木材以外の木材（製材端材や輸入木材）並びにパーム椰子殻、稲わら・もみ殻に由来するバイオマスを燃焼させる発電 (※3)一般廃棄物、下水汚泥、食品廃棄物、RDF、RPF、黒液等の廃棄物由来のバイオマスを燃焼させる発電 (※4)建設廃材に由来するバイオマスを燃焼させる発電					

3) 島根県の取組み

環境基本条例と環境基本計画

環境基本法制定など国の施策を受け、環境県政の基本条例である「島根県環境基本条例」が平成9年に制定され、平成11年に「島根県環境基本計画」が、平成18年には同改定版が策定されました。さらに、平成23年3月に「第2期島根県環境基本計画」が策定され、再生可能エネルギーの導入に加え、環境保全と経済発展の好循環の推進に関する事項が新たに追加されました。

生活環境

公害防止に関しては、「島根県公害防止条例」（昭和45年制定）により、具体的な施策が示されており、その後も時代に合わせ、度重なる改正が行われています。

廃棄物に関しては、廃棄物の適正処理や3R運動を推進し、豊かな自然環境を次の世代に引き継ぐため、環境への負荷が少なく、持続的に発展する循環型社会を構築することを目的に、平成15年に「しまね循環型社会推進計画（前期計画）」が、平成18年には同後期計画が策定されました。平成23年には、次世代を担う子どもへの環境教育やリサイクル製品の研究開発・販路拡大、バイオマス資源の利活用促進などを盛り込んだ「第2期しまね循環型社会推進計画」が策定されました。また、平成16年には、循環資源を利用した製品の普及・利用を図るため「しまねグリーン製品認定制度」が創設されました。さらに、産業廃棄物の減量や適正処理のため、平成17年に「産業廃棄物減量税」が導入されており、平成22年には期間が5年間延長されました。

自然環境

緑豊かな森を次世代に引き継ぐため、「水と緑の森づくり税」が平成17年に導入されています。また、同年、「特に水鳥の生息地として国際的に重要な湿地に関する条約」（ラムサール条約）に宍道湖及び中海が登録されました。さらに、平成22年には、県内に生息・生育する希少野生動植物を県民と協働して保護し、生物多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承していくため、「島根県希少野生動植物の保護に関する条例」が策定されました。

快適環境

貴重な景観を守り育て、生活と文化の豊かさを実感できる県土を創造するため、平成3年に「ふるさと島根の景観づくり条例」が制定されました。

地球環境

地球温暖化防止に対応するため、平成12年に「島根県地球温暖化対策推進計画」が策定され、平成17年に改定されています。また、平成23年には、低炭素社会の実現により持続可能な発展を目指した「島根県地球温暖化対策実行計画」が策定されました。

4) 雲南市の取組み

生活環境

市民・事業者・市が協働してごみ問題に取り組むことにより、地域環境を守り、地球環境保全に寄与するため、平成 19 年に「雲南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(平成 25 年 3 月改訂)を策定しました。これにより、廃棄物に関する市民・事業者の具体的な取組みや市の施策を示しています。

自然環境

河川の水質保全のため、生活排水の意識啓発・実践活動の促進及び生活排水処理施設の計画的な整備推進を目的として、平成 16 年度に「雲南市生活排水処理基本計画」(平成 21 年度改訂)を策定しています。また、「大東町ほたる保護条例」(昭和 58 年制定)を引き継ぎ、平成 16 年に「雲南市ほたる保護条例」を制定し、ホタルの保護・増殖に取り組んでいます。

快適環境

清潔できれいなまちを目指し平成 16 年に「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、ポイ捨てやふん害の防止を図っています。

地球環境

地球温暖化防止につながるものとして、平成 18 年に「雲南市地域省エネルギービジョン」を、翌年には「雲南市地域新エネルギービジョン」を策定しています。また、旧加茂町では、環境管理システムとして ISO14001 を取得していましたが、市町村合併後は、市の施設に対し、旧加茂町のシステムを引き継ぎ、新たに ISO14001 の認証取得を行いました。

たたらの里山再生特区の認定

平成 24 年 12 月、雲南市は国から「たたらの里山再生特区」の指定を受けました。「たたらの里山再生特区」とは、「たたら製鉄」により隆盛を誇った雲南市から、“たたら”に代わる新たな里山活用による地域力向上モデルを提案するもので、里山のエネルギー利用促進が 1 つの柱となっています。

地域自主組織の設立

平成 19 年、地域自主組織を立ち上げるとともに、公民館を「交流センター」へと改称しました。住民自らが地域の課題解決に向けた取組みを企画・展開することが期待されており、現在 42 の団体が設置されています。

2

計画の概要

1) 計画の目的

本市は島根県の東部に位置し、南は中国山地で広島県と接しています。市域の多くは丘陵地や山地となっていますが、市中央部には山陰の大河斐伊川が流れ、その支川とともに形成された平野が広がり、豊富な水をもとに水田が広く分布しているなど、様々な自然環境を有しています。また、そのような豊かな自然環境を利用し、かつ、陰陽を結ぶ交通の要衝として、古くから人が住み着き発展してきました。かつてはたたら製鉄や炭焼きが盛んに行われた地域でもあり、本市には歴史的建造物・文化財が数多く現存し、貴重な歴史的景観も残っています。

現在、市内では中国横断自動車道尾道松江線の整備が進んでおり、今後も陰陽の要として、そして、豊かな自然と悠久の歴史を有する「ふるさと」として、さらなる発展が期待されます。

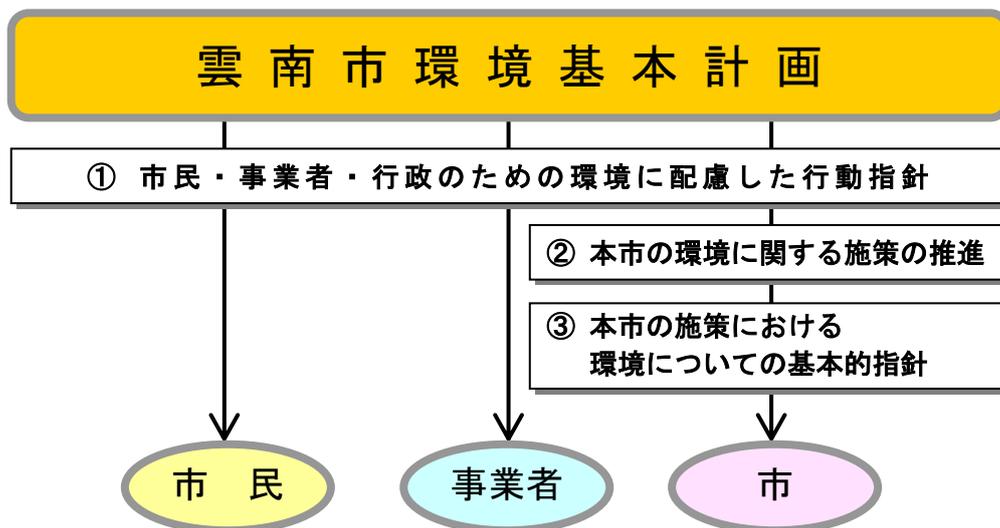
本市では平成18年9月に「雲南市総合計画」を策定しました。同計画では本市の基本理念を「生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり」と定め、「美しい農山村の風景」や「新鮮で安全な食と農」など、ふるさとの「五つの恵み」を活かした「ふるさとづくり」を提唱しています。そして、そのような「ふるさと」の将来像として、市民・事業者・行政が目指す五つの将来像を示しています。

そのひとつとして「環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり」を挙げ、「神話と自然を活かした田園都市」や「環境にやさしく住みたくなるまち」を目標として、「景観づくりの推進」、「自然保護・環境保全の推進」、「循環型社会の構築」、「住環境の充実」などに取り組むこととしています。

雲南市環境基本計画は、本市の誇る素晴らしい環境を次世代に伝えていくため、本市の環境に関する施策を、中長期的な視点から総合的・計画的に推進することを目的としており、環境に関する総合計画として位置付けられます。そのため、本市の環境の現状を示し、今後、本市のあるべき環境像と基本目標を定め、それを実現させるための施策の方向性・取組み内容など、環境の保全・創造に必要な基本的事項を明らかにしています。さらに、これらは今後の市民・事業者の行動指針及び環境行政の指針となります。

2) 計画の性格及び役割

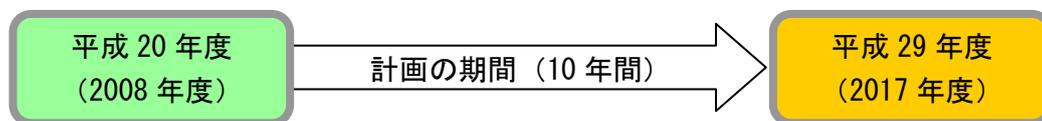
本計画は、環境基本法でうたわれている市町村の責務として、本市の環境を保全・創造するために必要な基本的事項について定めたものであり、①、②及び③に示すような性格及び役割を有します。



計画の性格及び役割

3) 計画の期間

本計画の期間は、平成 20 年度（2008 年度）から平成 29 年度（2017 年度）までの 10 年間としていますが、平成 24 年度（2012 年度）に見直しを行いました。



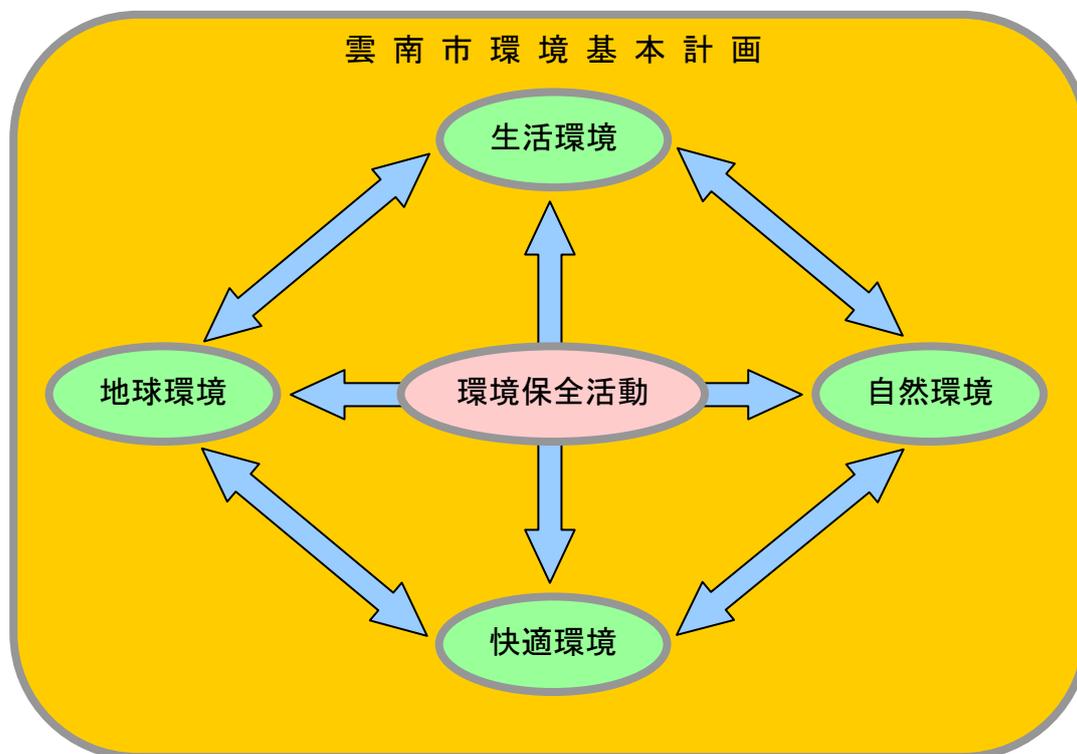
計画の期間

4) 計画策定の対象

本計画で対象とする環境は、次の5つのものとします。

計画策定の対象

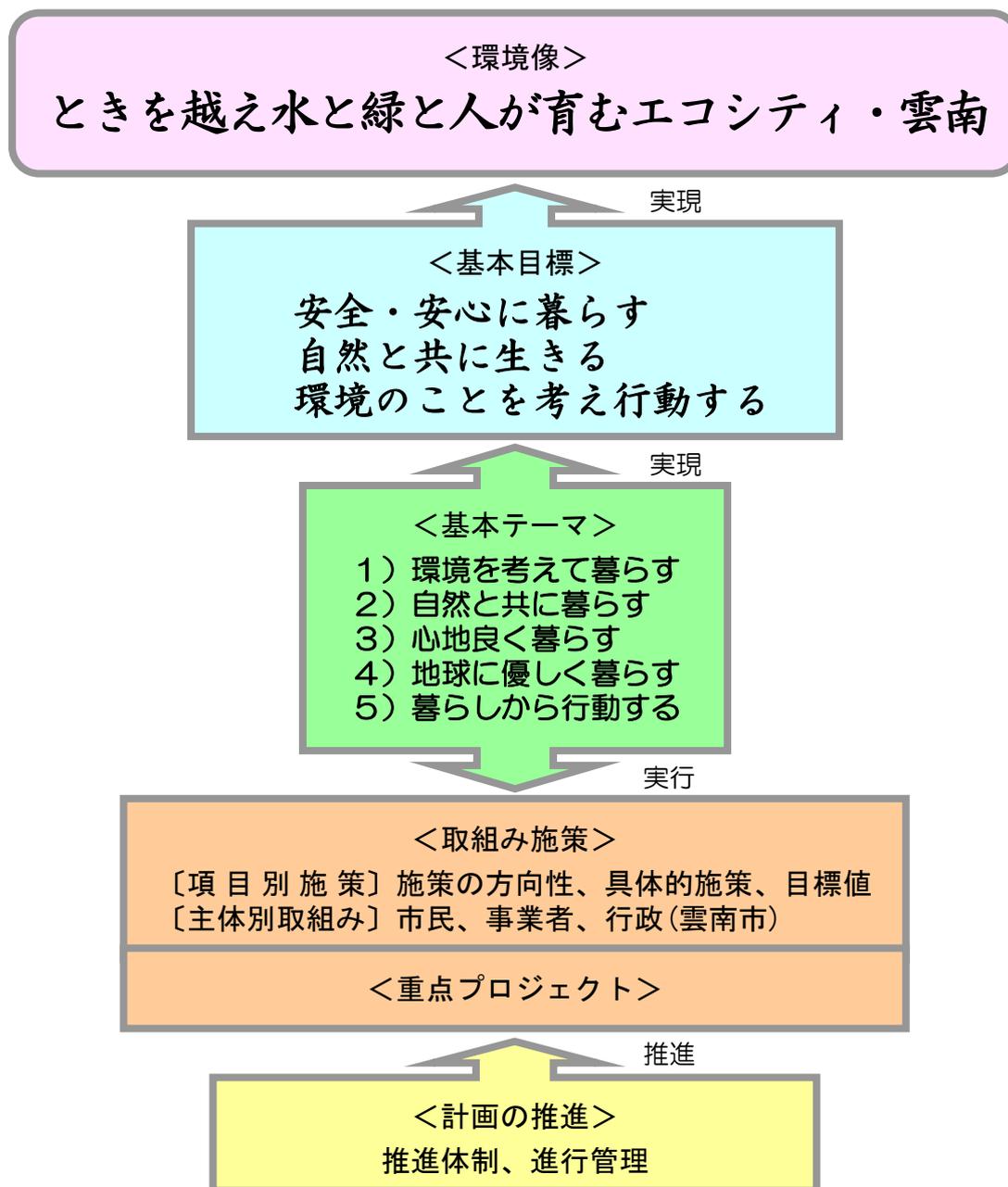
- ① 生活環境（水や大気、廃棄物など）
- ② 自然環境（生きものや森林、農地、水辺など）
- ③ 快適環境（公園・緑地や景観など）
- ④ 地球環境（地球温暖化や省資源・省エネルギーなど）
- ⑤ 環境保全活動（住民参加や環境学習など）



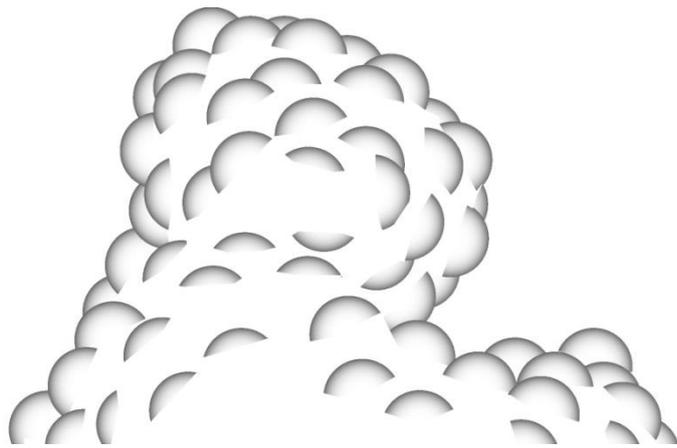
計画策定の対象

5) 計画の枠組み

本計画の枠組みとしては、まず、本市が目指す「環境像」を設定します。次に、環境像を実現するための「基本目標」を定め、その下に前項で示した5つの環境ごとに「基本テーマ」を決めます。そして、各テーマで取り組む項目を定め、各項目の具体的な施策を明らかにします。また、より具体的で実現性の高い取組みを重点プロジェクトとして計画します。さらに、これらを実現させるために必要な推進体制や進行管理について検討します。



計画の枠組み



第 2 章

基礎調查

1

雲南市の姿

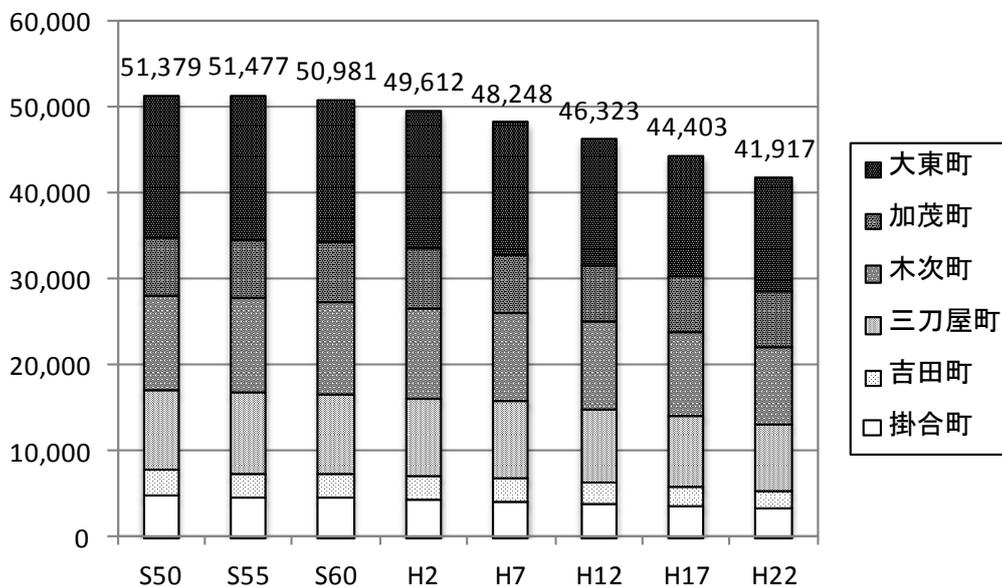
1) 雲南市の概況

1-1 社会特性

(1) 人口

- 本市の人口は昭和 55 年度以降減少傾向で推移しています。

人口の推移



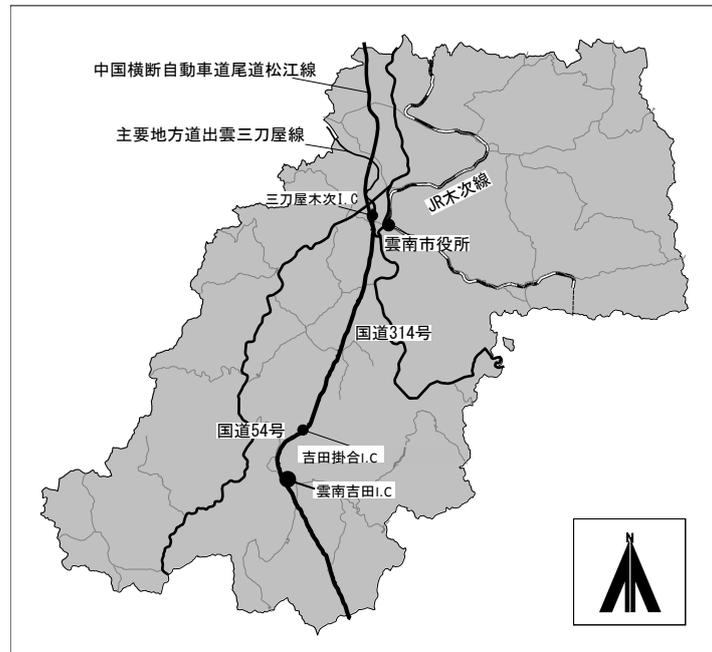
出典：国勢調査

(2) 交通

- 山陰と山陽を結ぶ一般国道 54 号が、松江市宍道町で一般国道 9 号から分岐し本市を南北に貫き、一般国道 314 号が三刀屋町から南東に伸びています。
- 市中心部を南北に貫く中国横断自動車道尾道松江線の整備が進んでおり、平成 15 年には三刀屋木次インターチェンジ以北が供用され、平成 25 年 3 月には吉田掛合インターチェンジから三次東ジャンクション・インターチェンジ間が開通します。
- 本市の公共交通機関として JR 木次線とバス交通があります。JR 木次線は松江市の宍道駅と広島県庄原市の備後落合駅を結び、本市では加茂町・大東町・木次町に駅があります。

- バス交通については、平成 25 年 4 月より中国横断自動車道尾道松江線、主要地方道出雲三刀屋線を都市間高速バスが運行します。また、大東町松江市間は一畑バスが、三刀屋町出雲市間は民間委託バスがそれぞれ運行しています。さらに、市内 6 町間を市民バス（コミュニティバス）が、吉田町及び掛合町ではデマンドバスが運行しています。

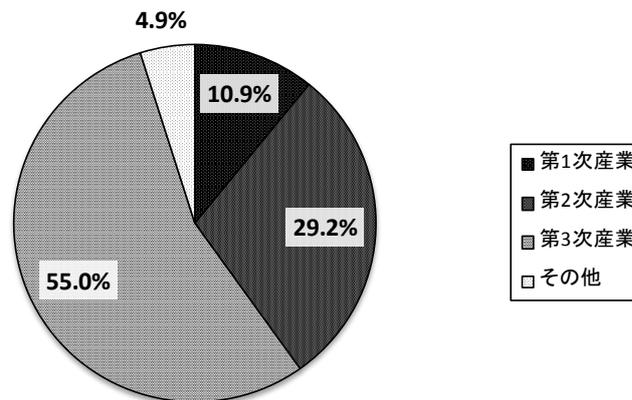
本市の交通網図



(3) 産業

- 平成 22 年国勢調査による本市の産業就業者数の内訳は、第 1 次産業 10.9%、第 2 次産業 29.2%、第 3 次産業 55.0%です。

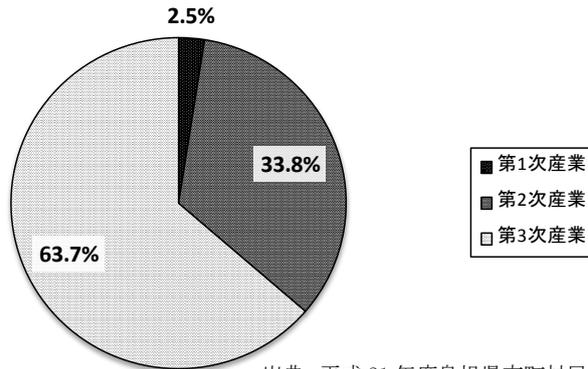
産業就業者数の内訳（平成 22 年度）



出典：平成 22 年国勢調査

- 平成 21 年度「しまねの市町村民経済計算」※1による本市の経済活動別総生産の内訳は、第 1 次産業 2.5%、第 2 次産業 33.8%、第 3 次産業 63.7%となります。

経済活動別総生産の内訳（平成 21 年度）

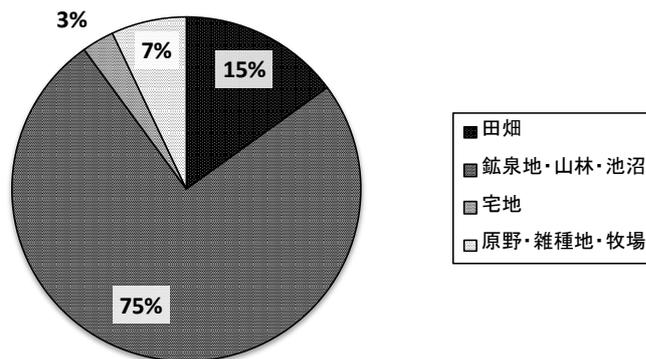


- 本市では、米や畜産、ぶどう・茶・葉ねぎ・ほうれん草・とうがらし・花き栽培等良質な農産物や、乳製品・ワイン・味噌・餅等の豊富な加工品が生産されています。
- JA 雲南を通じた出荷に加えて、大東町の直産市、吉田町の(株)吉田ふるさと村の契約栽培、木次町や掛合町内にある道の駅での販売等、独自の販路が確保されています。
- 工業については、木次町・加茂町等に工業団地が整備されており、誘致企業をはじめとする事業所が立地しています。特に、木次町には一般機械製造業、電気機械製造業等の集積が進んでおり、平成 22 年工業統計調査の製造品出荷額等は県内第 4 位となっています。

(4) 土地利用

- 本市の土地利用面積の割合は、平成 22 年度では、田・畑の用地が 15%、鉱泉地^{※2}・山林・池沼が 75%、宅地が 3%、原野・雑種地が 7%を占めています^{※3}。

土地利用面積の割合（平成 22 年度）



- 合併前後では、宅地等が増加し、田・畑等は減少しています。鉱泉地は同程度で推移しています。

※1 市町村民経済計算：1 年度間に市町村内の経済活動によって生み出された付加価値を「生産」と「分配」の両面からとらえたものです。島根県では、内閣府が示した「県民経済計算標準方式推計方法」に準拠して推計した県民経済計算の県内総生産及び県民所得を、各種の統計数値によって、市町村別に按分して推計しています。

※2 鉱泉地：鉱泉（温泉を含む）湧き出し口、及びその維持に必要な土地です。

※3 ここでの土地利用の利用種別割合は民有地を対象としており、官有地等を含みません。

(5) 法規制

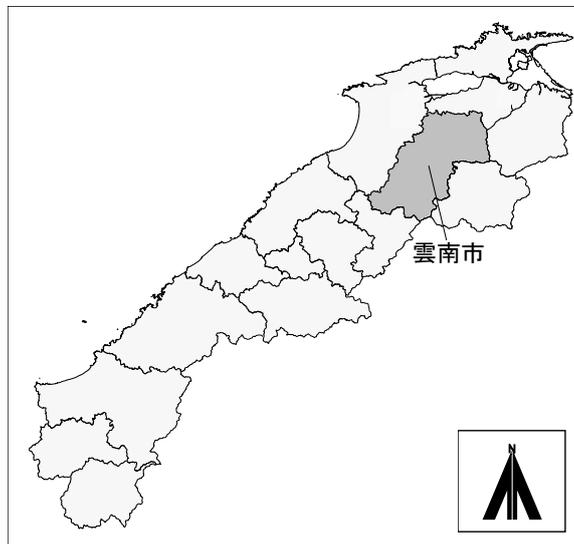
- 市では、現在「雲南市都市計画マスタープラン」の策定をおこなっています。
- 現在の用途地域は、大東町中心部及び木次町中心部から一般国道 54 号沿いの開発区域が指定されています。
- 本市には自然公園として、南部に龍頭八重滝県立自然公園が指定されています。

1-2 自然特性

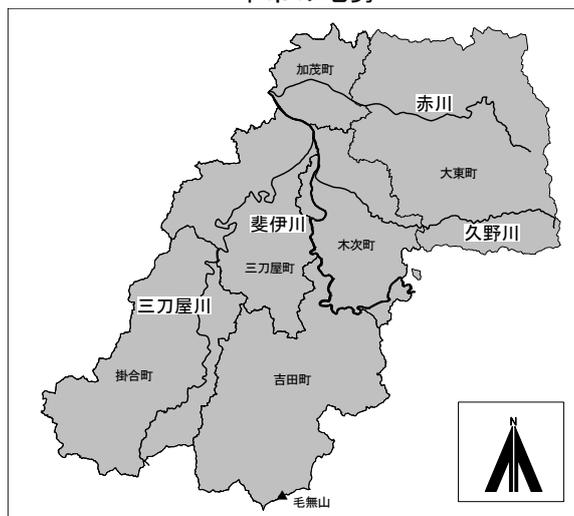
(1) 位置・面積等

- 本市は島根県東部に位置し、北部は松江市、西部は出雲市、東部は安来市・奥出雲町、南部は飯南町・広島県三次市に接しています。面積は 553.37km²^{※1} で、島根県の総面積の 8.3%に当たります。
- 本市の南部は中国山地に至り、最南端にある毛無山（1,062m）を頂点として北部の出雲平野に続いていることから、標高差が大きくなっています。加茂町から大東町、木次町、三刀屋町にかけて、斐伊川と赤川、三刀屋川、久野川の合流地点を中心とした平野が広がっています。

本市の位置



本市の地勢



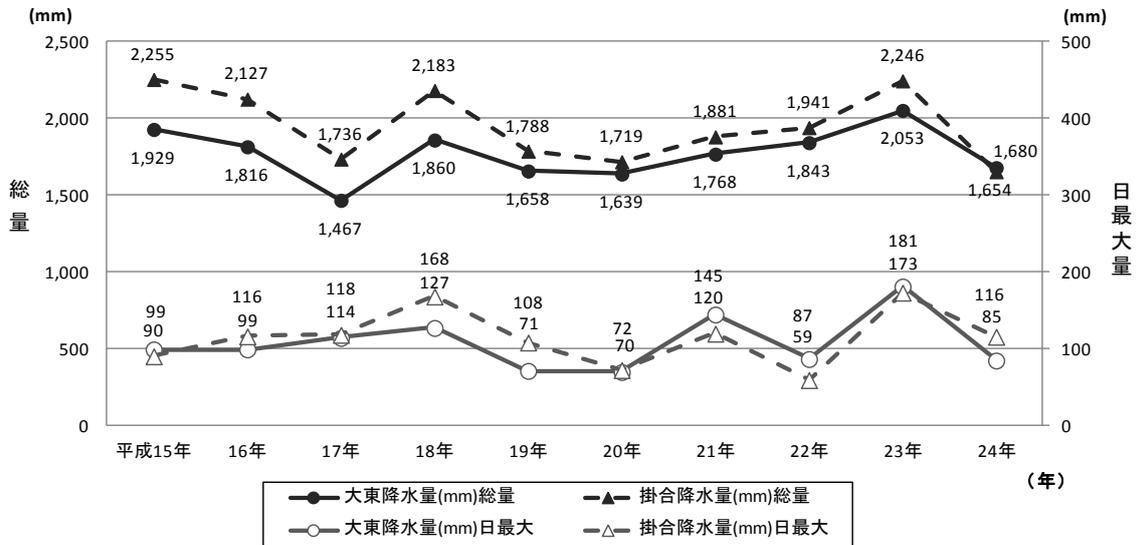
※1 出典：「平成 18 年全国都道府県市区町村別面積調」（平成 18 年、財団法人日本地図センター）

(2) 気象

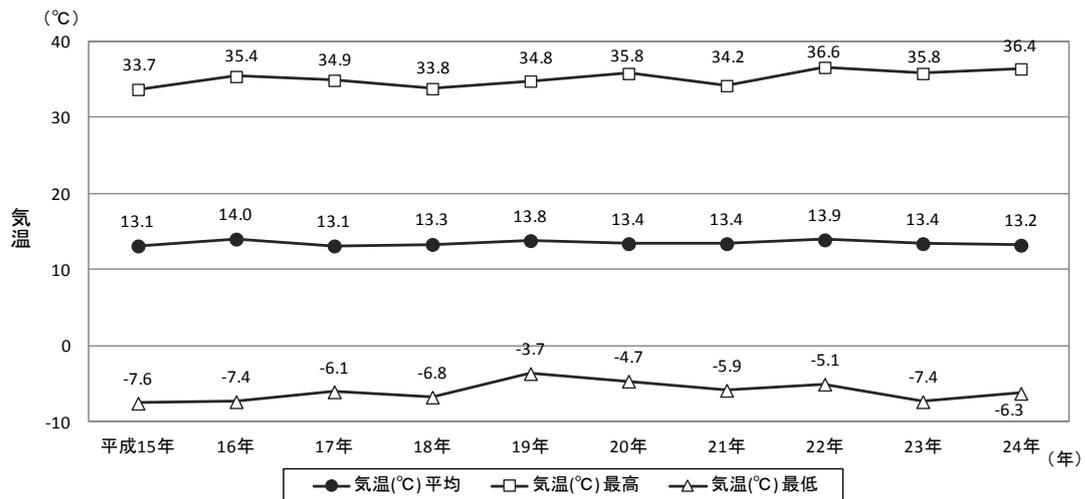
- 松江地方気象台によると、大東観測所における平成 24 年の降水量は年総量 1,680mm となっています。
- 掛合観測所における平成 24 年の年平均気温は 13.2℃、最低気温は-6.3℃、最高気温は 36.4℃であり、降水量は年総量 1,653.5mm となっています。

気象の推移

降水量（大東観測所・掛合観測所）



気温（掛合観測所）



出典：気象庁資料

1-3 構想・計画

(1) 雲南市総合計画 後期基本計画（雲南市：平成23年2月策定）

基本理念

生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくり

『五つの恵み』のあるふるさと

- 笑顔あふれる地域の絆
- 世代がふれあう家族の暮らし
- 美しい農山村の風景
- 多彩な歴史遺産
- 新鮮で安全な食と農

分野別将来像

- 市民と行政の協働によるまちづくり 《住民自治》
- ◎ 環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり 《定住環境》
- 地域で支えあうらしづくり 《保健・医療・福祉》
- ふるさとを愛し豊かな心を育む教育と文化のまちづくり 《教育・文化》
- 賑わいあふれる雲南市 《産業・雇用》

将来像：環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり 《定住環境》

まちづくりの将来目標

- 神話と自然を活かした田園都市
- 環境にやさしく住みたくなるまち

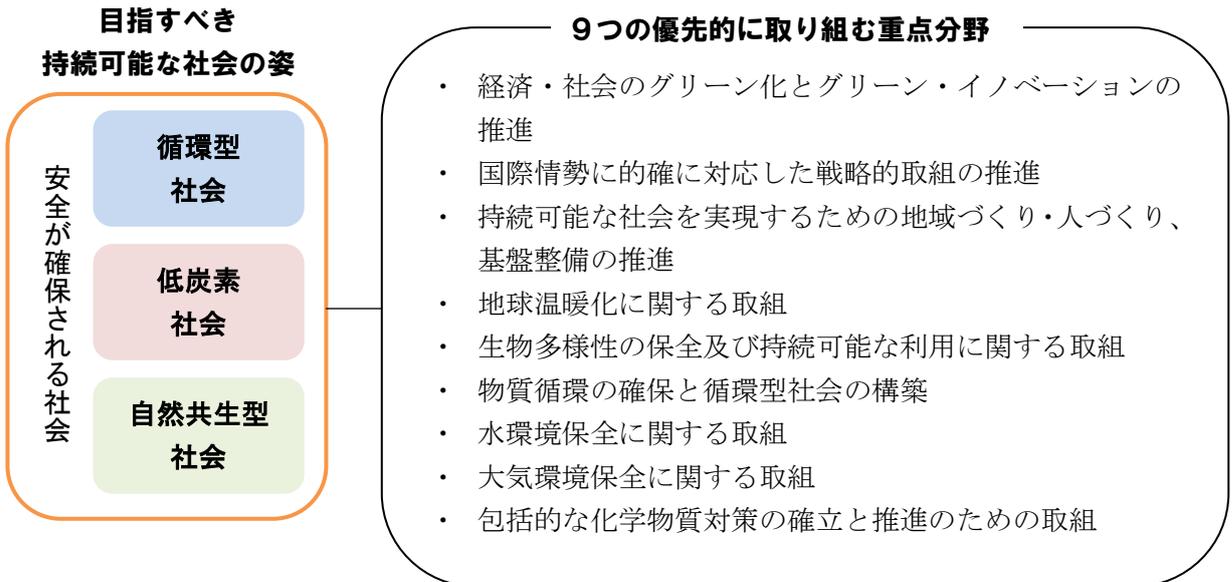
対象となる主な施策

- 自然環境・景観の保全
自然環境の保全、景観の保全と創造、保護保全の啓発
- 環境衛生の充実
ゴミの減量と適正処理の推進、ゴミのリサイクルの推進
し尿の適正処理
- 上水道の整備
水道施設の整備促進、水道施設の適正な維持管理、水道経営の安定化
- 下水道の整備
下水道施設の整備促進、下水道施設の維持管理
下水道整備の推進、水道経営の安定化

(2) 環境関連計画

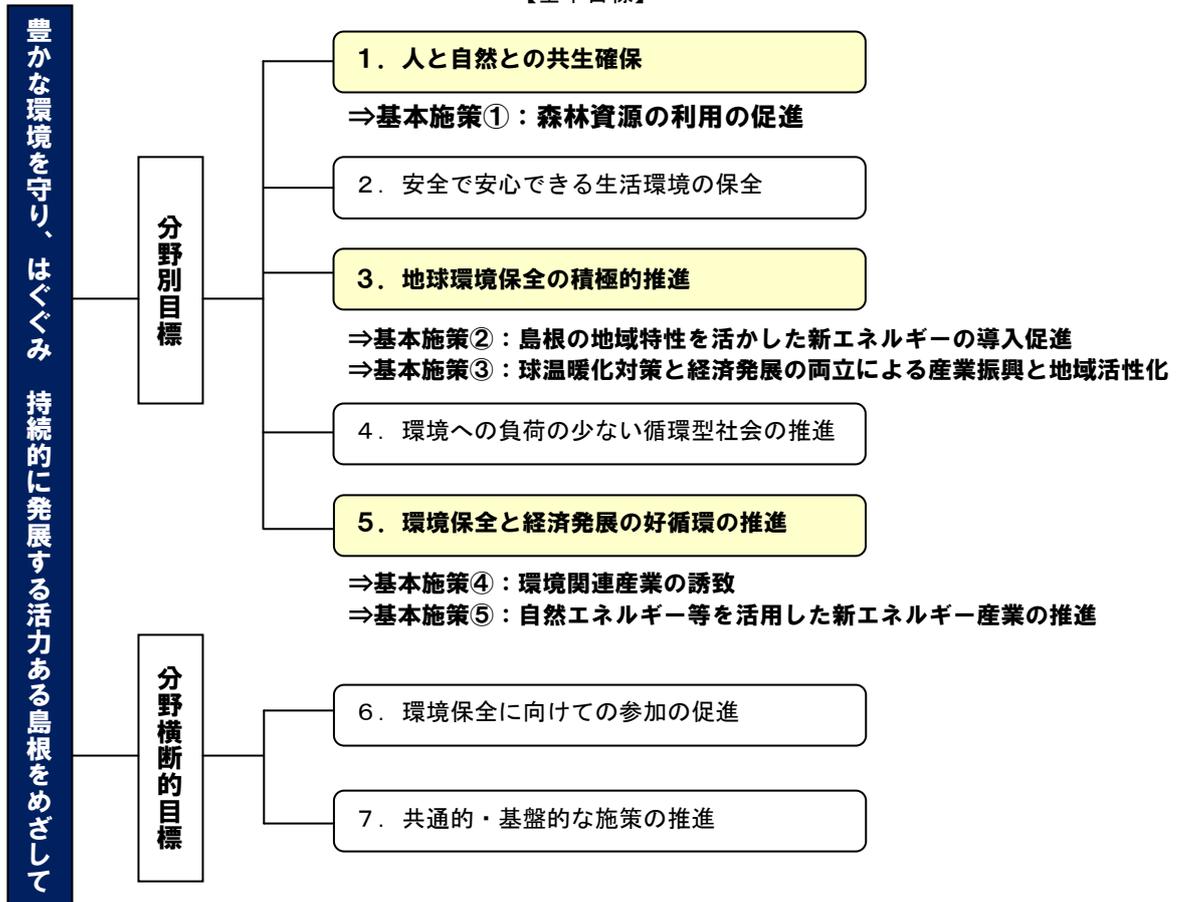
- 本計画の策定に当たり、上位計画となる国の「第四次環境基本計画」及び「第2期島根県環境基本計画」の内容を整理します。これらの計画は、良好な環境の保全及び創造を目指す総合的な環境行政制度の中心として位置付けられ、環境行政の基本指針であるとともに、市民や事業者の環境面に係る指針となるものです。

① 第四次環境基本計画（環境省：平成24年4月閣議決定）



② 第2期島根県環境基本計画（島根県：平成23年3月策定）

【基本理念】



2) 雲南市の環境

2-1 生活環境

(1) 大気

- 本市に最寄りの測定局である出雲保健所の測定結果によると、二酸化硫黄（SO₂）、二酸化窒素（NO₂）については環境基準が達成されています。
- 浮遊粒子状物質については、平成13年度、平成18年度から平成21年度調査の短期的評価^{※1}で環境基準を未達成となっていますが、平成22年度には短期的・長期的評価^{※2}ともに達成されています。
- 光化学オキシダントは未達成の状況にあります。

環境基準達成状況（地点：出雲保健所）

二酸化硫黄（SO₂）

年度	環境基準達成状況		(参考) 年平均値 (ppm)
	短期的評価	長期的評価	
平成13年度	○	○	0.001
平成14年度	○	○	0.001
平成15年度	○	○	0.001
平成16年度	○	○	0.001
平成17年度	○	○	0.001
平成18年度	○	○	0.001
平成19年度	○	○	0.001
平成20年度	○	○	0.001
平成21年度	○	○	0.001
平成22年度	○	○	0.001

浮遊粒子状物質（SPM）

年度	環境基準達成状況		(参考) 年平均値 (ppm)
	短期的評価	長期的評価	
平成13年度	×	○	0.024
平成14年度	○	○	0.022
平成15年度	○	○	0.024
平成16年度	○	○	0.022
平成17年度	○	○	0.025
平成18年度	×	○	0.025
平成19年度	×	○	0.025
平成20年度	×	○	0.019
平成21年度	×	○	0.019
平成22年度	○	○	0.015

二酸化窒素（NO₂）

年度	環境基準達成状況		(参考) 年平均値 (ppm)
平成13年度	○	○	0.006
平成14年度	○	○	0.006
平成15年度	○	○	0.006
平成16年度	○	○	0.005
平成17年度	○	○	0.005
平成18年度	○	○	0.005
平成19年度	○	○	0.005
平成20年度	○	○	0.005
平成21年度	○	○	0.005
平成22年度	○	○	0.004

光化学オキシダント

年度	昼間の1時間 の年平均値 (ppm)	昼間の1時間値 の最高値(ppm)	環境基準 達成状況
平成13年度	0.033	0.094	×
平成14年度	0.037	0.099	×
平成15年度	0.038	0.104	×
平成16年度	0.037	0.121	×
平成17年度	0.038	0.091	×
平成18年度	0.033	0.091	×
平成19年度	0.036	0.112	×
平成20年度	0.034	0.113	×
平成21年度	0.036	0.096	×
平成22年度	0.037	0.091	×

出典：「平成22年度大気汚染測定結果報告書」（平成23年、島根県環境生活部）

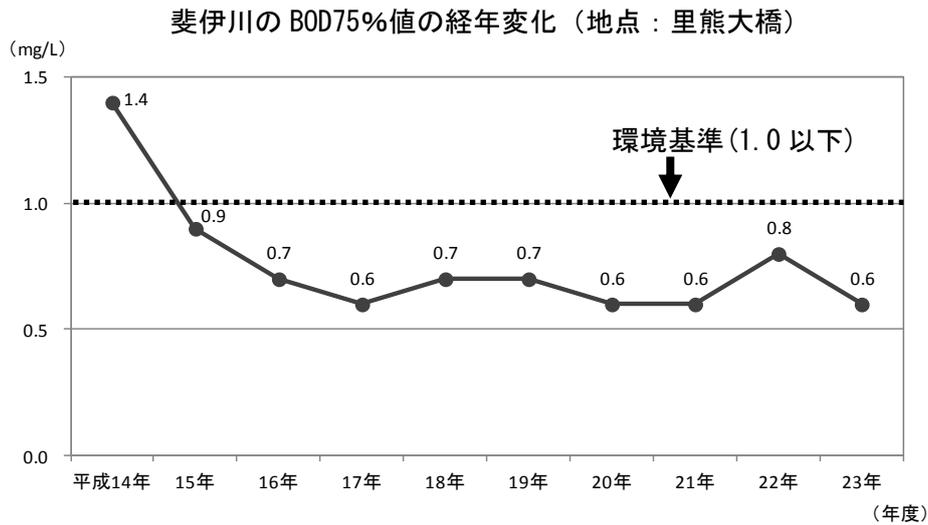
※1 短期的評価：連続して、または随時に行った測定について、1時間値及び1時間値の日平均値がある基準以下であれば環境基準達成となりますが、どちらか一方がある基準を超えれば環境基準未達成となります。

※2 長期的評価：二酸化硫黄、浮遊粒子状物質は年間にわたる日平均値の2%除外値を、二酸化窒素については年間にわたる日平均値の98%値を用いて評価を行います。

(2) 水質

①河川の状況

- 生活排水等の影響による水質汚濁がみられますが、近年の水質は改善傾向にあり、斐伊川（河川 AA 類型指定）では、汚濁の指標となる BOD が平成 15 年度以降環境基準を達成しています。



出典：「平成 23 年度 公共用水域及び地下水水質測定結果」（平成 24 年、島根県）

②上水道・下水道の状況

- 上下水道については、合併前は各町が単独で供給及び処理していたほか、木次町・三刀屋町が水道企業団と公共下水道事務組合を構成し、供給及び処理していました。合併後は本市が一括して管理しています。
- 本市の水道普及率は、平成 23 年度で 94.2%となっています。

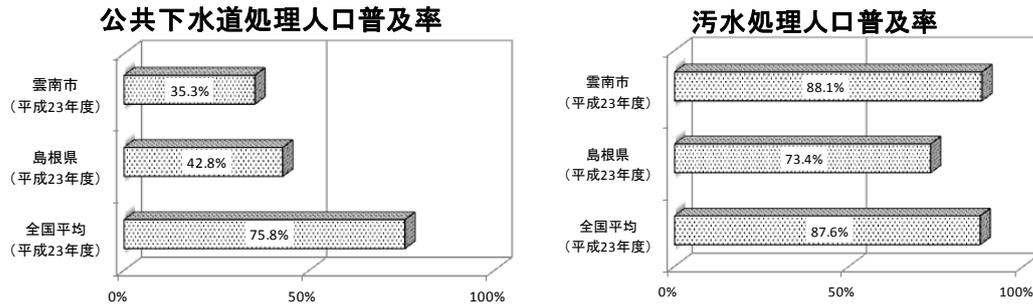
水道普及率（平成 23 年度）

行政区 域内総 人口 (人)	合計			上水道			簡易水道			専用水道(自己水源の みによるもの)			普及率 (%)
	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	箇所 数	計画給 水人口 (人)	現在給 水人口 (人)	
40,803	21	43,244	38,437	3	32,650	29,769	17	10,506	8,590	1	88	78	94.2

出典：雲南市資料

- 本市の公共下水道処理人口普及率は島根県及び全国平均を下回っていますが、汚水処理人口普及率は全国平均と島根県を上回っています。

公共下水道処理人口普及率^{※1}及び汚水処理人口普及率^{※2}



出典：国土交通省資料、島根県資料

- し尿は、雲南広域連合の雲南クリーンセンターにより処理しています。
- 市では平成 19 年度に「雲南市水道ビジョン」を策定し、今後の事業計画を立てています。平成 16 年度に「生活排水処理基本計画」(平成 21 年度改訂)を策定し、市民の生活排水への意識啓発や公共下水道等の整備を推進しています。
- 雲南広域連合において、汚泥共同処理施設整備事業の計画が進められています。

(3) 騒音・振動

- 本市での騒音に係る環境基準は、木次町は(A, B, C)、大東町、加茂町及び三刀屋町は(B, C)の類型指定が行われています。なお、騒音規制地域の指定はありません。
- 市内で最も交通量の多い一般国道 54 号の自動車騒音は、加茂町加茂中で昼夜とも環境基準を達成しています。

自動車騒音定測結果

単位：dB

路線名	地点名	時間帯	等価騒音レベルの平均値	環境基準	要請限度
一般国道 54 号	島根県雲南市 加茂町加茂中	昼	70	70	75
		夜	64	65	70

出典：平成 24 年度自動車騒音常時監視測定データ (雲南市)

(4) 悪臭

- 悪臭については、平成 15 年度～平成 18 年度は苦情件数が 1 年あたり 0～1 件で推移していましたが、平成 19 年度～平成 20 年度は 1 年あたり 4～5 件と増加傾向にあります。(後掲)

(5) ダイオキシン類

- 島根県内の一般環境(大気、水質、底質、地下水、土壌)における調査では、いずれも環境基準を下回っています。

※1 公共下水道処理人口普及率＝公共下水道処理人口／行政人口×100

※2 汚水処理人口普及率＝(下水道処理人口＋農業(漁業)集落排水処理人口＋合併処理浄化槽人口)／行政人口×100

環境中のダイオキシン類常時監視結果（地点：島根県内）

調査対象	区分	測定地点数	単位	測定結果				
				環境基準超過地点数	最小値	最大値	平均値	環境基準
大気	-	7	pg-TEQ/m ³	0	0.010	0.016	0.013	0.6
水質	河川	3	pg-TEQ/L	0	0.086	0.33	0.18	1
	湖沼	1	pg-TEQ/L	0	0.095	0.095	0.095	
底質	河川	3	pg-TEQ/g	0	0.62	4.7	2.0	150
	湖沼	1	pg-TEQ/g	0	0.50	0.5	0.5	
地下水	-	6	pg-TEQ/L	0	0.071	0.099	0.84	1
土壌	-	8	pg-TEQ/g	0	0.0038	0.29	0.083	1,000

出典：「平成 23 年版 環境白書」（平成 24 年、島根県）

(6) 公害苦情

- 本市における公害苦情は、平成 18 年度では、「その他」が 57 件で例年と比較して大きく増加しているため、件数の合計は 63 件とこれまでで最も多くなっており、それ以降もやや多い苦情件数となっています。

公害苦情件数の推移

分類	平成14年度	平成15年度	平成16年度	平成17年度	平成18年度	平成19年度	平成20年度	平成21年度	平成22年度
大気汚染	13	8	4	-	1	11	4	4	-
水質汚濁	3	1	1	4	4	1	-	-	1
土壌汚染	-	1	-	-	-	-	-	-	-
騒音	-	1	-	-	-	-	-	-	-
振動	-	-	-	-	-	-	-	-	-
地盤沈下	-	-	-	-	-	-	-	-	-
悪臭	6	1	1	-	1	4	-	-	2
その他	14	17	23	17	57	38	38	33	44
合計	36	29	29	21	63	54	42	37	47

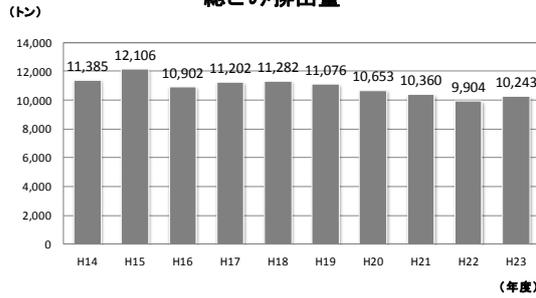
出典：「平成 22 年版 島根県統計書」（平成 22 年、島根県）

(7) 廃棄物

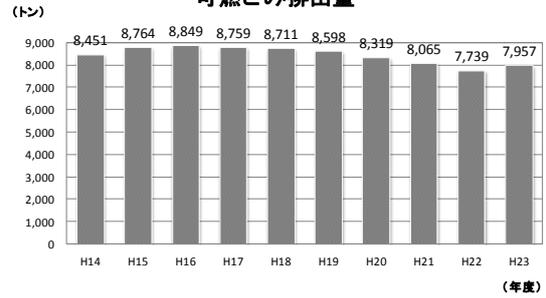
- 市では平成 19 年度を初年度、平成 33 年を計画目標年度に「雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」（平成 25 年 3 月改訂）を定めています。
- 可燃ごみは、本市のうちの 2 町（吉田町・掛合町）は雲南市・飯南町事務組合いいしクリーンセンターにいったん集められ、出雲エネルギーセンターへ運び出雲市に処理委託しています。他 4 町は同組合雲南エネルギーセンターで処理し、RDF を製造しています。
- 資源ごみ（スチール缶・アルミ缶・びん類）と不燃ごみ（金属類、陶器・ガラス・プラスチック類）は、本市のうちの 2 町（吉田町・掛合町）は同組合いいしクリーンセンターで、他 4 町は同組合リサイクルプラザで処理しています。
- 埋立処分はリサイクルプラザの最終処分場、雲南市・飯南町事務組合いいしクリーンセンター及び加茂廃棄物処理場で行っています。
- 平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、可燃ごみ排出量・不燃ごみ排出量が若干増加しており、資源ごみは減少しているものの総ごみ排出量は若干増加しています。
- 平成 22 年度まで、総ごみ排出量、1 人 1 日平均ごみ排出量とも減少傾向となっています。また全国平均及び島根県平均を下回っています。
- 東日本大震災の原発事故の影響によるセシウムに汚染された稲わらを原因とする汚染堆肥が発生しています。

年間ごみ排出量の推移

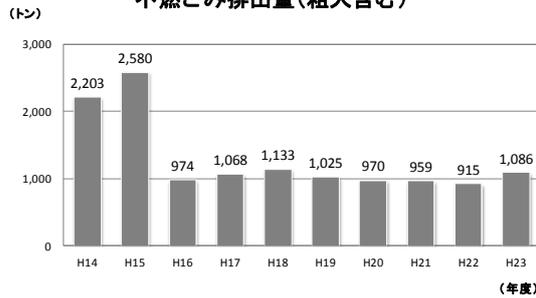
総ごみ排出量



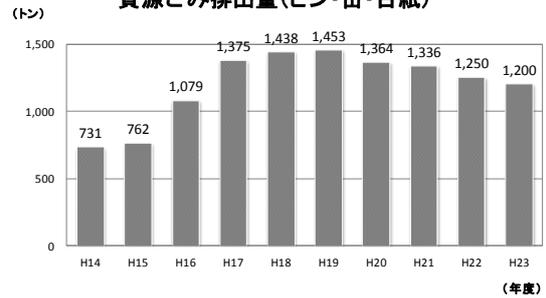
可燃ごみ排出量



不燃ごみ排出量(粗大含む)



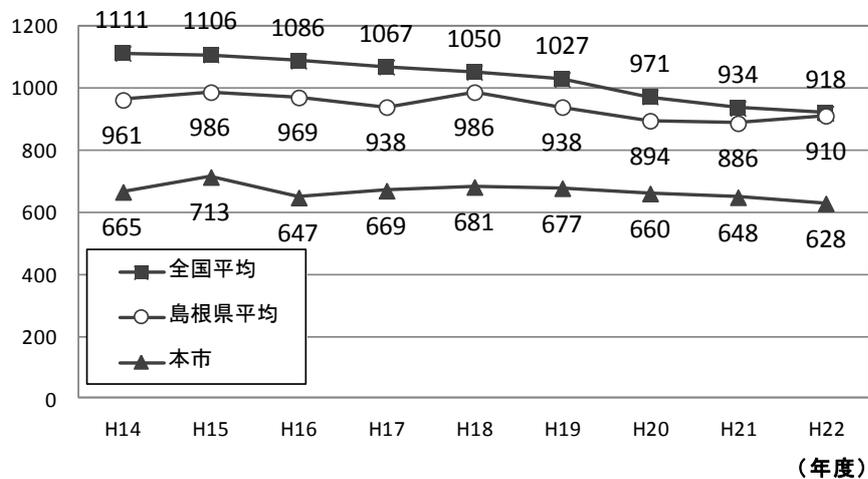
資源ごみ排出量(ビン・缶・古紙)



出典：「雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書」（平成 25 年 3 月、雲南市）

1人1日平均ごみ排出量の推移

(g/人・日)



注：全国（H16 まで）及び島根県には自家処理量を含みます。

全国（H17）には集団回収量を含みます。

出典：「雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画書」（平成 25 年 3 月、雲南市）、
環境省資料、島根県資料

- 自治会と市が連携し、古紙回収等のリサイクルや分別徹底等に取り組んでいます。市では、ごみ集積施設整備費の補助、分別学習会や広報・チラシによる啓発を実施しています。

2-2 自然環境

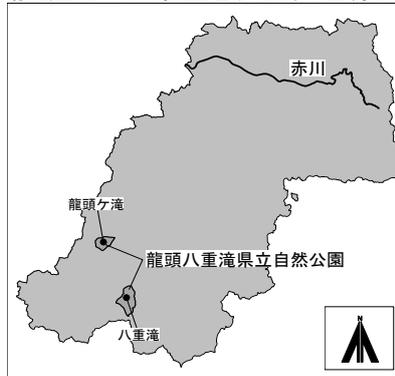
(1) 動植物

- 本市では、中国地方中山間部に典型的にみられる動植物が豊富に生息・生育しているほか、様々な貴重な野生動植物が確認されています。
- 本市が位置する県東部で確認されている絶滅危惧種^{※1}は、哺乳類ではツキノワグマ、ヤマネ、カワネズミ等、鳥類ではオオヨシゴイ、ハヤブサ、クロツラヘラサギ、カリガネ等、淡水魚では、ゴギ、アカヒレタビラ、カジカ等、昆虫類ではコオイムシ、アサカミキリ、タガメ等、植物ではウスバサイシン、ヒメシヤガ、アンペライ等があります。
- 古代の貴族が身にまとう高貴な色の原料となっていた植物「ムラサキ」は、以前は本市にも原生していましたが、現在では環境省の絶滅危惧種に指定される等、「幻の草」となっています。
- 島根県による「みんなで調べるしまねの自然調査」では、県民が県内の野生動植物の情報収集・提供を行うことで、野生動植物の理解を深めています。

(2) 生態系

- 掛合町内に位置する龍頭八重滝県立自然公園は、龍頭ヶ滝とその一帯の山域及び八重滝とその一帯の山域の2つの団地からなり、これらの滝はともに「日本の滝百選」に選ばれています。
- 龍頭ヶ滝は、一般国道54号線の西側、滝谷川に架かる高さ40mの滝で、周囲はうっそうとした杉並木やウラジロガシを主体とする広葉樹林で覆われています。清流にはヤマメ、オイカワ（ハヤ）等とともに、国の特別天然記念物のオオサンショウウオも生息しており、豊かな生態系が保たれています。
- 八重滝は、龍頭ヶ滝の南約10kmの地点にあり、約1.5kmにわたる溪流の地域内に7つの滝が連続し、豊かな自然林と一体となっています。
- 斐伊川の支流の赤川流域はゲンジボタルの名所です。市民有志で結成された「赤川ほたる保存会」により保護・増殖活動が続けられ、また、市でもホタルの保護・増殖を図るべく「雲南市ほたる保護条例」を制定し、ホタルの里づくりを進めています。

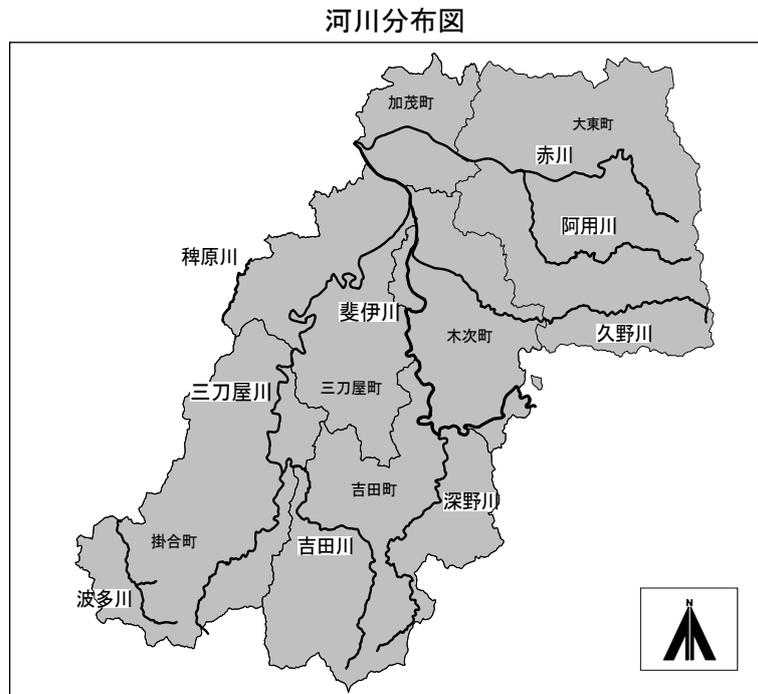
龍頭八重滝県立自然公園と赤川



※1 出典：「改訂 しまねレッドデータブック」（平成16年、島根県）

(3) 水辺

- 本市には、斐伊川本流と支流の赤川・三刀屋川・久野川・深野川等、それらの支流である阿用川・吉田川等が流れているほか、神戸川に注ぐ稗原川・波多川等、多くの大小河川が流れています。



- 自治会、河川愛護団体により、草刈り・清掃や水辺の学習会等が実施されています。
- 斐伊川は、国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」に登録され、水辺での活動を安全かつ充実したものとするために必要な整備が行われています。
- また、国土交通省、文部科学省、環境省が連携し、市民団体、教育関係者、河川管理者が一体となって身近な水辺での子どもたちの自然体験活動推進を目的とする「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」が進められています。
- そのほか、宍道湖水質汚濁防止対策協議会では、「みんなで調べる宍道湖流入河川調査事業」として、宍道湖沿岸の小中学生が流入河川の調査を年5回実施し、各校がその成果を発表していますが、本市では4校が参加し、水環境に関する学習を進めています。

(4) 森林

- 本市の林野面積は、平成17年には44,089haでしたが、平成23年では43,799haとなり、わずかに減少しています。面積の内訳は、天然林21,062ha(48%)、人工林20,309ha(46%)、無立木地 他2,428ha(6%)となっています。
- 特用林産物生産量^{※1}は、生しいたけが83.6tと最も多く、次いで黒炭24.5t、たけのこ13.0tとなっています。

※1 特用林産物生産量：森林から生産される林産物のうち、木材を除いたものです。

- 本市は広大な林野面積を持ち、豊富な森林資源を有していますが、木材価格の低迷等から林業生産活動は停滞しており、手入れのされていない森林の増加が懸念されています。
- 近年では、山林に生息する動物が人間の居住区に侵入したり、農作物を食い荒らすといった被害が多くなっています。このため、本市では平成17年に「雲南市有害鳥獣駆除実施要領」を定め、対策を強化しています。

2-3 快適環境

(1) 環境美化

- 県道沿線や河川へのごみの不法投棄が散見されます。
- 6月の環境月間には、市内各地の自治会やグループが草刈や空き缶回収作業を行っています。
- 島根県道路愛護ボランティア制度「ハートフルロードしまね」により、本市内において道路の清掃、草刈等が取り組まれています。
- 掛合・三刀屋地域では、市民団体が「ボランティア・ロード」（国土交通省）に参加し、国道54号を中心に清掃や除草・花の管理・環境整備に取り組んでいます。
- 市では「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、ごみのポイ捨て禁止啓発、生活環境ウォーキング（不法投棄パトロール）、生活環境マップの作成のほか、自治会等と連携を図り、環境美化や分別徹底に取り組んでいます。
- また、ごみ集積施設整備費補助金制度により、ごみ分別の学習会を実施する等、市民の意識啓発を図っています。

(2) 身近な緑

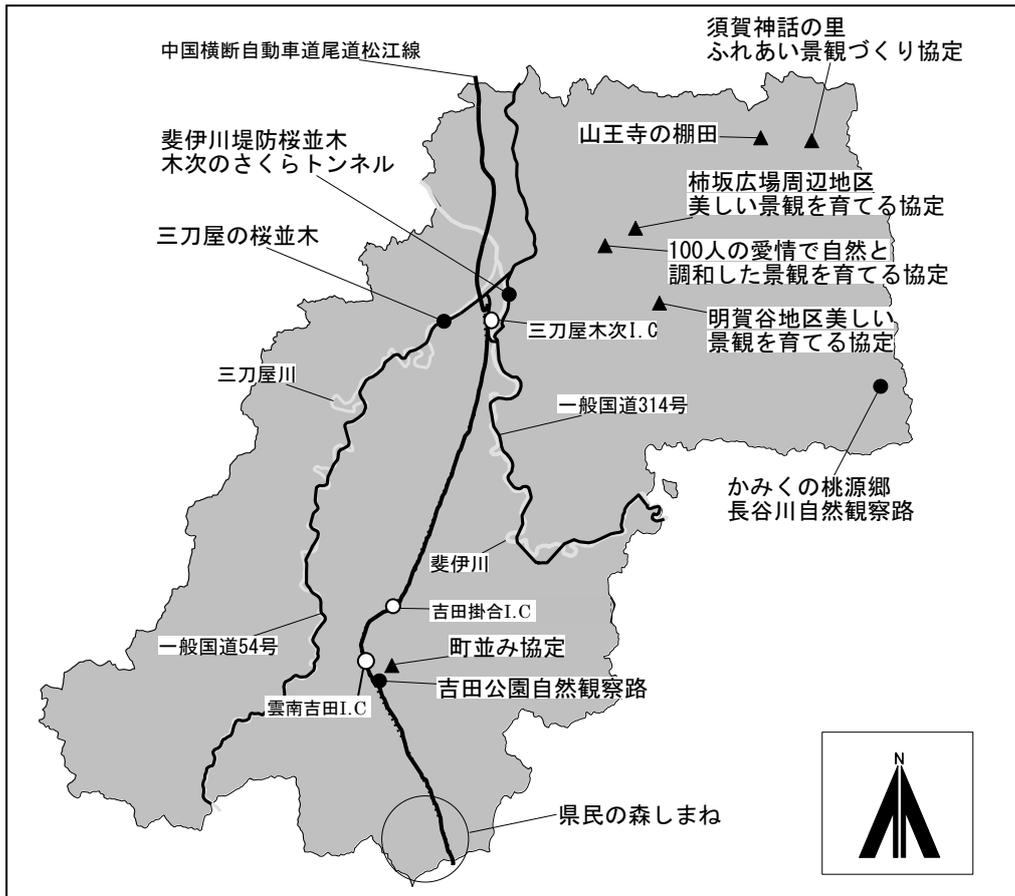
- 本市には「さえずりの森（波多ふれあいの里）」等の緑を身近に感じられるオートキャンプ場や展望施設が整備され、幅広い世代に親しまれています。
- 島根県「みんなでつくる身近な自然観察路」の選定観察路として、本市では、木次のさくらトンネル、三刀屋の桜並木、かみくの桃源郷長谷川自然観察路、吉田公園自然観察路があります。また中国自然歩道もあり、コースが整備されています。
- 斐伊川堤防桜並木は「日本さくら名所100選」に認定された中国地方随一の桜の名所です。JR木次駅前から約2kmにわたって、約800本の桜並木が続きます。
- 一般国道54号線沿いの三刀屋川の河畔も桜の名所です。約2kmにわたり約2,000本の桜が咲き誇ります。その中には黄緑色の桜「御衣黄」もあります。
- 毎年春には「きすき桜まつり」や「三刀屋桜まつり」が開催されます。
- 桜並木は、地元の活動団体により年2回の清掃と草刈りが実施されています。また、桜管理の専門職「さくら守」を配置して、樹齢80年以上になる桜の老木の保護や新たな苗の育成を行い、桜のまちづくりを進めています。

(3) 景観

- 大東町にある山王寺の棚田は「日本の棚田百選」に認定されており、貴重な景観資源となっています。
- 大東町では土地区画整理事業等により、公園や住宅等を一体的に整備しています。また、木次町・三刀屋町では、中国横断自動車道インターチェンジ周辺において、商業集積地や街路の整備が行われています。これらの整備地区では、市街地、農村住宅地としてまとまった景観が形成されつつあります。

- 大東町内では「ふるさと島根の景観づくり条例」に基づき、「須賀神話の里ふれあい景観づくり協定」、「100人の愛情で自然と調和した景観を育てる協定」等、4つの景観形成住民協定を締結しています。
- 大東町の久野地区では、景観づくりの一環として、久野の由来、生山城・生山神社の由来を記した看板を、地区内にあるキャンプ場「かみくの桃源郷」と「みはらし広場」に設置しています。

本市の身近な緑と景観



2-4 地球環境

(1) 地球温暖化

- 市では「地球温暖化対策推進法」に基づく取組みとして「第2期雲南市地球温暖化対策実行計画」を、平成25年度から平成30年度までの6年間の計画期間として定めています。
- これに基づき「夏季クールビズ」、「冬季省エネ対策」等、省エネルギー対策を実施しています。
- 雲南市住宅用太陽光発電導入促進事業補助金により、太陽光発電設備の普及を推進し、環境負荷低減を図っています。
- 平成24年9月より市内7事業所10店舗にて、レジ袋の無料配布とりやめをスタートさせました。

(2) 資源・エネルギー

- 本市は、平成16年に一般廃棄物再生利用率^{※1}が県内1位となり、その後も、県平均が20～23%で推移しているのに対し、本市は50～53%と非常に高い割合で推移しています。
- 雲南エネルギーセンターでは可燃ごみの固形燃料化を行っており（廃棄物固形燃料＝RDF）、その一部を自家消費するとともに、公共施設の冷暖房用燃料として利用し、残りは民間企業において有効利用されています。

※1 一般廃棄物再生利用率（資源化率）＝総資源化量／排出量×100

2-5 環境保全活動等

(1) 環境保全・啓発活動

- 「ふれあい環境助成金制度」により、本市内で7つの団体が助成団体として登録し、環境に関わる様々な活動に励んでいます。
- 「森づくり・資源活用実践事業」により、本市内で3団体が、森林や木材利用に関する取組みを行っています（平成19年度）。
- 掛合地域では、地球緑化センターが「森林ボランティア in 雲南市」を開催し、間伐や下刈り作業等の森林保全活動を実施しています。
- 本市には桜並木、滝、ホテル等の特徴的な自然資源があり、大東町の「赤川ほたる保存会」や加茂町の「赤川ラブリバー制度」等、市民による環境保全や水辺空間整備が行われています。
- 市が定めた「雲南市地域省エネルギービジョン」及び「雲南市地域新エネルギービジョン」を土台とし、市民主体の再資源化・環境保全活動、新エネルギー導入・省エネルギー推進に向けた取組みが行われています。
- 「島根県地球温暖化防止活動推進員」として、環境家計簿を利用した省エネルギー活動の普及に努めている人々や、マイバック運動、リサイクル運動など、積極的に環境保全活動を実践している個人・団体があります。
- 市では、旧加茂町で認証取得しているISO14001（環境マネジメントシステム）の全庁展開を進めています。
- 平成24年3月に「尾原ダム」が完成しました。ダム周辺では「尾原ダム・さくらおろち湖祭り」やボート競技などのイベントが開催され新たな地域資源として活用されています。また、周辺施設を活かしながら斐伊川流域圏の交流・連携を推進し、「水源地域ビジョン」の策定が進められています。

(2) 環境学習

- 「田んぼの学校」が、大東町の山王寺棚田で開校され、田植え体験等を実施しています。
- 「しまね自然の学校」では、自然体験活動を通じ子どもの自主性を導き出すことを目的にキャンプやクライミング、カヌー等を行っています。

田んぼの学校の様子①



田んぼの学校の様子②



2

意識アンケート結果(市民・事業者対象)

本結果は、市民・事業者のエネルギー消費実態や省エネルギーの取組み状況を把握した「雲南市地域省エネルギービジョン」(平成18年、雲南市)(以下、省エネビジョン)のアンケート結果、及び新エネルギーについて市民・事業者の認識度、意識、意向等を把握した「雲南市地域新エネルギービジョン」(平成19年、雲南市)(以下、新エネビジョン)のアンケート結果を再整理したものです。なお、実態をより良く把握するために、「雲南市総合計画」(平成18年、雲南市)のアンケート結果も併せて整理し記載しています。

これらの結果から本市の現況を理解し、市民と事業者の環境問題への認知や関心の度合を導き出すことで、今後の行政としての取組みの基礎資料としました。

1) 市民アンケート

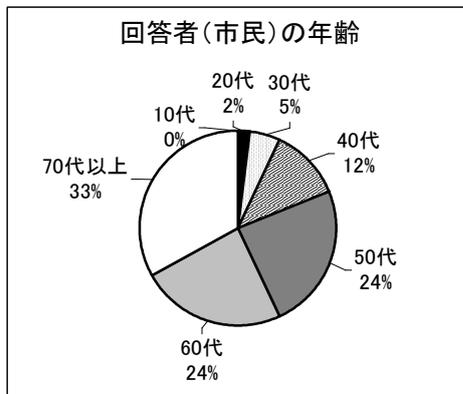
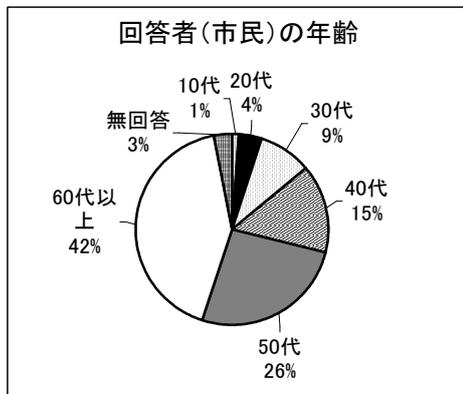
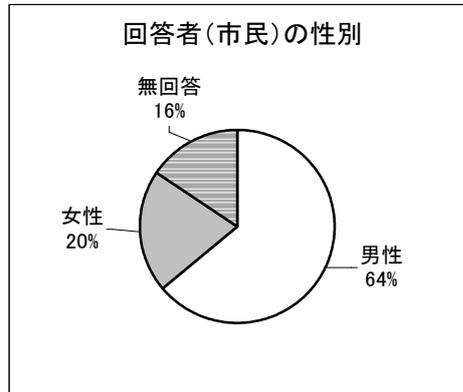
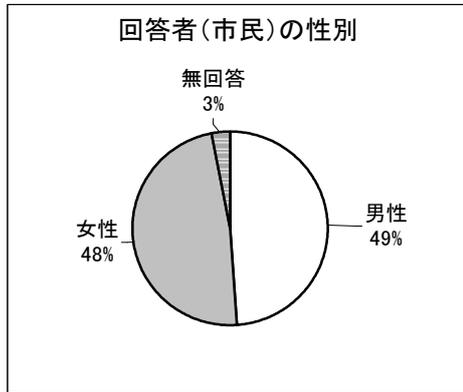
1-1 調査概要

市民アンケートの調査概要は以下の通りです。

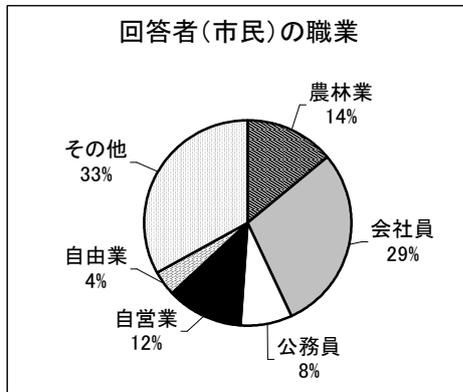
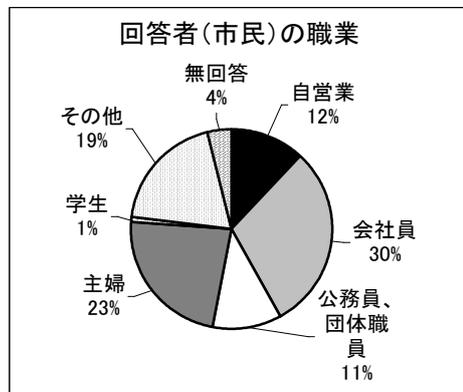
	省エネビジョン	新エネビジョン
調査対象地域	雲南市全域(大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町)	
調査対象	市民 (10代~60代以上)	市民 (10代~70代以上、無作為抽出)
調査方法	配布・回収とも郵送	
実施時期	平成17年9月10日~10月7日	平成18年10月5日~18日
配布数	1,325	1,000
回収総数	768	511
回収率	58%	51%

省エネビジョン

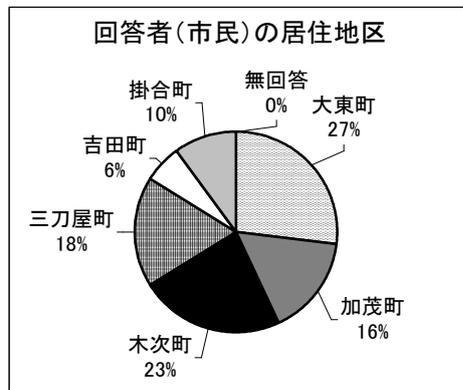
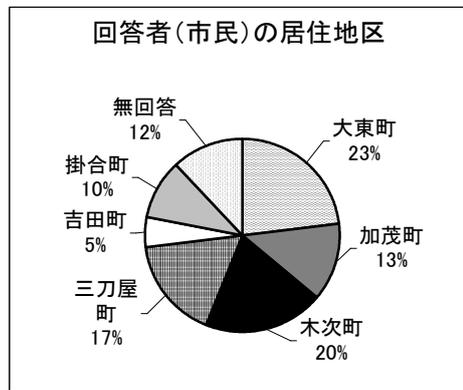
新エネビジョン



注：年齢区分は各ビジョンで異なります。



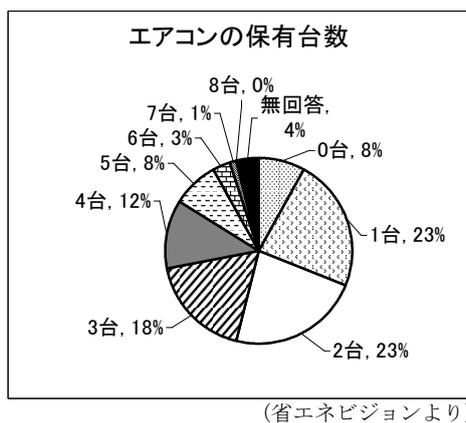
注：職業区分は各ビジョンで異なります。



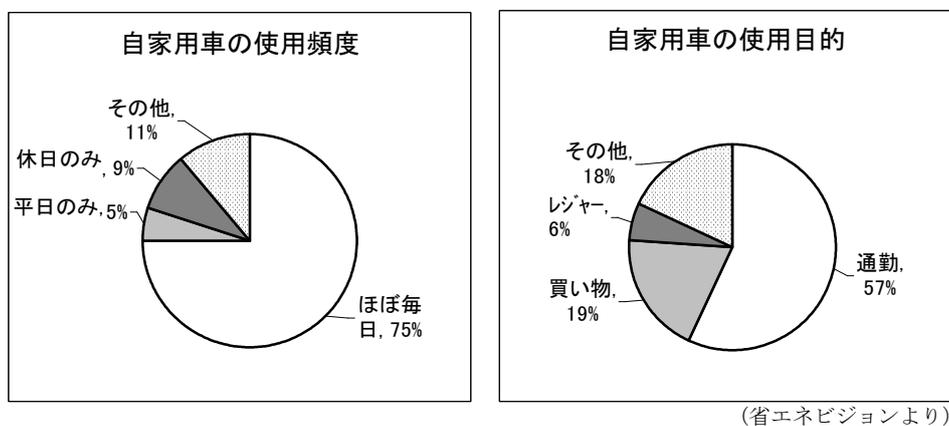
1-2 アンケート結果

(1) 現況

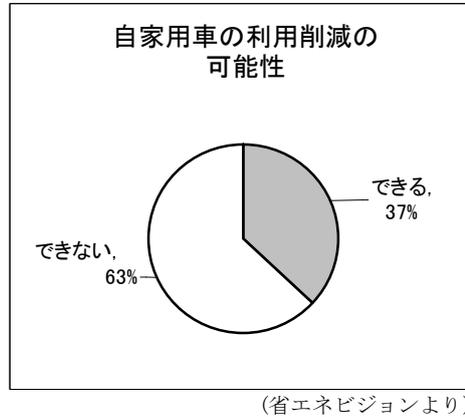
「エアコンの保有台数」では、「0台」が8%を示しているものの、「1台」、「2台」の回答を合わせると46%を示し、約半数を占める結果となっています。



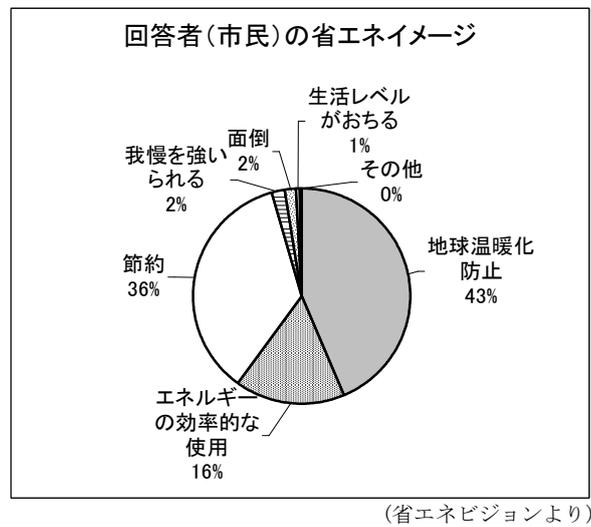
「自家用車の使用頻度」では、「ほぼ毎日使用している」人が8割近くもいることから、自家用車が日常生活に欠かせないことがわかります。また、その使用目的として、「通勤」が約6割と高い結果となっており、使用頻度との関連がうかがえます。



さらに、「自家用車の利用削減の可能性」については、「できない」が6割と半数以上を占めています。本市は中山間地域のため、公共機関等が未発達であり、日常生活において自家用車は欠かせないようです。

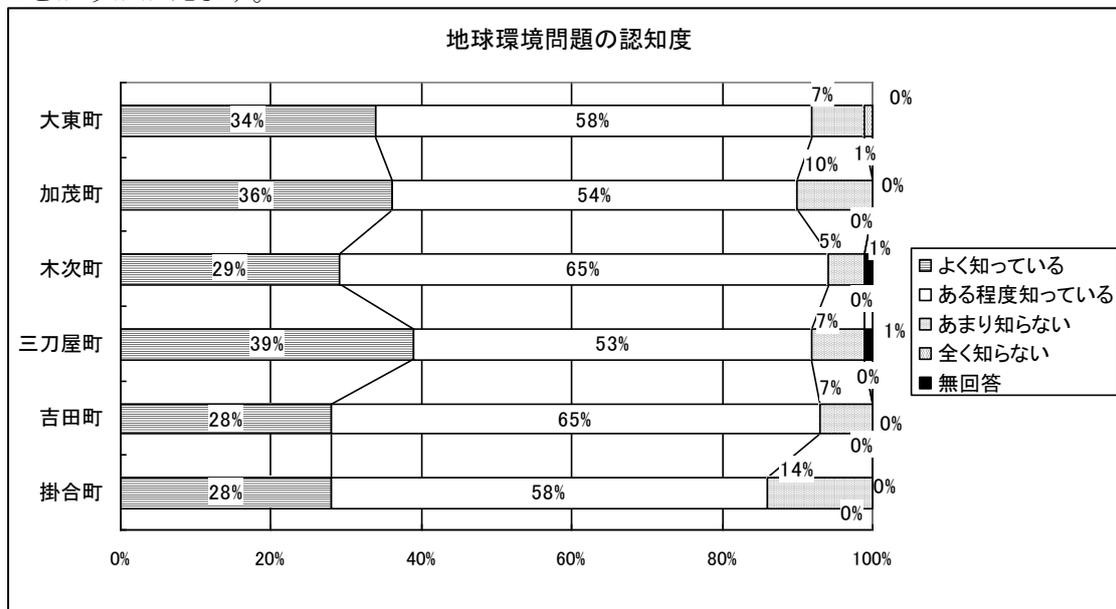


省エネのイメージとして、「地球温暖化防止」が43%、次いで「節約」が36%の順に高くなっています。一方で「我慢を強いられる」、「面倒」、「生活レベルがおちる」といったマイナスなイメージの項目が1%~2%と低いことから、全体として市民が省エネについて前向きにとらえていることが分かります。

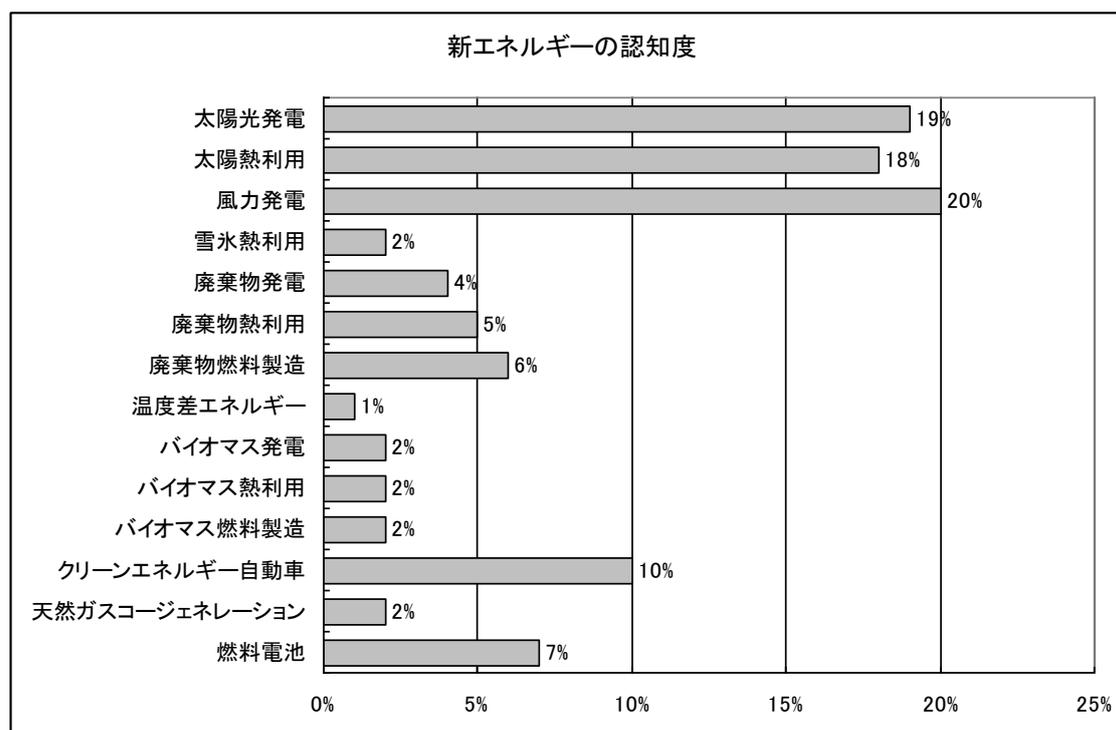


(2) 環境問題への関心・参加の意欲

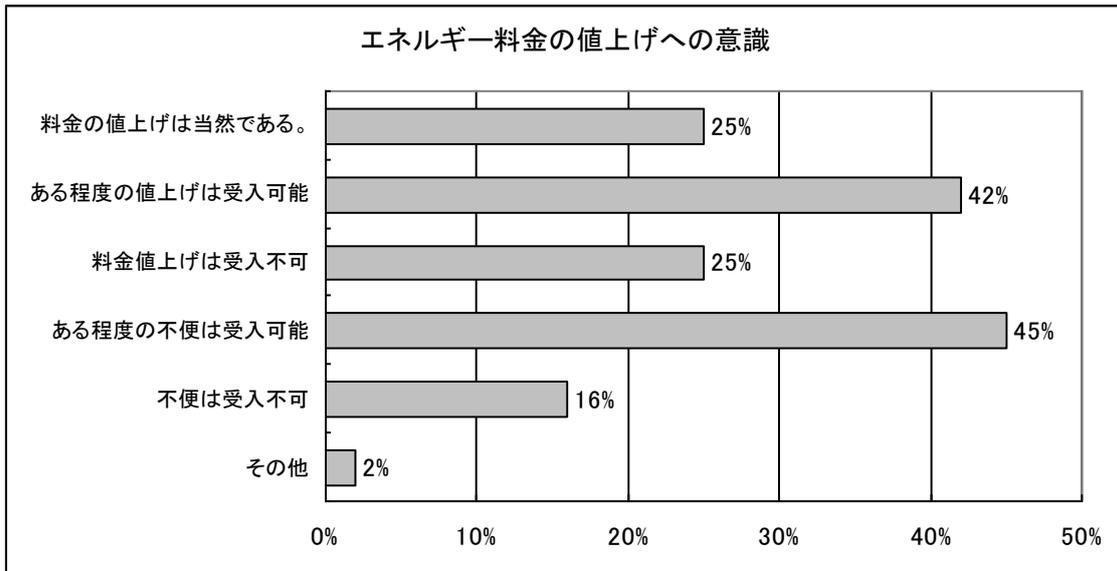
「地球温暖化などの地球環境問題についてご存知ですか」という質問項目では、6町とも「よく知っている」「ある程度知っている」で9割前後を占めており、問題の認知度が高いことがうかがえます。



次に本市全体の「新エネルギーの認知度」では、「風力発電」、「太陽光発電」、「太陽熱利用」については、市民に比較的認知されていることがうかがえます。しかし、他の項目では割合が低く、新エネルギーについての普及啓発が望まれます。

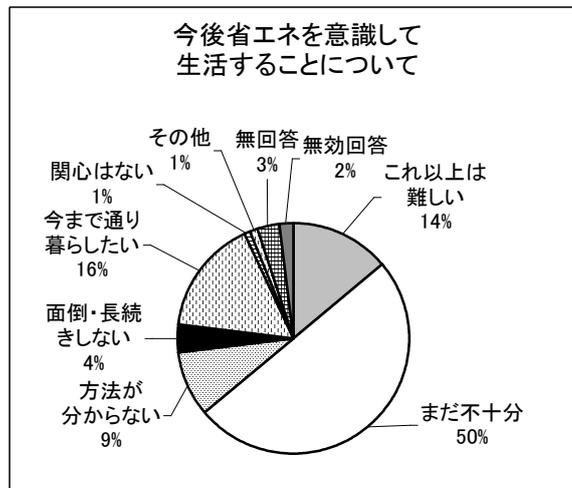


「エネルギー資源節約や地球環境保全のために、不便になったり、エネルギー料金が高くなったりしたらどう思われますか」という質問項目では、「ある程度の不便は受入可能」が45%、「ある程度の値上げは受入可能」が42%、「料金の値上げは当然である」が25%となっており、肯定的な考えが高いことから、多少の不便さや値上がりには比較的寛大のようです。しかし、料金の値上げについては「当然である」と「受入不可」が25%で同じ割合を示しており、賛否両論あるようです。



(新エネビジョンより)

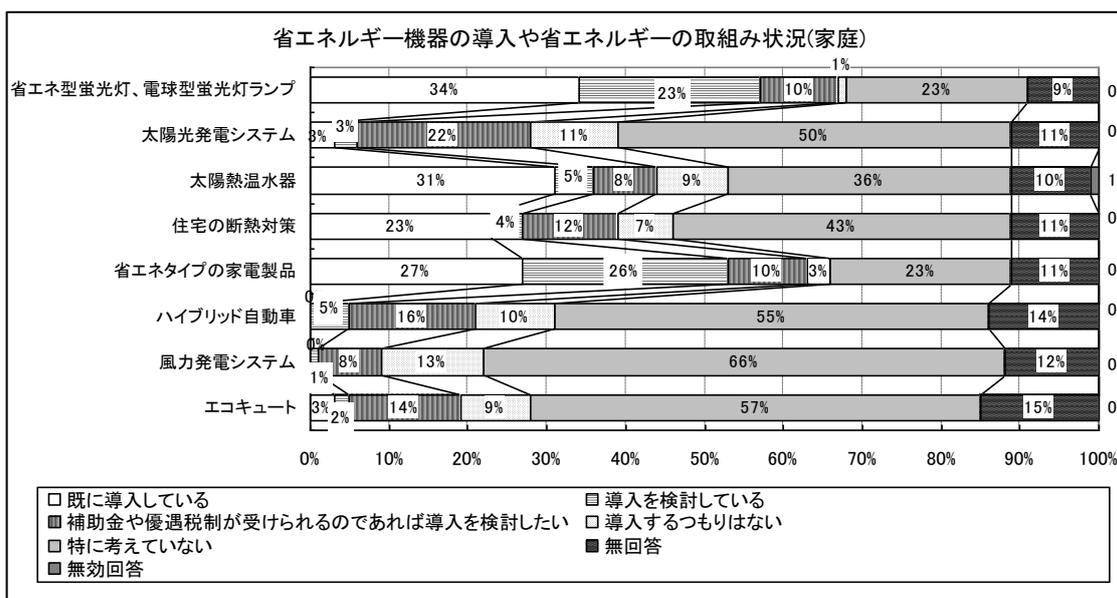
「今後省エネを意識して生活することについて」は、「まだ不十分」と「方法がわからない」を合わせて6割近くあり、方法の理解等によりさらにエネルギー削減の余地があるようにみられます。しかし、「これ以上は難しい」、「面倒・長続きしない」、「今まで通り暮らしたい」、「関心はない」等の否定的な回答を合計すると4割近くを占める結果となっており、さらなる意識啓発活動等の展開が望まれます。



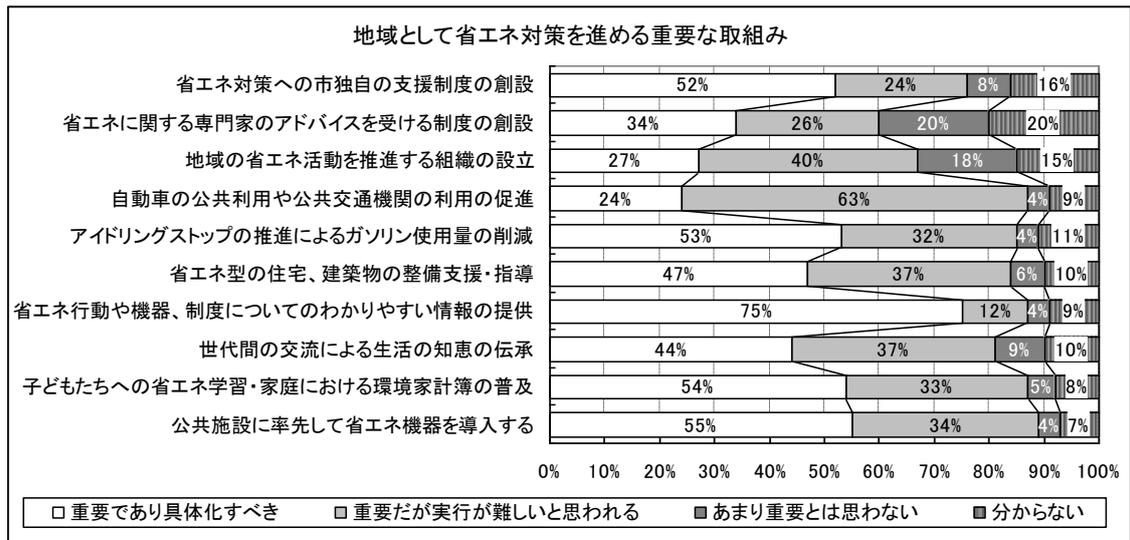
(省エネビジョンより)

(3) 環境への取組み

「省エネルギー機器の導入や省エネルギーの取組み状況」では、全体的に「特に考えていない」の割合が高く、特に、「風力発電システム」では7割近くを占めていました。次いで、「エコキュート」で6割近くを占めています。「既に導入している」で高い割合を示したのが「省エネ型蛍光灯、電球型蛍光灯」と「太陽熱温水器」であり、それぞれ3割を占めています。家庭では、蛍光灯や太陽熱温水器、省エネタイプの家電製品等、それほど費用がかからない省エネルギー機器が導入されやすいようです。

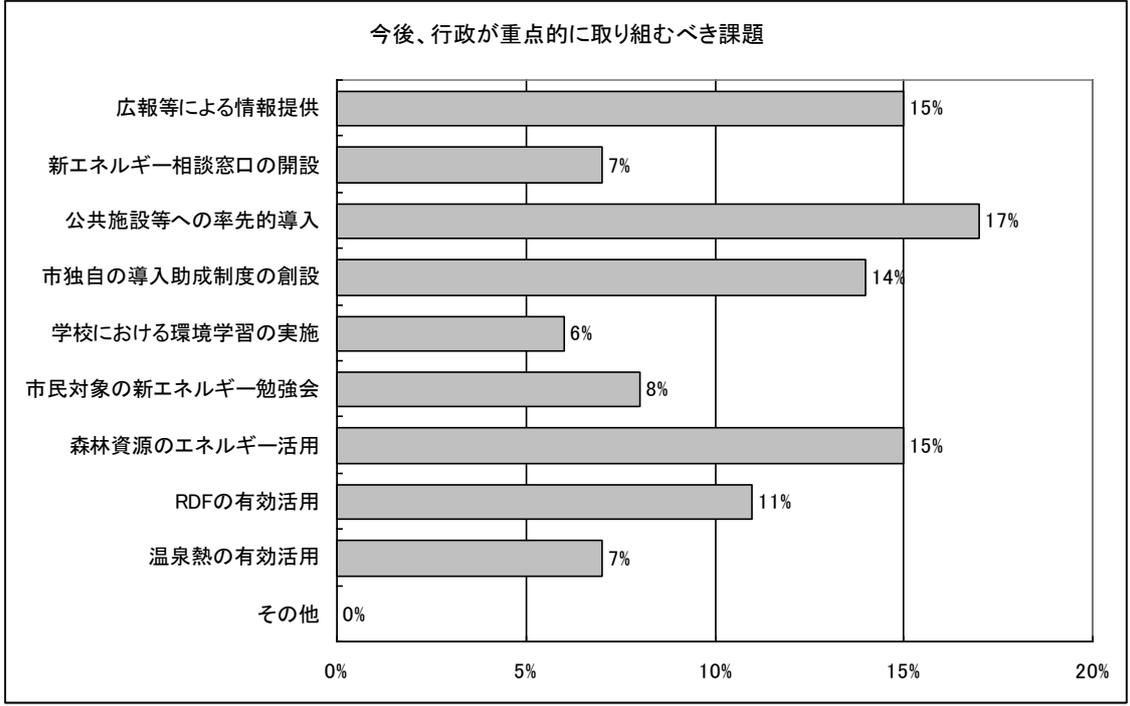


次に「地域として省エネ対策を進める重要な取組み」について「重要であり具体化すべき」で最も割合が高いのが「省エネ行動や機器、制度についてのわかりやすい情報の提供」で75%です。市民はわかりやすい情報を求めていることが分かります。また、「自動車の公共利用や公共交通機関の利用の促進」では、「重要だが実行が難しいと思われる」で63%を示し最も高い割合となっています。ここでも、車に関する地域課題がみられます。



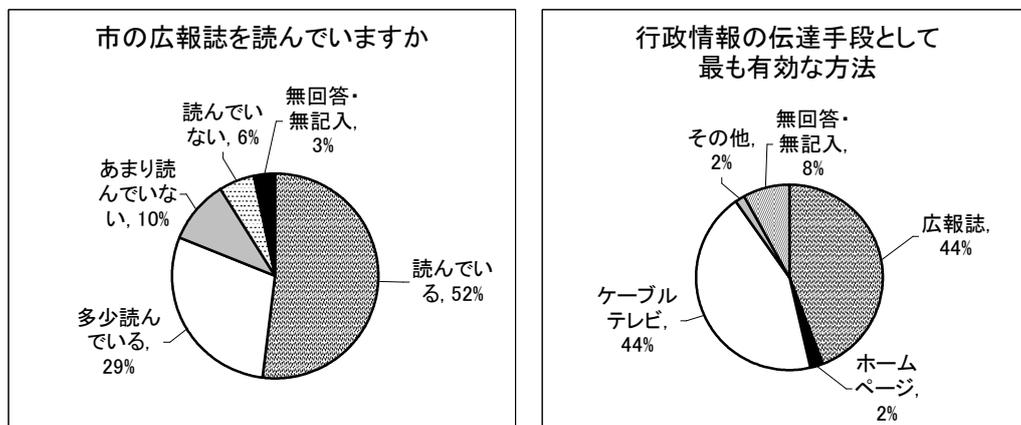
(省エネビジョンより)

重点的に取り組むべき課題として、「広報等による情報提供」、「公共施設等への率先的導入」、「森林資源のエネルギー活用」等が高い割合を示すことから、今後は公共施設等への率先的導入及び様々な方法での情報提供、地域資源を活用したエネルギーの活用が目指されます。



(新エネビジョンより)

「市の広報紙をどの程度読んでいますか」という質問項目では、「読んでいる」という割合が半数を占め、「多少読んでいる」を合わせると8割を占めます。さらに、「行政情報の伝達手段として最も有効な方法」として、広報誌とともにケーブルテレビが挙げられており、これらを用いた情報提供が望まれます。

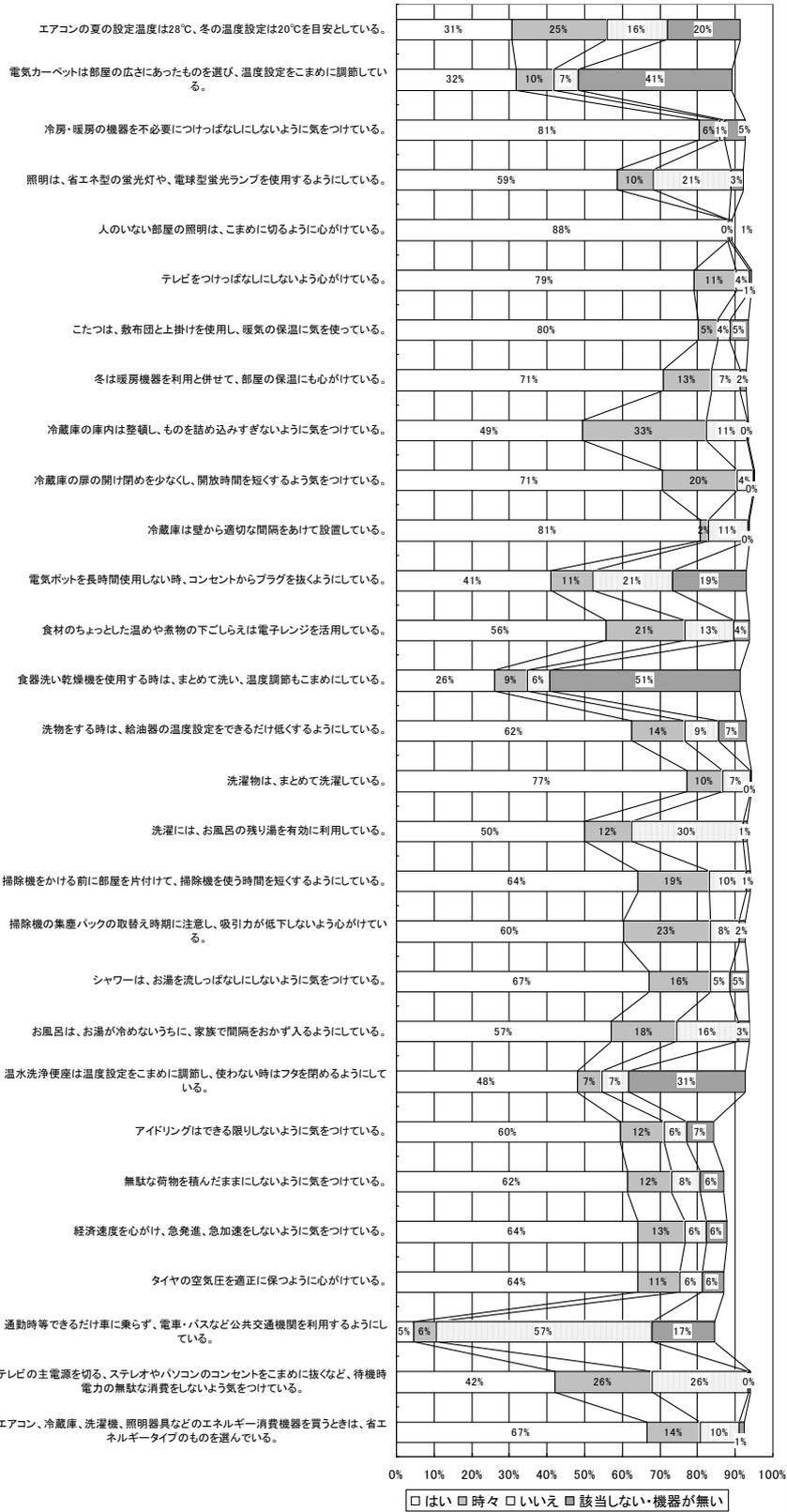


(雲南市総合計画より)

家庭で取り組まれている省エネ活動として、「人のいない部屋の照明は、こまめに切るように心がけている」が 88%、次いで「冷蔵庫は壁から適切な間隔をあけて設置している」が 81%、「冷房・暖房の機器を不必要につけっぱなしにしないように気をつけている」が 81%となっており、手軽にできる項目が高い傾向にあります。

取り組みにくい項目として、「通勤時等できるだけ車に乗らず、電車・バスなど公共交通機関を利用するようにしている」が6割近くを占めています。本市での生活が自家用車に頼らざるを得ないに状況にあるということが、ここでもうかがえます。

市民の省エネ対策・行動の実施状況



注：無回答、無効回答を除いているため、全体は100%となりません。
(省エネビジョンより)

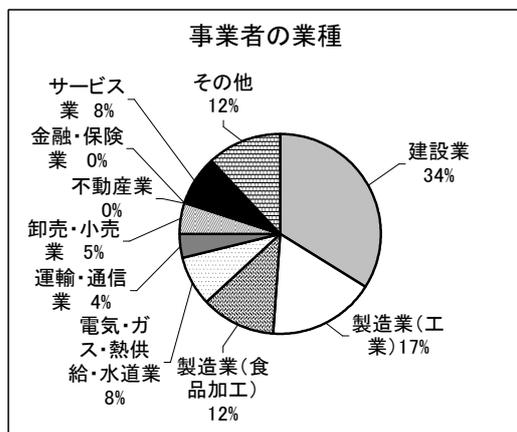
2) 事業者アンケート

2-1 調査概要

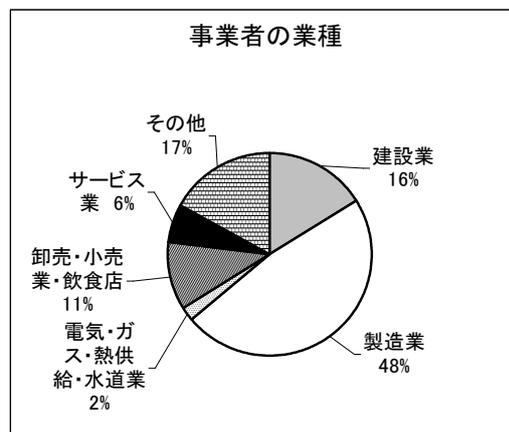
事業者のアンケート調査概要は以下の通りです。

	省エネビジョン	新エネビジョン
調査対象地域	雲南市全域（大東町、加茂町、木次町、三刀屋町、吉田町、掛合町）	
調査対象	事業者（無作為抽出）	事業者（雲南市内に本店（本社）や事業所を持つ法人、無作為抽出）
調査方法	配布・回収とも郵送	
実施時期	平成17年9月10日～10月7日	平成18年10月5日～18日
配布数	200	100
回収総数	92	66
回収率	46%	66%

省エネビジョン



新エネビジョン

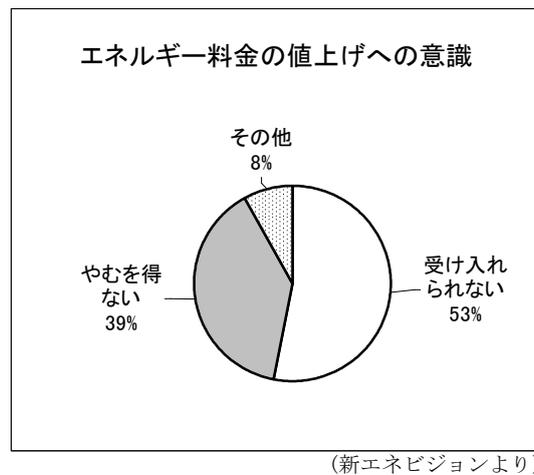


注：業種区分は各ビジョンで異なります。

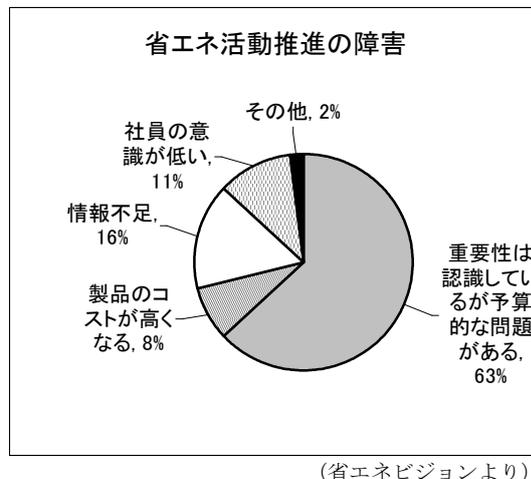
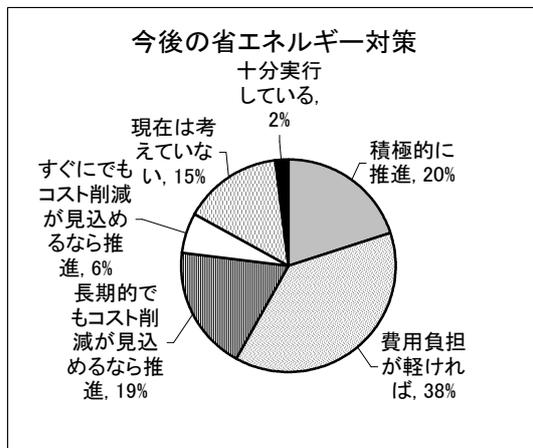
2-2 アンケート結果

(1) 現況

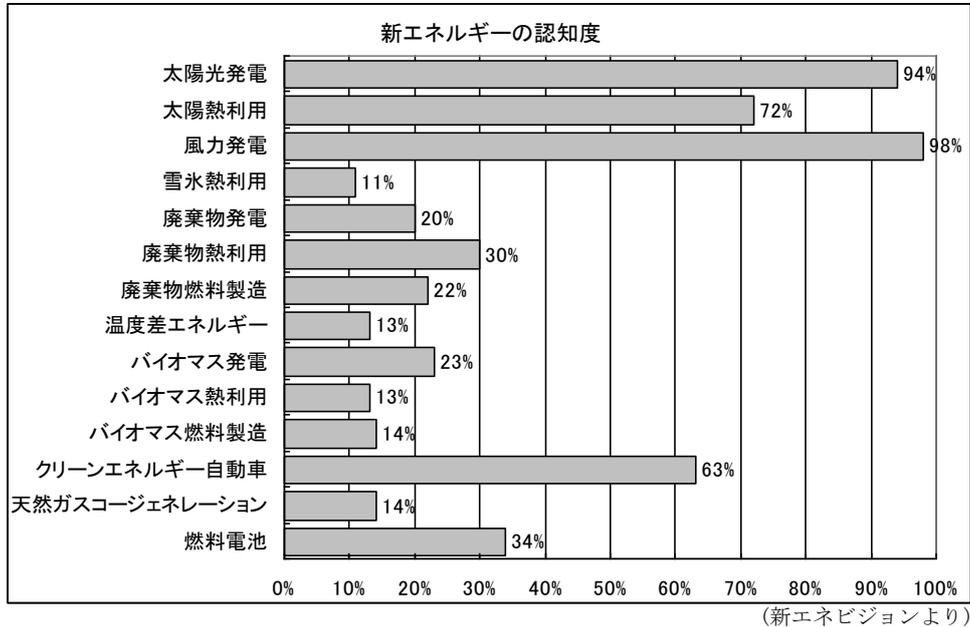
「エネルギー資源節約や地球環境保全のために不便になったり、エネルギー料金が高くなることで事業方法を見直すなどの影響が生じたらどう思われますか」という質問項目では、「受け入れられない」が過半数を占めていますが、「やむを得ない」も約4割を占めています。「その他」では、「改善の工夫を行う」、「資源や地球環境も大事なことであり、代替策を確立して経営に支障が出ないように望む」などの意見が挙げられています。



「今後の省エネルギー対策」について、「費用負担が軽ければ」と「長期的でもコスト削減が見込めるなら推進」を合わせると6割にのぼり、「省エネ活動推進の障害」では、「重要性は認識しているが、予算的な問題がある」と「製品のコストが高くなる」を合わせると7割になり、これらのことから費用の問題は、事業所の省エネルギー対策における課題といえます。

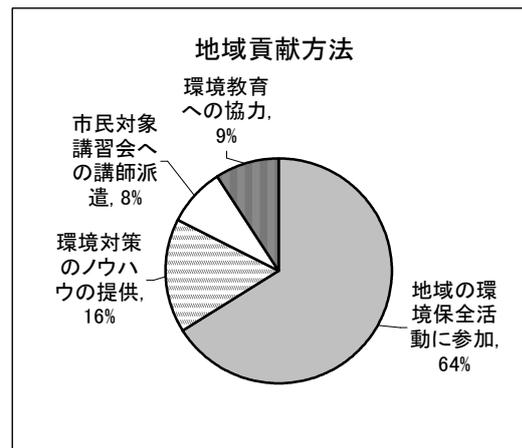
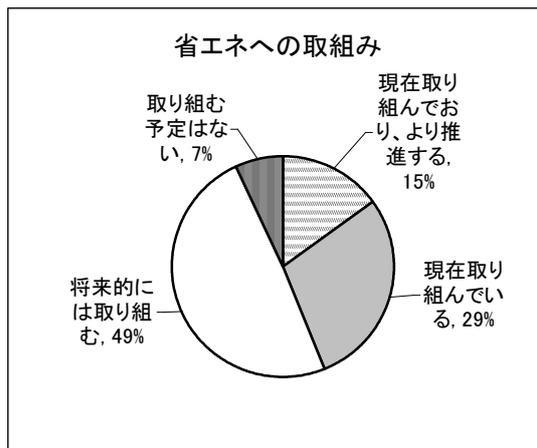


「新エネルギーの認知度」では、「風力発電」と「太陽光発電」がともに9割を占め、ほとんどの事業所で認知されています。次いで、「太陽熱利用」と「クリーンエネルギー自動車」が比較的高い割合を占めています。



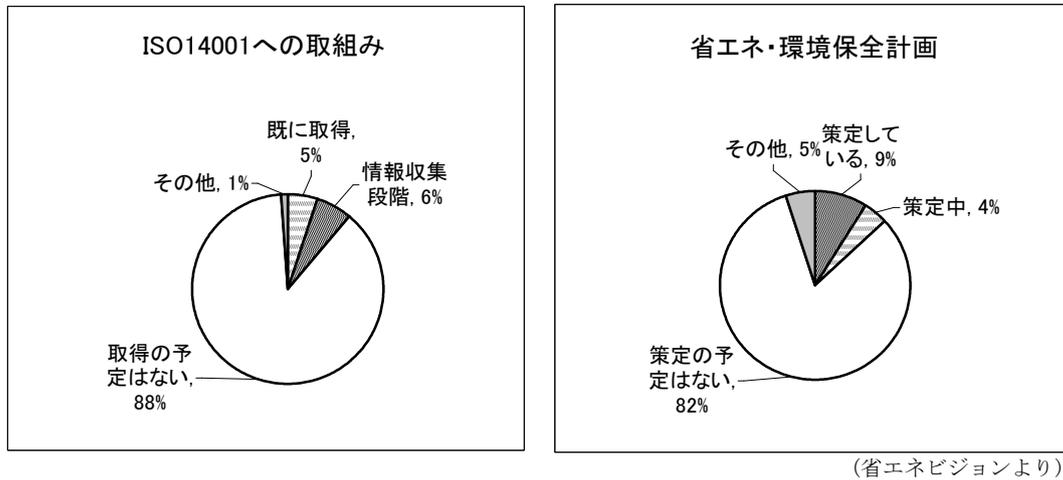
(2) 環境問題への関心・参加の意欲

「省エネへの取組み」では、「将来的には取り組む」が約半数であり、「現在取り組んでいる」と「現在取り組んでおり、より推進する」を加えると9割を超えており、それぞれの項目で事業者の省エネに対する積極的な姿勢がうかがえます。「地域貢献方法」では、「地域の環境保全活動に参加」が6割を占め、簡単に行える取組みで貢献をしているといえます。

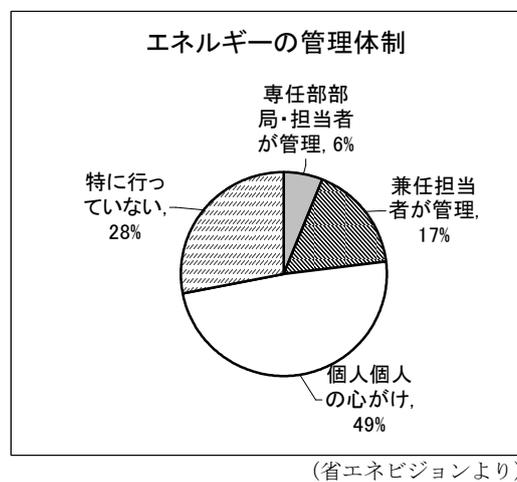


(省エネビジョンより)

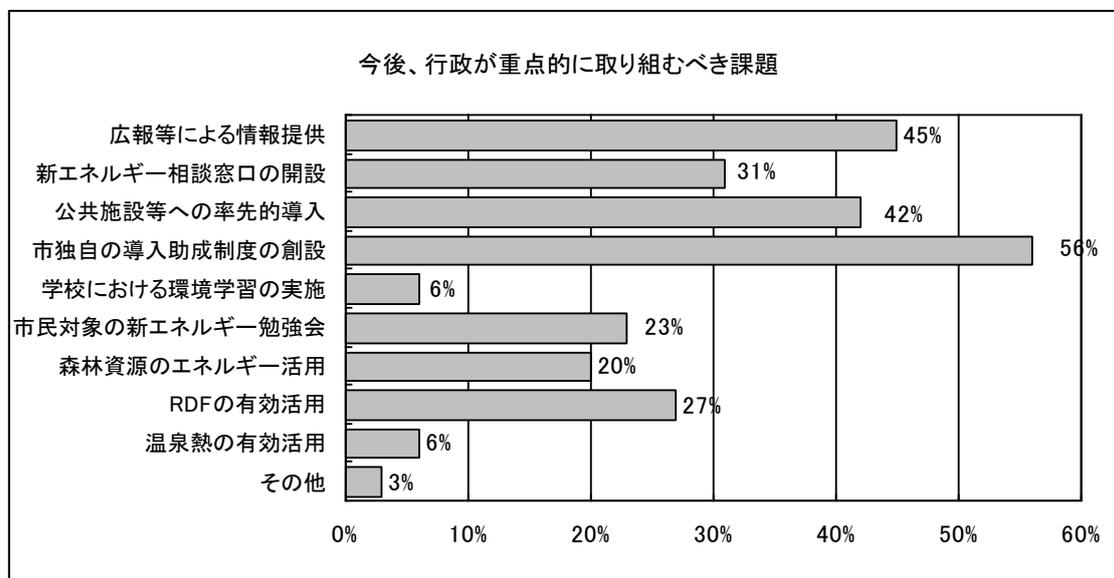
ISO14001については、「取得の予定はない」が9割近く占めています。また「省エネ・環境保全計画」についても「策定の予定はない」が8割を占めていることから、前掲の「地域貢献方法」等にみられるように、身近で手軽に取り組める地域の環境保全活動等には積極的なのに対し、ISOや環境保全計画等の手間のかかる取組みには消極的な姿勢がうかがえます。



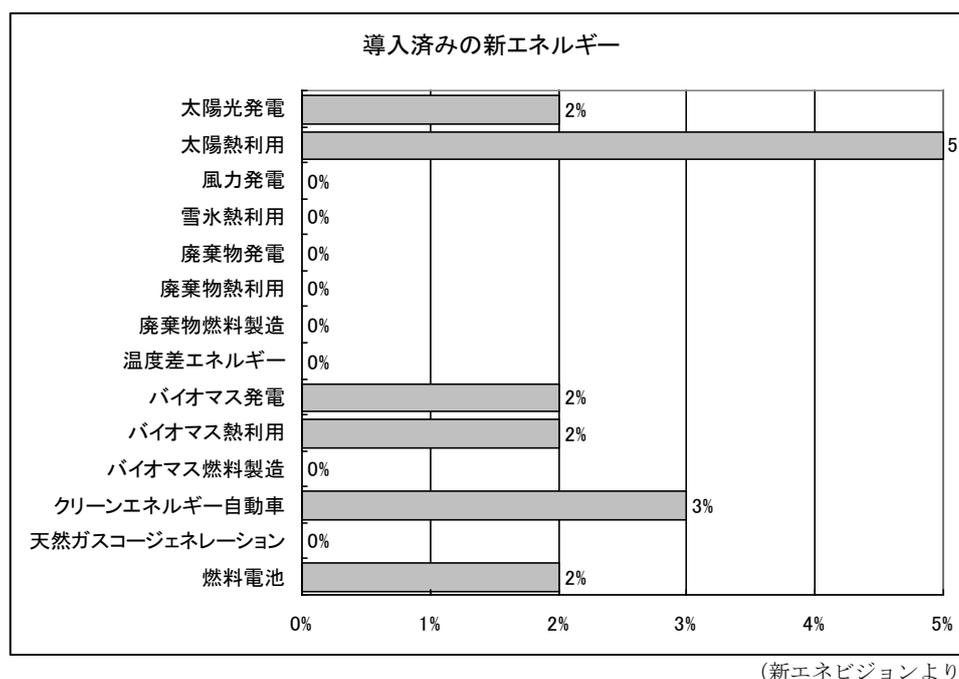
「エネルギーの管理体制」では、「個人個人の心がけ」が約半数を占めており、事業者の半数は、エネルギーの管理を個人に依存しているようです。



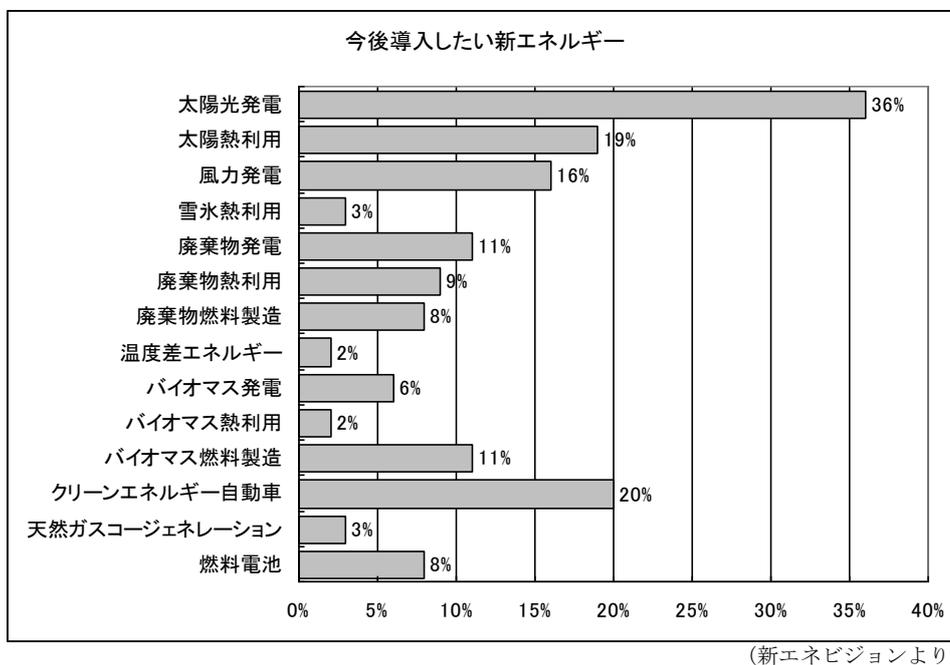
事業者が「今後、行政が重点的に取り組むべき課題」として、最も高い割合を示したのが、「市独自の導入助成制度の創設」であり 56%です。事業者にとって費用の問題は大きな壁になっているようです。次いで、「広報等による情報提供」が 45%となっており、環境問題について多くの情報を得たいと考えているようです。



「導入済みの新エネルギー」では、「太陽熱利用」が 5%で最も高い割合を示しましたが、全体としてどの項目も割合が低く、0%が目立ちます。認知の度合で最も高い割合を示した「風力発電」についても、0%となっています。新エネルギーについては、まだ導入初期段階であり、今後導入に向けてのさらなる普及啓発が望まれます。

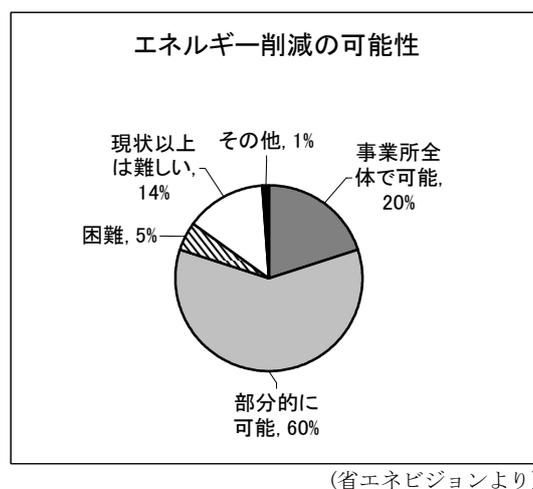


「今後導入したい新エネルギー」は、「太陽光発電」の36%に次いで「クリーンエネルギー自動車」、「太陽熱利用」と続いており、「風力発電」の割合がやや低いものの、前掲の「新エネルギーの認知度」と同様の傾向となっています。

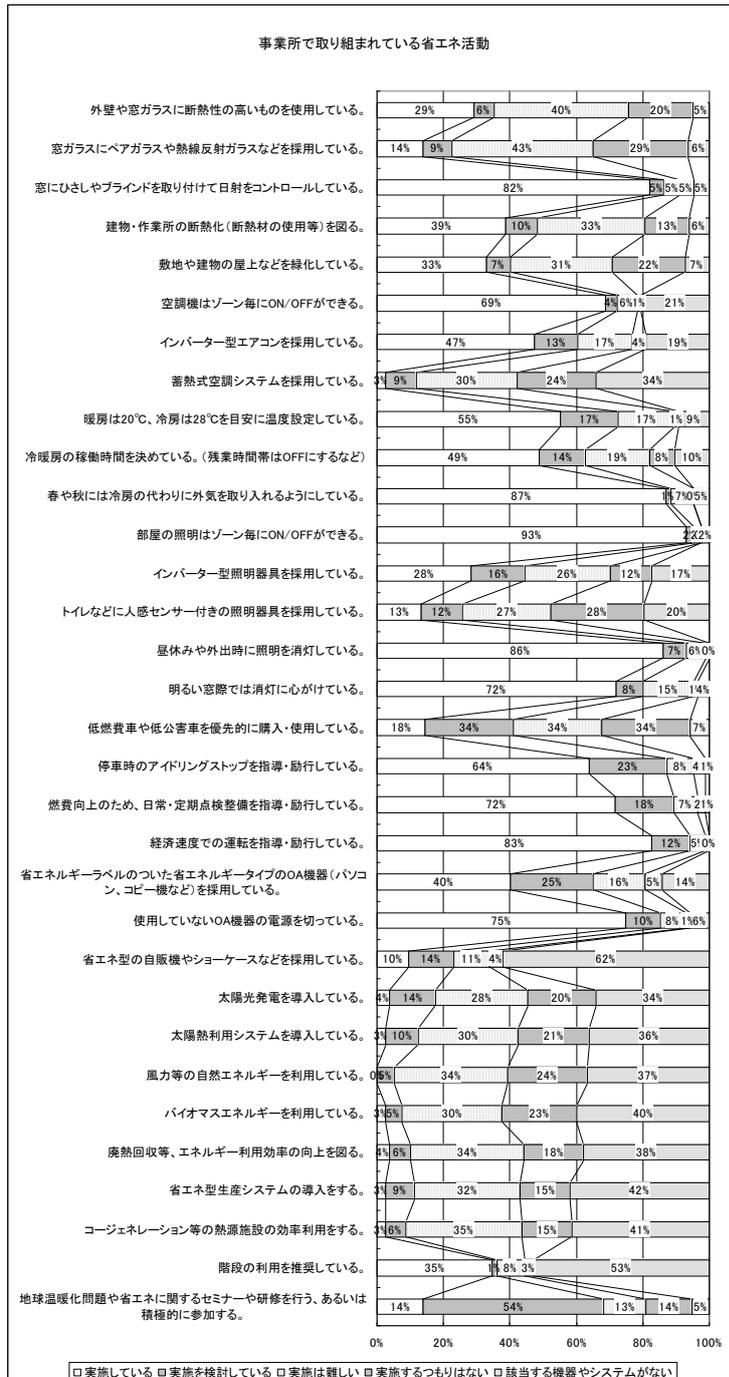


(3) 環境への取組み

「エネルギー削減の可能性」については、「事業所全体で可能」と「部分的に可能」を合わせると8割を占めており、事業所ではある程度のエネルギー削減余地があることがわかります。しかし、「現状以上は難しい」と「困難」を合わせると2割を占めることから若干ではあるものの、事業者がエネルギーを削減するための厳しさがうかがえます。



「事業所で取り組まれている省エネ活動」として、最も高い割合を示したのが、「部屋の照明はゾーン毎に ON/OFF ができる」で 93%となっています。次いで、「春や秋には冷房の代わりに外気を取り入れるようにしている」が 87%です。実施している割合の高い項目の特徴として、身近で費用がかからず簡単に実施が可能なことが挙げられます。さらに、「風力等の自然エネルギーを利用している」や「太陽熱利用システムを導入している」などにみられるように、全体として大規模な施設建設や維持費用のかかる項目では実施の割合が低い傾向にあります。



注：四捨五入のため、合計が100%とならないものもあります。
(省エネビジョンより)

3

環境の現況評価と課題

項目	現況評価	課題	
生活環境	大気	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 出雲保健所での測定結果によると、光化学オキシダントは環境基準を達成していませんが、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質については環境基準を達成しており、概ね良好な環境といえます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 工業団地が整備されていることから、工場における大気汚染物質排出の把握と指導が望まれます。
	水質	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 斐伊川のBODは、平成15年度以降環境基準（AA類型）を達成しており、水質は改善の傾向にあります。 ◎ 公共下水道処理人口普及率は島根県及び全国平均を下回っていますが、汚水処理人口普及率では全国平均と島根県を上回っています。 ◎ し尿は、雲南広域連合の雲南クリーンセンターにより処理しています。 ◎ 「雲南市生活排水処理基本計画」により、河川の水質改善等に取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 生活排水処理設備の接続を一層促進する必要があります。 ◎ 河川水質監視の充実が望まれます。
	騒音・振動	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自動車騒音は、一般国道54号（木次町里方）で環境基準を達成しており、環境は良好であると考えられます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自動車への依存度が高いうえ、今後の道路整備や自動車保有台数の動向によっては騒音・振動の影響が懸念されます。 ◎ 工業団地が整備されていることから、工場騒音・振動の状況把握と指導が望まれます。 ◎ 都市化やライフスタイルの多様化に伴う深夜の騒音が懸念されます。
	悪臭	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 近年、悪臭の苦情件数は増加傾向にあります。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 必要に応じて工場への指導、悪臭測定、規制地域の指定を検討することが望まれます。 ◎ 野焼きの禁止を周知徹底することが重要です。
	ダイオキシン類	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 島根県内各所の一般環境（大気、水質、底質、地下水、土壌）では、いずれも環境基準を下回っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ダイオキシン類の特定施設では、定期監視と結果の公表を厳守することが重要です。 ◎ 野焼き禁止を周知徹底することが重要です。

項目		現況評価	課題
生活環境	公害苦情	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 原因の多様化により苦情内容「その他」が大きく増加し、平成 18 年度の苦情件数は、これまでで最も多くなっており、それ以降もやや多い苦情件数となっています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 近年の環境意識の高まり及びライフスタイルの多様化により、件数の増加や原因の多様化・複雑化が懸念されます。 ◎ 行政による相談体制を充実させ、発生源者に対し適切に指導する必要があります。 ◎ 近隣同士はお互いに迷惑をかけないよう心がけることが大切です。
	廃棄物	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「雲南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」を定め、廃棄物行政に取り組んでいます。 ◎ 可燃ごみは雲南エネルギーセンター及び出雲市委託により、資源ごみと不燃ごみはリサイクルプラザといいしクリーンセンター、埋立ては、リサイクルプラザ、いいしクリーンセンター、加茂廃棄物処理場で各々処理・処分されています。 ◎ 平成 22 年度から平成 23 年度にかけて、可燃ごみ排出量・不燃ごみ排出量が若干増加しており、資源ごみは減少しているものの総ごみ排出量は若干増加しています。 ◎ 1 人 1 日平均ごみ排出量は全国平均及び島根県平均を下回っています。 ◎ 自治会と市が連携し、古紙回収等リサイクルや分別徹底等に取り組んでいます。 ◎ ごみ集積施設整備費の補助、分別学習会、広報・チラシによる啓発などに取り組んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ごみの資源化をより一層図る必要があります。 ◎ 3R 運動を推進する必要があります。 ◎ 市民及び事業者の意識啓発、情報の周知を徹底する必要があります。
自然環境	動植物	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 中国地方中山間部に典型的あるいは貴重な、様々な野生動植物が確認されています。 ◎ 以前本市に原生していた植物「ムラサキ」は、環境省の絶滅危惧種に指定され、今では「幻の草」になっています。 ◎ 島根県では「みんなで調べるしまねの自然調査」により、県内の野生動植物の情報収集・提供が行われています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 貴重種の保全を推進する必要があります。 ◎ 貴重種だけでなく、普通に見られる種の保全も大切です。 ◎ 外来生物による在来生物への影響が懸念されます。 ◎ 市内全域における動植物や生息・生育環境の調査が望まれます。

項目	現況評価	課題
自然環境	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 龍頭八重滝県立自然公園の龍頭ヶ滝及び八重滝の周辺は、様々な動植物により豊かな生態系が保たれています。 ◎ 赤川流域のゲンジホタルは、「赤川ほたる保存会」により保護・増殖活動が続けられています。 ◎ 「雲南市ほたる保護条例」を制定し、ホタルの里づくりを進めています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 龍頭八重滝県立自然公園等の豊かな生態系を育む環境を保全することが重要です。 ◎ 普通に見られる種が生息・生育できる、身近にある様々な環境も保全する必要があります。 ◎ 赤川におけるホタル保護活動を他地域へ広めることが望めます。
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 斐伊川をはじめとする斐伊川水系の河川が多く流れるほか、神戸川水系の河川もあり、様々な河川が流れています。 ◎ 自治会、河川愛護団体により、草刈り・清掃や水辺の学習会等が実施されています。 ◎ 斐伊川は、国土交通省の「水辺の楽校プロジェクト」により、水辺活動が安全かつ充実したものになるよう整備が進められています。また、行政、市民等が一体となり、「『子どもの水辺』再発見プロジェクト」として、子どもたちの自然体験活動を推進しています。 ◎ 「みんなで調べる宍道湖流入河川調査」に本市から4校が参加し、水に関する環境学習を行っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 護岸の整備や適正管理による親水空間づくりが望めます。 ◎ 水辺空間とそこにある動植物を環境学習に利用することが重要です。
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 林野面積はわずかに減少しています。 ◎ 特用林産物は、生しいたけ、黒炭、たけのこ等があり、豊富な森林資源を有しています。 ◎ 木材価格の低迷等から林業生産活動は停滞しており、手入れのされていない森林の増加が懸念されています。 ◎ 農作物への獣被害が増大していることから、「雲南市有害鳥獣駆除実施要領」を定め、対策を強化しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 森林には、災害防止、動植物の棲み場、人と自然との触れ合いの場、二酸化炭素吸収等の機能があり、荒廃している森林を保全・再生する必要があります。 ◎ 住民参加の森林管理や林業体験事業を推進する必要があります。 ◎ 荒廃した森林を再生し、多様な森林の育成を図ることが望めます。 ◎ 市民参加型林地残材収集システムを通じて市民の目を山に向けていく必要があります。 ◎ 林産資源の付加価値創出により林業経営環境を改善していく必要があります。

項目	現況評価	課題
快適環境 環境美化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 道路や河川にごみの不法投棄が散見されます。 ◎ 環境月間には、市内各地の自治会やグループが清掃作業等を実施しています。 ◎ 島根県の「ハートフルロードしまね」や国土交通省の「ボランティア・ロード」等により、市民による道路の清掃、草刈などが実施されています。 ◎ 「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、様々な環境美化の施策に取り組んでいます。 ◎ ごみ集積施設整備費補助金制度により、ごみ分別の学習会を実施する等、市民の意識啓発を図っています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 不法投棄の監視活動及び罰則の強化が望まれます。 ◎ マナー意識向上のための啓発活動をより一層推進する必要があります。 ◎ 環境美化活動の充実が望まれます。
	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 本市には「さえずりの森（波多ふれあいの里）」等が整備されており、幅広い世代に親しまれています。 ◎ 島根県「みんなで作る身近な自然観察路」には、木次のさくらトンネル、三刀屋の桜並木、かみくの桃源郷長谷川自然観察路、吉田公園自然観察路があります。 ◎ 斐伊川堤防桜並木は「日本さくら名所100選」に認定された中国地方随一の桜の名所です。また、三刀屋川河畔も絶好の桜の景勝地です。 ◎ 桜並木は毎年、地元の活動団体の世話により年2回の草刈、清掃をしています。また、樹齢80年以上の桜老木の保護及び苗育成のため、桜管理の専門職「さくら守」を配置しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 自然と触れ合える場の整備や適正な管理が重要です。 ◎ 桜については、桜の樹及び堤防の適正な管理を続けるとともに、50年、100年先を見据えた整備を行う必要があります。 ◎ そのような場所について、住民参加による管理を一層推進することが重要です。

項目		現況評価	課題
快適環境	景観	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 大東町山王寺の棚田は「日本の棚田百選」に認定され、貴重な景観資源となっています。 ◎ 住宅団地造成や土地区画整備事業により、市街地・農村住宅地のまとまった景観が形成されつつあります。 ◎ 大東町内では、4つの景観形成住民協定を締結し、景観保全・景観づくりを推進しています。 ◎ 吉田町では「町並み協定」が締結され、家屋など景観に配慮したまちづくりをしています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 豊かな農村景観を守るため、景観に配慮した計画的な開発が望まれます。 ◎ 市街地・住宅地等、立地に応じた景観を保全・誘導するためのルールづくりを考える必要があります。 ◎ 景観法に基づく景観計画の策定が検討課題です。
	地球温暖化	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「雲南市地球温暖化対策実行計画」を定め、これに基づき、夏季クールビズ、冬季省エネ、住宅用太陽光発電導入促進事業等の施策を推進しています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 温暖化防止活動をさらに一層充実していく必要があります。 ◎ 市民、事業者、行政がそれぞれ温室効果ガス排出削減に積極的に取り組む必要があります。 ◎ 行政は率先して温暖化防止活動を実施する必要があります。 ◎ 二酸化炭素の吸収源となる森林の保全を図る必要があります。 ◎ 市民及び事業者の意識啓発、情報・知識の提供を推進する必要があります。
地球環境	資源・エネルギー	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 本市は平成16年に一般廃棄物再生利用率が県内1位となり、その後も非常に高い割合を維持しています。 ◎ 雲南エネルギーセンターでは、可燃ごみの固形燃料化を行っており、公共施設や民間企業で有効利用されています。 ◎ グリーンパワーうんなんを中心とした木質バイオマスの利用が進んでいます。 ◎ 太陽光発電設備の普及が進んでいます。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 3R運動を推進する必要があります。 ◎ 行政は率先して再生可能エネルギー設備を導入する必要があります。 ◎ 市民及び事業者へ再生可能エネルギー情報情報を提供する必要があります。 ◎ 木質バイオマスの需要先を開拓していく必要があります。 ◎ 太陽光発電設備の初期投資額の抑制を図っていく必要があります。 ◎ 小水力発電の可能性を検討していく必要があります。

項目	現況評価	課題
環境保全・啓発活動等	<ul style="list-style-type: none"> ◎ ふれあい環境助成金制度により支援を受けて活動している団体があります。 ◎ 「森づくり・資源活用実践事業」に取り組んでいる団体があります。また、「森林ボランティア in 雲南市」が開催され、森林保全活動が行われています。 ◎ 「赤川ラブリバー制度」等、市民による環境保全や水辺空間整備が行われています。 ◎ 「雲南市地域省エネルギービジョン」及び「雲南市地域新エネルギービジョン」を土台とし、環境負荷・エネルギー使用量削減に向けた活動が取り組まれています。 ◎ 「島根県地球温暖化防止活動推進員」をはじめ様々な個人や団体が、省エネ普及活動、マイバック・リサイクル運動等を行っています。 ◎ 旧加茂町で取得済みの ISO14001 の本市全庁展開を進めています。 ◎ 平成 24 年 3 月に「尾原ダム」が完成しました。ダム周辺では「尾原ダム・さくらおろち湖祭り」やボート競技などのイベントが開催され新たな地域資源として活用されています。また、周辺施設を活かしながら斐伊川流域圏の交流・連携を推進し、「水源地域ビジョン」の策定が進められています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 行政、市民、環境活動実践者・団体、地域、学校等は、協働して環境活動に取り組む必要があります。 ◎ 市民の意識高揚のため、環境に関するイベントやセミナー等を充実させる必要があります。 ◎ 行政は様々な環境情報を収集・管理し、市民及び事業者に対して積極的に発信する必要があります。 ◎ 行政は ISO14001 取得を機に、環境への取り組みについて全庁内を横断的に実施することが望まれます。
環境学習	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 「田んぼの学校」による田植え体験や「しまね自然の学校」による自然体験活動が実施されています。 	<ul style="list-style-type: none"> ◎ 小さい頃からの環境教育のため、学校及び地域における体系的な環境学習が必要です。 ◎ 子どもの手本となる大人を対象とした環境学習を充実させる必要があります。 ◎ 身近な河川・森林・地域、公共施設等、様々な場所を利用し、環境学習の充実を図る必要があります。 ◎ 行政は、環境学習の場の提供・実施、指導者の育成・支援等により、環境学習を推進することが望まれます。



第 3 章

基本方針

1

環境像

本市の目指す環境像を次のように設定します。

<環境像>

ときを越え水と緑と人が育むエコシティ・雲南

ときを越え

- 出雲神話のふるさとであり、古墳や銅鐸、たたらなど多くの歴史遺産の眠る本市は、**ときを越え**て先人の歴史が息づいています。
- 雲南市総合計画でうたう「笑顔あふれる地域の絆」や「世代がふれあう家族の暮らし」などの「五つの恵み」は、地域や世代の**ときを越え**、つながっていきます。
- 今を生きる私たちの責務として、このようなすばらしいふるさとの環境を、**ときを越え**て次世代に継承していかなくてはなりません。

水と緑

- 本市の最も特徴的な資源は、斐伊川とその流域に広がる豊かな森林—**水と緑**—です。
- **水と緑**は人との関わりの中で、ホテルや桜など新たな資源を生み出しています。
- 斐伊川流域の**水と緑**は地域の一体性を形成するとともに、潤いのある穏やかな地域のイメージを醸し出しています。

人が育む

- 環境への取組みは、地域での、日常生活の中での**一人ひとり**の行動が重要です。
 - 環境活動の主役は**市民**であり、今から、できることから始めることが重要です。
 - 保全・創造・共生等の環境への取組みを「**育む**」という言葉に象徴させています。
- エコシティは環境共生都市とも呼ばれ、身の回りから地球全体までの様々な環境に対して、人々の活動が与える影響を排除・軽減したり、環境資源や自然の営みを生かすことにより、より良い環境を創出するなどして、快適でゆとりのある生活を持続的に送ることのできる都市のことです。エコシティを実現させるには、人々のライフスタイルと経済などの社会システムの変革が必要です。

2

基本目標

本市の目指す環境像を実現するため、次のような3つの基本目標を設定します。

＜基本目標＞

1. 安心・安全に暮らす
2. 自然と共に生きる
3. 環境のことを考え行動する

安心・安全に暮らす

- 雲南市環境基本計画では、「人が育む」一すなわち、市民が主役であることから、まず何より市民が安心・安全に暮らせることを基本目標とします。

自然と共に生きる

- 雲南市の最大の特徴は「水と緑」であることから、環境の立場からは特に、自然の保全、自然との共生を基本目標とします。

環境のことを考え行動する

- エコシティ・雲南は、市民一人ひとりの行動によってのみ実現が可能であり、すべての市民が日常生活の中で環境のことを考え行動することを基本目標とします。

3

基本テーマ

「第1章 基本的事項」において計画策定の対象とした5つの環境について、基本目標と照らし合わせ、次のような基本テーマを設定します。基本テーマでは、市民一人ひとりの日常生活が重要と考え、「暮らし」をキーワードにテーマを設定しました。

<基本テーマ>

1. 環境をを考えて暮らす
2. 自然と共に暮らす
3. 心地良く暮らす
4. 地球に優しく暮らす
5. 暮らしから行動する

1. 安心・安全に暮らす

環境をを考えて暮らす

－生活環境の目標

- 外部環境に負荷をかけず、廃棄物の排出を抑えて環境にやさしい暮らしをします。

2. 自然と共に生きる

自然と共に暮らす

－自然環境の目標

- 私たちも自然を構成する一員として、水と緑とそこに棲む動植物を守り、共生します。

心地良く暮らす

－快適環境の目標

- まちの環境美化に努め、美しく快適で、潤いのあるまちづくりを目指します。

3. 環境のことを考え行動する

地球に優しく暮らす

－地球環境の目標

- 省エネ・省資源や地球温暖化防止、フロン対策に努め、かけがえのない地球を守ります。

暮らしから行動する

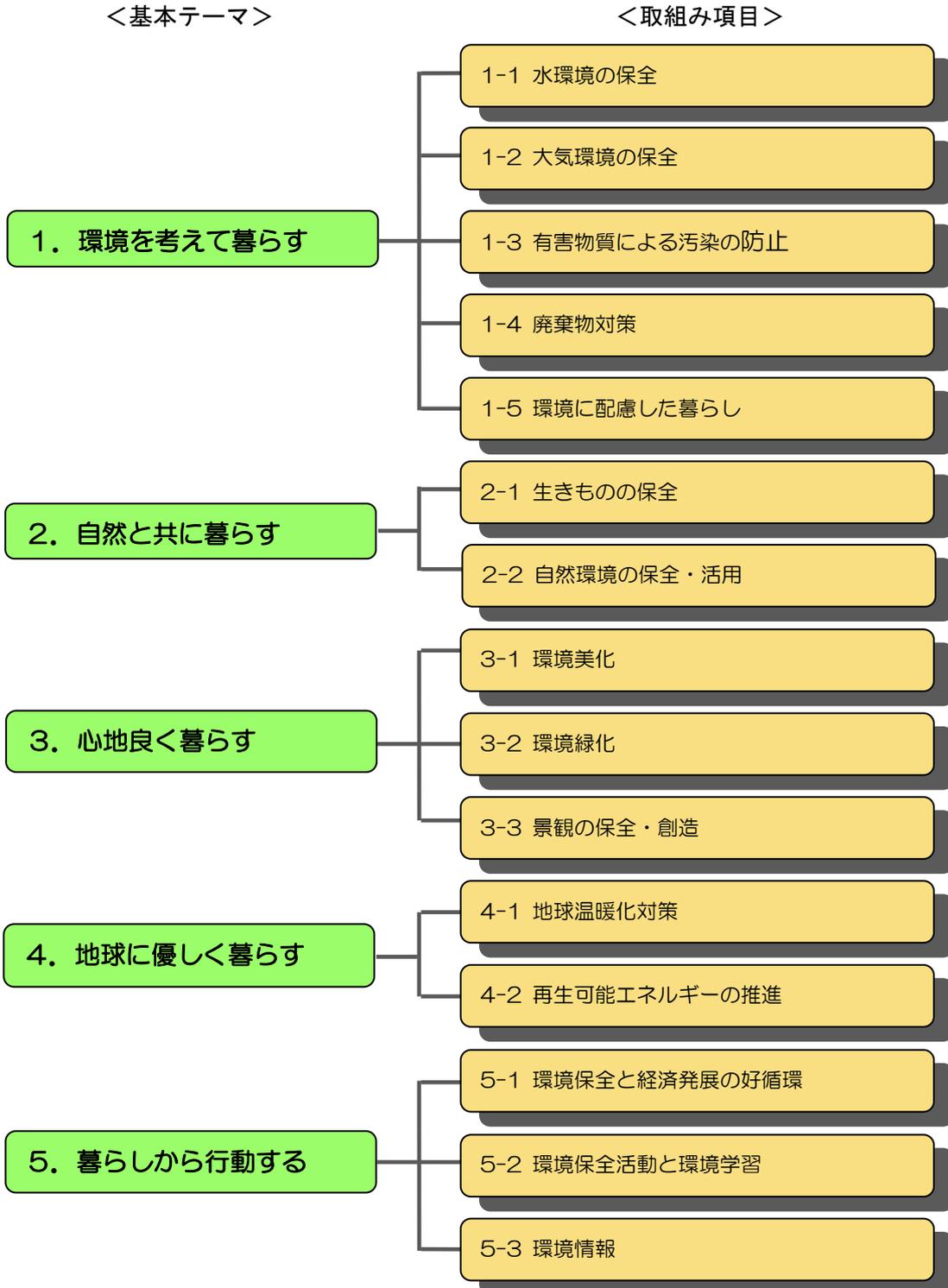
－環境保全活動の目標

- 地域での環境活動に積極的に取り組み、環境学習を推進します。

4

取組み項目

設定した 5 つの基本テーマを達成するための取組みに当たり、それぞれの基本テーマに対応して次のような取組み項目を設定しました。

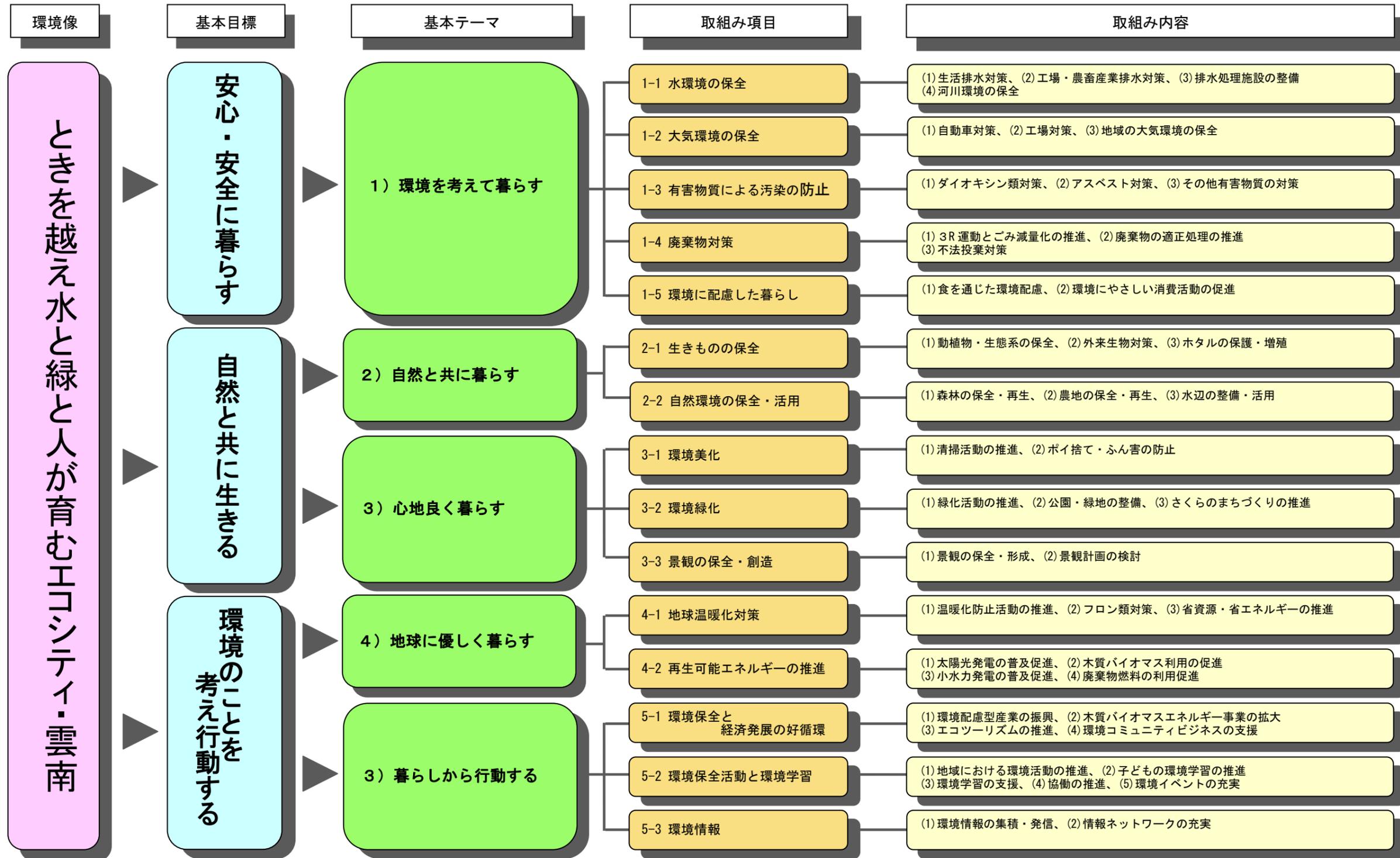




第 4 章

取組み施策

環境像から取組み内容までの流れを体系的に表すと以下のとおりとなります。



2

項目別施策

＜ 安心・安全に暮らす ＞

1) 環境を考えて暮らす

1-1 水環境の保全

本市には島根県有数の河川である斐伊川を始め、赤川・三刀屋川・久野川等の支川と、さらにそれらへ流れ込む小河川があり、様々な河川が数多く流れています。これら河川の保全是、雲南市民にとっての環境の保全のみならず、下流域の他の市町民にとっての環境の保全、さらには島根県の宝とも言える宍道湖の保全にもつながります。

しかし、本市における排水処理施設の普及率は低く、生活排水や工場排水による河川水質への影響が考えられるうえ、近年は森林が荒廃し、水質保全機能が低下しています。また、河川に不法投棄が見られることから、河川環境の整備も図る必要があります。

(1) 生活排水対策

施策の方向性

本市の汚水処理人口普及率は向上しましたが、接続率の低い地域もあり、家庭からの生活排水が河川などの水質に与える影響を考え、より一層の普及に向けた対策を行っていく必要があります。

具体的施策

【市民の取組み】

- 食器洗いにアクリルたわしや廃油石けんを使用する、皿などに付いた油は布や紙で拭き取るなどして、できるだけ洗剤の使用を控える。
- 三角コーナー・排水かご・排水トラップ・微細目ストレーナーなどを使い、生ごみ残渣・廃食用油などを台所から流さない。
- EM菌入り石けんを使用する。
- 洗濯・入浴は効率よく行う。
- お風呂のシャンプーなどは適量使う。
- お風呂の残り湯を洗濯などに再利用する。

(2) 工場・農畜産業排水対策

施策の方向性

工場や農畜産施設からの排水は、水質汚濁防止法などの排水関係法令を厳正に守ることが必要です。しかし、本市内には小規模な施設も多いことから、法令に規定されない施設についても法令に準じた排水処理を行い、より良い水質での排水が望まれます。また、薬品・農薬・肥料などの使用・処分を適切・適正に行うことはもちろん、可能な限り使用量を控えることも水質の向上につながります。

さらに、農畜産業の有機物を多く含んだ排水等による河川への負荷を減らすことができれば、水質保全に貢献することから、排水等を農地へ還元するなどの再利用や排水等の適正管理が望まれます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 農薬・肥料を適切に使用し、適正に処分する。
- 排水の再利用を検討する。

【事業者の取組み】

- 排水関連法令の遵守を徹底する、あるいはそれに準じた処理を検討する。
- 薬品・肥料を適切に使用し、適正に処分する。
- 排水の再利用を検討する。

(3) 排水処理施設の整備

施策の方向性

水質測定結果によると、近年、斐伊川の水質は向上していますが、水質改善の余地が十分にあります。

公共下水道などの集合処理施設が整備された地区では、市民・事業者は排水を接続する義務があります。また、単独処理浄化槽を使用している場合は、合併処理浄化槽へ転換し、できるだけ水質を良くして排水することが望まれます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 公共下水道などが整備されたら速やかに排水を接続する。
- 浄化槽を適切に維持・管理する。
- 単独処理浄化槽から合併処理浄化槽へ転換する。

【市の取組み】

- 公共下水道・農業集落排水の施設の維持管理をする。
- 市民・事業者の単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換を促進する。

(4) 河川環境の保全

施策の方向性

森は川のゆりかごとと言われるように、河川にとって森林は、水源涵養・水質浄化・降雨時の濁水や土砂崩れ防止など、流量・水質の安定に資する重要な機能があります。しかし、森林は松枯れや林業の停滞により荒廃が進んでおり、河川を守るためには荒廃した森林の保全を図る必要があります。また、不法投棄による水質等河川環境の汚染・悪化が懸念されます。

近年は排水処理施設の整備や河川保護活動の高まりにより、斐伊川の水質は比較的良好です。他の河川についても状況は良くなっているものと推測されますが、定期的な調査は十分とは言えません。排水による水質影響は流量の少ない河川ほど受けやすいものです。したがって、主要河川以外の河川についても水質を把握しておく必要があります。水質調査に当たっては、従来の測定項目だけでなく、水との触れ合い・利用・生態系などを考慮した水質調査方法もあり、このような新たな項目も取り入れ、行政・市民・事業者の協働により、定期的に広く実施していくことが望まれます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 森林保全活動に参加・協力する。
- 不法投棄をしない、させない。

【市の取組み】

- 河川保護の観点から森林保全施策を実施する。
- 不法投棄対策を充実させる。
- 主要河川以外の河川の定期的な水質調査の実施及び水質調査項目について検討する。

1-2 大気環境の保全

本市では、中国横断自動車道尾道松江線の整備が進められており、また、陰陽の大動脈である一般国道 54 号が縦断するとともに、公共交通機関が未発達なため生活に自家用車が欠かせないという特性があります。さらに、今後はインターチェンジ周辺への工場進出が見込まれます。今後はこれらを要因とした環境悪化が懸念されます。

また、現在、商業施設の 24 時間営業が当たり前に見られる中、本市内でも夜間営業の店が見られるようになり、市民のライフスタイルは多様化していくものと考えられます。このため、深夜における騒音被害など、市民の日常生活に伴う近隣への環境影響の増加も懸念されます。

(1) 自動車対策

施策の方向性

中山間地に位置する本市では、大規模な工業地帯はありませんが、一般国道 54 号が通り、かつ、市民は交通手段を自家用車に依存せざるを得ない状況から、大気汚染物質は自動車からの排出寄与が大きいと考えられます。現在の大気環境は概ね良好ですが、中国横断自動車道などの道路網の整備や自動車保有台数の動向によっては、現道沿線での影響増加も考えられます。これらのことから、自家用車の使用を減らすため、公共交通機関の利便性の向上を図るとともに、必要不可欠な自動車については、低燃費車・クリーンエネルギー自動車を導入することが重要となります。特に行政は、それらを率先して導入することが望まれます。また、エコドライブを心がけることも大変重要です。

道路構造・交通の流れ・沿道の土地利用の検討なども環境対策として有効です。これらは国・県・市・周辺市町・警察・鉄道会社・バス会社などの関係機関が連携して行う必要があります。また、沿道環境の把握のため、市内各所における大気・騒音・振動などの継続的な調査が望まれます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車の購入を検討する。
- エコドライブ（適切な暖機、ゆっくり発進、エンジンプレーキの使用、少ない加減速、アイドリングストップ、エアコン控えめ、渋滞回避、適切なタイヤ空気圧、積載量低減、違法駐車禁止など）を実践する。
- 公共交通機関を利用する。

【事業者の取組み】

- 低燃費車・クリーンエネルギー自動車の購入を検討する。
- 社員にエコドライブを啓発する。
- 交通関係事業者はその利便性向上を図る。
- 交通関係事業者は道路・交通対策に協力する。
- ノーマイカーデーを実施する。

【市の取組み】

- 公共交通機関の利便性を向上させる。
- 公用車に電気自動車・クリーンエネルギー自動車やバイオディーゼル燃料車の導入を図る。
- エコドライブを啓発する。
- 関係機関との連携による道路・交通対策を推進する。
- 沿道における大気・騒音・振動等の定期的な調査を検討する。

(2) 工場対策

施策の方向性

市内には比較的小規模な工場が点在し、民家と工場が混在しているところが多く見られます。また、今後は中国横断自動車道尾道松江線の整備に伴う工場進出も見込まれます。このため、各地の工場の稼働状況・大気汚染物質排出状況や騒音・振動・悪臭等の発生状況を把握するとともに、指導体制を充実させることが望まれます。特に、環境負荷の大きい工場や、工業団地などの工場集中地区、学校・病院等があり特に保全が必要である地区などについては、必要に応じて規制を検討するなど、工場周辺への環境影響を防止するよう適切に対処していく必要があります。

具体的施策

【事業者の取組み】

- 大気汚染防止法等の関係法令を遵守し、周辺環境に配慮する。

【市の取組み】

- 工場から環境への影響が認められる場合、関係機関と連携し適切に対処する。

(3) 地域の大気環境の保全

施策の方向性

近年のライフスタイルの多様化に伴い、公害苦情に対しては、原因の多様化・複雑化により細かい対応が必要となっており、行政の苦情に関する調査・指導体制の充実が望まれます。一方、市民・事業者は近隣に迷惑とならないようお互いに配慮することが重要です。特に最近では野焼きに対する苦情が増加しています。野焼きは法律により原則禁止となっており、市民・事業者にも周知徹底する必要があります。ごみは法令にしたがい適正に処分すべきであり、また、刈り取った雑草なら土に還すなど、市民・事業者は野焼きをしない処分をすることが重要です。

これに対し、光化学オキシダントの対策は広域的に取り組む必要があります。光化学オキシダントは大気中にあり風などで移動するため、窒素酸化物などの原因物質が発生しない地域でも高濃度となる場合があります。全国的に見ても光化学オキシダントは環境基準を達成していない場合がほとんどであり、高濃度になった場合の迅速な対応が重要です。また微小粒子状物質（PM2.5）が、西日本を中心に高濃度で観測されています。中国北京市を中心とする大気汚染の影響という見方がされています。国の注意喚起のための暫定的な指針が平成

25年2月27日に示され、島根県でも高濃度が予想される場合は、注意喚起情報が発表されます。迅速に市民へ周知する必要があります。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 近隣に迷惑とならないよう配慮する。
- 野焼きや基準外焼却炉による処理をやめ、ごみを適正に処分する。

【市の取組み】

- 公害苦情の相談・調査・指導体制を充実させる。
- 野焼き禁止を周知徹底する。
- 光化学オキシダント注意報・警報やPM2.5の注意喚起情報が発表された場合には、島根県と協力して市民に迅速に伝える。

■ 野焼きは原則禁止ですが、いくつかは例外として認められています。しかし、周囲の生活環境に支障がない軽微なものでなければいけません。

- ・ 農林業または漁業を営むための作業に伴う燃焼
- ・ たき火、その他日常生活を営むうえで通常行われる燃焼であって、軽微なもの（キャンプファイヤー等）
- ・ 風俗習慣上または宗教上の行事を行うための必要な燃焼（とんど焼き等）
- ・ 消火訓練に伴う燃焼及び災害の予防や応急対策などに必要な燃焼

1-3 有害物質による汚染の防止

有害物質については、古くはPCB、最近ではダイオキシン類・アスベスト・シックハウスなどが問題となっており、科学の進歩による新たな知見から、いろいろな物質の有害性が新たに判明してきました。有害物質には人工的に作られた化学物質もあれば、ダイオキシン類のように物を燃やすことで発生するもの、アスベストのように天然由来のものもあり、深刻な環境被害や人体への影響が指摘されています。いずれも環境に放置してはおけないため、適正に管理・処分するとともに、使用量・発生量の抑制及び関連情報の周知も大変重要です。

(1) ダイオキシン類対策

施策の方向性

ダイオキシン類発生施設は、「ダイオキシン類対策特別措置法」に基づき厳重に監視・管理されており、今後もこれを維持・徹底していくことが重要です。ダイオキシン類は塩素を含む物質の比較的低温な燃焼により発生するため、基準に適合した能力を持つ炉で適切に焼却するとともに、焼却炉は適正に維持・管理する必要があります。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- ごみ分別を徹底する。
- 野焼きや基準外焼却炉による処理を自粛し、ごみを適正に処分する。〔再掲〕

【市の取組み】

- 焼却施設の適正な維持・管理と運営の指導を徹底する。
- 野焼き禁止を周知徹底する。〔再掲〕

(2) アスベスト対策

施策の方向性

アスベストは、その繊維を吸引すると何十年も後に悪性中皮腫等の重篤な疾患を引き起こすと言われ、社会問題となりました。いまだに使用されている建物・施設があるため、所有者・施工関係者は早急に調査を実施し、調査結果を公表するとともにアスベストの除去・封じ込めを迅速に行う必要があります。県では相談窓口を設け対応しており、処理費用の融資制度があります。

具体的施策

【市民の取組み】

- 必要に応じて、建物・施設の所有者はアスベスト使用の有無を確認する。
- 定められた処分方法を厳守する。
- アスベスト含有製品についての知識を取得する。

【事業者の取組み】

- 必要に応じて、建物・施設の所有者及び施工関係者はアスベスト使用の有無を確認する。
- 定められた処分方法を厳守する。
- アスベスト含有製品についての知識を取得する。
- アスベスト含有製品についての情報を公表する。

【市の取組み】

- 県と連携し、必要に応じて市有施設のアスベスト使用状況調査を実施・対処する。

(3) その他有害物質の対策

施策の方向性

市民・事業者は、有害物質に関して定められた法令を遵守するとともに、必要に応じて調査の実施・依頼を行い、使用・管理には細心の注意を払う必要があります。また、農薬・薬品類の使用量を可能な限り少なくすることも大事です。行政は工場・事業所等の稼働状況・有害物質使用状況を把握するとともに、指導体制を充実させ、周辺への環境影響を防止するよう適切に対処していく必要があります。

有害物質には、人の感覚では有害性の認識ができない、あるいは、被害との因果関係がすぐにはわからないものが多いため、有害物質についての情報の発信と受信が大変重要となります。セシウム汚染堆肥は、原因者と市が協力して県内外の処理業者に依頼して処理を行なっています。

具体的施策

【市民の取組み】

- 農薬等を適切に使用し、適正に処分する。
- 農薬等の使用量の削減を図る。
- 有害物質に関する知識を取得し、最新情報を入手する。
- 放射線に関し、正しい知識を取得する。

【事業者の取組み】

- 法令にしたがった有害物質の適正な管理・使用・処分を徹底する。
- 自主的な環境測定の実施を検討する。
- 有害物質使用量の削減を図る。
- 有害性の低いものへの転換を図る。
- 有害物質に関する知識を取得し、最新情報を入手する。

【市の取組み】

- 有害物質取扱い業者・施設の実態を把握し公表する。
- 有害物質調査結果を把握し公表する。
- 有害物質に関する最新の知見を入手し、情報発信する。
- 放射線に関する情報を提供する。
- 放射能汚染物質の処理業者・処理施設の実態を把握し、県や関係機関と連携して適正に処理を行う。

1-4 廃棄物対策

日本は戦後、物のない時代から立ち上がり、高度経済成長を遂げ、物の有り余る豊かな生活を手に入れて久しくなります。こうして手に入れた社会は物質社会とも言われ、大量に安く物が作られ、それを安く大量に買い、簡単に大量に捨てるというサイクルを形作っています。また、捨てられる物の多くは、そのままでは自然界に戻らないものです。これらにより、大量の廃棄物の処理に莫大なお金が投じられることとなっています。さらに、最終処分場の容量不足や資源枯渇といった問題を引き起こしているほか、地球温暖化にも関わっています。

これらに対応するには、まず、ごみを減らし、次に、出てきたごみをできるだけ資源化することです。そのためには、日常生活や事業経営において、様々なごみ減量・分別等の取り組みをしていかなければなりません。今後はできるだけ省資源・省エネルギーの物質循環を推進し、循環型社会を形成し持続していくことが求められます。そうして最終的な廃棄物量を抑制します。また、出てきた廃棄物は環境に影響のないよう適切に処理する必要がありますが、近年は野焼きに対する苦情や不法投棄が増加し問題となっており、効果的な対策が必要となっています。

(1) 3R運動とごみ減量化の推進

施策の方向性

近年、各種リサイクル法が施行され、廃棄物のリサイクル（再生利用）が推進されています。しかし、リサイクルのためには施設の建設・維持・管理、廃棄物等の処理、収集・運搬など大量のお金とエネルギーを使わざるを得ません。したがって、リサイクルよりも、労力がまったく不要であるリデュース（発生抑制）を最優先にしなければなりません。そして次に、フリーマーケットなどのように、かかる労力がわずかで済むリユース（再使用）を優先すべきです。リサイクルは、それでも出てきたごみを処理するための最後の手段として認識しなければなりません。

これらの3つの対策の頭文字Rを合わせた3Rが廃棄物対策の基本となりますが、近年広まりつつある「マイバック運動」や「もったいない」もごみの減量化に大いに役立ちます。「マイバック運動」は4つ目のR＝リフューズ（拒否・断る）、「もったいない」は5つ目のR＝リペア（修理）ですが、これらは広い意味で3Rに含まれます。

本市は市民一人当たりごみ排出量が県平均よりもかなり低く、ごみをあまり出さない生活が比較的定着していると考えられますが、それでも本市で毎日何トンものごみが排出されており、ごみ減量化をより一層推進していく必要があります。

具体的施策

【市民の取り組み】

- マイバック運動を実践する。（買い物にはマイバックを使い、レジ袋はもらわない）
- もったいない運動を実践する。（長く大事に使う、修理して使う）
- 無駄な物は買わない。
- 過剰包装を避け、簡易包装にする。
- 長持ちする製品・修理できる製品を買う。
- リサイクルショップやフリーマーケットを利用する。

- 食事は食べるだけ作り、残さず食べる。
- 生ごみの堆肥化と農地・庭への利用を図る。
- 資源回収に協力する。
- ごみ分別を徹底する。

【事業者の取組み】

- マイバックの使用・簡易包装を呼びかける。
- もったいない運動を推進する。
- 資源回収に協力する。
- 3R運動を推進する。

【市の取組み】

- 3R運動・ごみ減量化・資源回収などの活動を推進する。
- 3Rやごみ減量化に対する市民・事業者の理解向上と意識啓発を促進する。
- レジ袋無料配布とりやめに賛同していただける事業所数が増えるよう啓発する。

目標値

ごみの減量化については、「雲南市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画」(平成25年3月改訂)において、より具体的な施策や目標を示しています。本計画ではこれにしたがい、以下のとおり目標値を設定します。

項目		目標値 (平成29年度)	排出量	
			基準年度 (平成23年度)	目標年度 (平成29年度)
ごみ 排出量	1人1日平均	5%削減 (平成23年度比)	660.5 g/人・日	645.5 g/人・日
	収集ごみ:1人1日平均		497.0 g/人・日	472.2 g/人・日
	直接搬入:1日平均		6.94 t/日	7.23 t/日

(2) 廃棄物の適正処理の推進

施策の方向性

減量を図った後に残る廃棄物については適正に処理し、環境影響を防止しなければなりません。そのため、市民がごみ出ししやすい環境を整えるとともに、処理施設の適正な管理・運営を行う必要があります。処理方法は焼却や埋立てなど廃棄物の種類により異なるため、市民・事業者はごみが正しく処理されるよう、ごみの分別を徹底する必要があります。本市では、雲南地域農業用廃プラスチック適正処理推進協議会によって年1回、農業関係の廃棄物を回収しています。また、野焼きは自粛し、ごみ出しや農地還元などにより適切に処分することも大切です。

本市の一般廃棄物処理は旧町村の枠組みを引き継いでいるため地域により異なり、2種類のごみ出し方法があります。本来、同一市内では同じであるべきものと考えられますが、これについては、本市の将来にわたる一般廃棄物処理計画に関わることなので、今後の検討課題として位置付けます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- ごみ分別を徹底する。〔再掲〕
- 野焼きや基準外焼却炉による処理をやめ、ごみを適正に処分する。〔再掲〕
- ごみ分別・適正処理に関する情報・知識を入手する。

【市の取組み】

- ごみ集積施設の設置を推進する。
- ごみ回収日・回数を検討する。
- 廃棄物処理施設の適正な維持・管理と運営の指導を徹底する。
- 野焼き禁止を周知徹底する。〔再掲〕
- ごみ分別・適正処理に関する情報・知識を周知徹底する。
- 今後の一般廃棄物処理計画とごみ出し方法を検討する。

(3) 不法投棄対策

施策の方向性

山中の道路や河川では不法投棄がしばしば見られ、不法投棄に対する苦情が増加しています。ごみの適正処分は雲南市民だけでなく全国民の当然の責務であり、不法投棄は許されるものではありません。発生防止の啓発活動やパトロールを強化する必要があります。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 不法投棄をしない。
- 不法投棄を見かけたら通報するなどして、させないよう努力する。
- 環境ウォーキングなどによるパトロール活動を実施する。
- こまめに除草し、不法投棄させない環境づくりに努める。

【市の取組み】

- 不法投棄の監視を強化する。
- 監視カメラの設置を検討する。
- 不法投棄の通報に迅速に対応する。
- 不法投棄物の撤去により環境保全に努める。
- 不法投棄防止の看板設置などによる意識啓発を一層推進する。

1-5 環境に配慮した暮らし

最近是人々の環境に対する関心の高さから、環境に配慮したライフスタイルが見直されています。これまでの経済性・効率性・利便性を追求したライフスタイルから、ある程度の出費・不足・不便があっても、環境にやさしいスタイルへと転換することが大切です。

生活の中で、食べることは基本のひとつであり毎日のことです。また、現代社会においては消費活動なしには暮らしが成り立ちません。そして、食や消費は目に見えないところで環境と密接に結びついています。日常生活の背後に隠れる環境影響を知り、環境保全に資する行動を日々実践していくことが大変重要です。

(1) 食を通じた環境配慮

施策の方向性

国民の生涯にわたる健全な心身と豊かな人間性を育むため、平成17年に食育基本法が公布、翌年には食育推進基本計画が策定され、食育が国民運動として推進されています。その中で食の安全性がうたわれています。最近の食品の不当表示や外国産食品の安全性の問題から、消費者は食の安全を強く意識するようになってきました。このことから、生産者は安全性の高い食料を提供するため、無農薬・減農薬・有機栽培など環境にやさしい農業を展開することが必要です。

外国や日本の遠隔地から来る食品にはたくさんの輸送エネルギーが使われており、二酸化炭素や大気汚染物質の排出などの環境影響を伴っています。これに対し、消費者の近くでとれる地場産物は輸送距離が短くとても環境にやさしい食べものと言えます。また、温室・室内での栽培や保管には冷暖房・冷凍等のエネルギーがかかるため、露地栽培されている季節の農作物や旬な魚介類なども環境にやさしい食べものと言えます。さらに、食育の取組みのひとつに農林漁業体験が挙げられていますが、これにより消費者は背景にある環境について理解を深めることができます。これらを理解・実践することにより、消費者は環境にやさしい食品を見る眼が養われ、環境保全に貢献することができます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 無農薬・減農薬・有機栽培など、安全性の高い農作物を食べる。
- 地場産物を食べる。
- 露地物・季節物を食べる。
- 農林漁業の体験活動に積極的に参加する。
- 食に関する知識を深め、食育を実践する。
- 食事は食べるだけ作り、残さず食べる。〔再掲〕
- 生ごみの堆肥化と農地・庭への利用を図る。〔再掲〕

【事業者の取組み】

- 体験農林漁業やボランティアなどを受け入れ、消費者との交流を促進する。
- 無農薬・減農薬・有機栽培など、環境にやさしい農業を展開する。
- 周辺環境に負荷の少ない農林漁業を心がける。

- 地場産物を地元へ卸す。
- 季節に合った農作物を栽培する。

【市の取組み】

- 安全な地場産物の生産・販売を推進する。
- 給食に地場産物を積極的に用いる。
- 体験農林漁業の機会を充実させる。
- 農林漁業振興策を推進する。
- 食に関する情報を提供する。
- 食育を推進する。

(2) 環境にやさしい消費活動の促進

施策の方向性

市民は、流通している様々な商品の中から、環境配慮型製品（グリーン製品）を選んで購入すること（グリーン購入）が大切です。事業者も、製品を作るために材料・サービスなどを買うことから消費者でもあり、やはり環境に配慮したものを選んで購入、あるいは原材料等として調達すること（グリーン調達）が大切です。また、輸送エネルギーの少ない地元商品の購入（地産地消）を心がけることも重要です。購入に当たっては、環境ラベル・エコマークなどが判断材料として役立ちます。このため、それらの知識を身につけることも必要です。グリーン製品は、法律により国の購入する製品の基準が定められています。また、島根県では環境配慮型製品を「しまねグリーン製品」として認定しています。

環境に配慮した消費者（グリーンコンシューマー）の一人ひとりの活動は小さいものの、それらを合わせれば大きな力となり、消費者が生産者の事業方針に大きな影響を与えることができます。まずは一人ひとりができることから始めることが大切です。

具体的施策

【市民の取組み】

- 簡易包装商品・詰替え商品・リサイクル商品を優先して購入する。
- 環境ラベルの付いた商品を優先して購入する。
- 環境ラベルなどの種類・意味について学ぶ。
- 地元商品を優先して購入する。
- しまねエコショップ認定店を利用する。
- 消費に関する情報交換を積極的に行う。

【事業者の取組み】

- グリーン購入・グリーン調達を心がける。
- グリーン購入を呼びかける。
- グリーン製品の開発・生産・販売を検討する。
- 地元商品を地元へ卸す。
- 商品の環境情報を提供する。
- しまねエコショップの認定取得を検討する。

【市の取組み】

- 市によるグリーン購入・グリーン調達を一層推進する。
- グリーン製品の開発・生産・販売を推進する。
- 地元商品の生産・販売を推進する。
- 消費に関する環境配慮の意識啓発・情報提供を行う。

——< 自然と共に生きる >——

2) 自然と共に暮らす

2-1 生きものの保全

本市は農村や山林・原野を広く抱えており、これを背景に、中国地方中山間地に典型的な動植物が数多く生息しています。また、様々な貴重な動物の生息が知られています。斐伊川水系の河川では、過去の調査によりスナヤツメ^{※1}・オオサンショウウオ^{※2}などが確認されています。しかし、近年、市内の一部では市街地化、山では森林の荒廃、農村では農地の荒廃が見られます。このように、豊かな動植物の生息・生育基盤が徐々に失われつつあり、動植物への影響が懸念されます。

このような本市においては、動植物の生息・生育環境となる森林・河川・農地などを保全・回復することにより、貴重な種・身近な種の動植物を保全することが重要です。また、最近では外来生物が増え日本各地に侵入しており、地域の在来生物や生態系を守るための対策が必要です。さらに、本市では市民によるホタルの保護・増殖活動が盛んに行われており、地域を特徴付けるものとして推進していくことが大切です。

(1) 動植物・生態系の保全

施策の方向性

絶滅危惧種など貴重な動植物の保全には、当該種だけでなく、それを含む生態系を守らなければなりません。生態系を守るには、身近な普通の動植物と、その生息・生育環境である森林・河川・農地などの保全が必要です。荒廃した山の整備と豊かな森林の回復、農地の維持と農薬の使用削減、河川の水質向上と河川環境の保全・整備など、様々な環境への対策が必要です。土木工事などをするときは、工法・時期等について関係機関と協議・検討し、動植物とその生息・生育環境に与える影響を可能な限り低減させるよう配慮することが求められます。また、本市における動植物の分布状況等を把握するため、市内全域を対象とした動植物調査の実施が望まれます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 貴重な動植物を捕獲・採取しない。
- 身近な動植物をむやみに捕獲・採取しない。
- 農地を適切に維持する。
- 農薬等の使用量の削減を図る。〔再掲〕

※1 スナヤツメ：魚類。九州一部と沖縄を除く日本全国に分布。環境省レッドデータブック及びしまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類。

※2 オオサンショウウオ：世界最大の両生類。岐阜県以西の本州と四国、九州の一部に分布。環境省レッドデータブックの準絶滅危惧種、しまねレッドデータブックの絶滅危惧Ⅱ類、国の特別天然記念物。

【事業者の取組み】

- 貴重な動植物を捕獲・採取しない。
- 身近な動植物をむやみに捕獲・採取しない。
- 荒廃した森林を整備・再生する。
- 農地を適切に維持する。
- 農薬等の使用量の削減を図る。〔再掲〕
- 環境に配慮した工事を検討する。

【市の取組み】

- 貴重な動植物を保全する。
- 身近な動植物を保全する。
- 荒廃した森林を整備・再生する。
- 河川を保全・整備する。
- 環境に配慮した工事を検討する。
- 関係機関と連携し、市内の動植物の生息・生育分布調査の具体化について検討する。

(2) 外来生物対策

施策の方向性

外来生物は、ウシガエル・アメリカザリガニ・セイヨウタンポポ・セイタカアワダチソウなど、以前から日本に侵入・定着していますが、最近では、ブラックバス・アライグマ・外国産クワガタムシなどが新たに侵入・定着し、これらによる問題が取りあげられるようになっていきます。侵入しても定着するとは限りませんが、中には地域の生態系に影響を与え在来生物を圧迫したり、人の健康・生活や農林水産業に被害を及ぼす場合があります。一度侵入して定着すると排除が非常に困難となるため、侵入・定着させないことが大変重要です。

具体的施策

【市民の取組み】

- 外来生物は責任を持って最後まで飼育し、野外に捨てない。

【事業者の取組み】

- 取り扱おうとする外来生物種をよく検討する。
- 外来生物について十分な知識を持つ。
- 外来生物の管理を徹底する。
- 客に対し、外来生物の情報と法律について周知する。

【市の取組み】

- 外来生物についての情報を把握する。
- 野外での目撃など非常時には関係機関と連携し迅速に対応する。

(3) ホタルの保護・増殖

施策の方向性

本市では各地でホタルが見られますが、中でも赤川のホタルは江戸時代に持ち込まれて以来よく繁殖し、ホタルの名所として有名になりました。そして、すでに戦前から「赤川ほたる保存会」が作られるなど、ホタルは地域住民によりとても大切にされてきており、大東町のシンボルとなっています。

今後は、市民によるホタルの保護・増殖活動とホタルによる体験学習を一層推進するとともに、それらを全市へ展開することも望まれます。

具体的施策

【市民の取組み】

- ホタルを捕らない。
- ホタルの保護・増殖活動を一層推進する。
- ホタルの保護・増殖活動を他地域でも実施する。
- ホタルを題材とした体験学習を充実させる。

【市の取組み】

- 雲南市ほたる保護条例を推進する。
- ホタルに配慮した河川整備を行う。
- ホタルを題材とした体験学習を充実させる。



2-2 自然環境の保全・活用

雲南市は、その面積の8割を森林が占めるほか、豊かな水量を誇る斐伊川・神戸川とその支流が市内を縦横断しています。また、限られた平野を有効活用して、良質の農産物を生産しています。これらの環境には、ゴギ・ヤマメ・カジカ・オオサンショウウオ・ゲンジボタルなど、身近な種から貴重な種まで今も様々な動植物が生息・生育しています。

この地域ではその昔、山へ薪を取りに行き、水辺で砂鉄をとり、それらを活用して鉄製品を製造する、「たたら製鉄」が営まれていました。人と自然（森・農地・水辺等）が適度に関わることでお互いが維持されるその暮らしは、まさに「里山」そのものであったといえます。

自然環境は、国土の保全（防災・景観等）、食料・水・エネルギーの供給等、多様な恵みを私たちに与えてくれます。現在の私たちの暮らしは、自然に対する働きかけが縮小し、それが自然環境の豊かさの消失にもつながっています。

今一度、「里山」がもたらした恵みとその意味を見つめなおし、地域・市民総がかりでその再生に取り組むことで、美しい自然環境を次世代へ継承していく必要があります。

(1) 森林の保全・再生

施策の方向性

本市では、2つの森林組合のほか、木材加工業等の企業が林業に従事しており、事業を通じて森林の保全の役割を担ってきました。また、薪風呂やかまどが各世帯にあった時代には、地域の人々も薪収集や下草刈を通じて、その役割の一助を担っていました。

しかし、安価な輸入木材の流通に伴う木材価格の低下が続き、林業経営は苦しい状況が続いています。また、石油製品の利用が主流となった現在、地域の人々が山に入る頻度は低いものとなっています。

このため、木材製品の地産地消・高付加価値化、新たな林産資源開発等により林業経営環境の改善を図るとともに、地域における木質バイオマス熱利用の普及等により、地域の人々の目を山に向ける取組を推進していきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 林地残材収集システムに参加する。
- 薪ストーブ・薪ボイラー等を家庭に導入する。
- 雲南市産木材製品を積極的に利用する。
- 森林の保全・再生活動に積極的に参加する。
- 社叢林などの貴重な自然環境を守る。

【事業者・市の取組み】

- 本市内外の住民に対し、森林に関する情報を提供し、重要性を認識してもらう。
- 住民参加型の森林管理を推進する。
- 林業体験事業を推進する。
- 林業インターンシップを実施する。

- 竹林対策を検討する。
- 森林の状況に応じて、更新及び樹種転換を検討する。
- 間伐材や竹の活用方法を検討する。
- ブナ林の保全を推進する。

(2) 農地の保全・再生

施策の方向性

中山間地である本市は、平野面積が限られているものの、棚田等の工夫により斜面を有効活用することで農地面積を確保しており、その面積は県内第4位(2,167ha)となっており、米・産直野菜・卵・乳製品等の良質な農産物のほか、ワイン・味噌・餅などの加工品が生産されています。

しかし、安価な外国産農産物の流入、担い手不足等に伴って耕作放棄地が拡大しており、食料供給機能の低下だけでなく、鳥獣被害や景観阻害といった新たな問題を引き起こしつつあります。

このため、農業委員会では、下限面積の緩和を行い農地の流動化を図れるようにしています。また、農林振興課では、農地の賃借を推進し保全に努めています。さらに、高付加価値の農産物生産・加工品開発等により外国産農産物に対する競争力を強化するとともに、市民農園や農業体験等、市民が農業に興味をもつきっかけづくりを推進していきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 休耕地・放棄耕作地を積極的に貸し出す。
- 市民農園や体験農業に参加し、農業に対する理解を深める。
- 地元産農産物を積極的に購入する。
- 農業体験ツアーの民泊を受け入れる。

【事業者・市の取組み】

- 農作物の特産品の開発・ブランド化を図る。
- 山地酪農事業を推進する。
- 鳥獣対策を兼ねたスパイス栽培（唐辛子・にんにく・山椒等）を推進する。
- 集団農業・観光農業・環境配慮型農業などを検討する。
- 市民農園などにより、放棄耕作地・休耕地の有効利用を図る。
- 農業体験事業を推進する。
- 就農希望者支援の強化を図る。
- 農業後継者教育の強化を図る。

(3) 水辺の整備・活用

施策の方向性

本市に流れる河川には、ゴギ・ヤマメ・カジカ・オオサンショウウオ・ゲンジボタルなど、身近な種から貴重な種まで様々な動植物が生息・生育し、利用しています。これらは水域だけでなく陸域も含んだ生態系の一部を構成しており、川と陸を結ぶ水辺は自然環境を学ぶための格好の場となります。水辺はまた、人々の憩いの場でもあり、遊びの場でもあります。このような水辺をより有効に活用するため、また、人々の安らぎの親水空間として、水辺の整備を推進することが重要です。

具体的施策

【市民の取組み】

- 水辺の環境学習の計画・実施を推進する。
- 河川・水辺とそこに生息・生育する動植物を大切にする。

【事業者の取組み】

- 河川・水辺とそこに生息・生育する動植物を大切にする。

【市の取組み】

- 親水の観点からの河川整備を推進する。
- 河川整備や適切な管理等により河川及び水辺の環境を保全する。
- 市民の水辺利用を促進する。
- 水辺の環境学習の計画・実施を推進する。

3) 心地良く暮らす

3-1 環境美化

環境美化は一人ひとりの心がけと行動に負うところが大きく、マナー意識向上のための啓発活動を継続的に進めることが重要です。そして、ごみ拾い運動・犬のふんの後始末など、普段からの美化活動や地域における美化活動の維持・継続につなげていくことが大切です。これらは美しく清潔なまちを目指したまちづくりでもあり、まちづくり活動の一環として行動・実施することが必要です。

(1) 清掃活動の推進

施策の方向性

本市の清掃活動はいろいろな地区・団体で行われていますが、これをさらに展開し、道路・公園・河川などの公共施設だけでなく、地域のシンボルとなる神社・お寺などについても取り組む必要があります。また、清掃・美化活動に貢献した団体・個人に対する表彰制度を設け、活動をアピールすることも望まれます。

清掃・美化活動を継続するには、家庭・地区で実践の輪を近隣や次世代層に広げていくことが大事です。市民が気軽に参加できるようなイベントを開催したり、高齢化・過疎化により人手不足のところについては、清掃活動だけでなく環境学習や農業その他の活動と合わせたり、アダプトプログラム※1（里親制度）などにより、都市住民や周辺住民を呼び込み実施することが望まれます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 外出先で出たごみは持ち帰る。
- 日常の行動で美化に貢献する。
- 地域の清掃活動を計画または実践する。
- 自宅または事業所周辺の道路などを清掃・除草する。
- 環境美化行事に積極的に参加する。
- アダプトプログラムに積極的に参加する。
- 清掃・美化活動を盛り込んだまちづくりを計画する。

【市の取組み】

- マナー意識向上のための啓発活動を一層推進する。
- 市民・事業者との協力により環境美化活動を推進する。
- 清掃・美化活動表彰制度の設置を検討する。
- 市有施設についてアダプトプログラムの導入を検討する。
- 清掃・美化活動を盛り込んだまちづくりを計画する。

※1 アダプトプログラム：団体・事業所・家族・個人等を募り、道路や公園などの公共施設・場所と養子縁組（Adopt）を行い、それらの清掃や緑化活動などに継続的に取り組む制度です。

(2) ポイ捨て・ふん害の防止

施策の方向性

本市では、清潔できれいなまちを目指して「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を制定し、増加している犬のふん害に対応しています。また、ポイ捨ては自動車等で市内を通過する人や観光客によるものが多いと考えられます。同条例は市内滞在者や通過者も対象としており、罰則もあります。このことを、条例の目的も踏まえて市内外の人に周知し、環境美化に協力してもらうことが重要です。

また、空き地にごみがあったり農地が荒れていると、ポイ捨てを誘発させてしまいます。土地の所有者・管理者は、環境美化の観点から土地を適切に管理する必要があります。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- ポイ捨てをしない、させない。
- 市が実施する環境美化施策に協力する。
- 空き地・農地を適切に管理する。

【市の取組み】

- 「雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例」を推進する。
- 空き地・農地の有効利用を図る。

3-2 環境緑化

公園・緑地は、人々のレクリエーションの場・憩いと安らぎの場であるとともに、まちを美しく演出します。本市には緑・水・土といった自然が当たり前のようがありますが、道端や建物の前などのほんの一角でも花を添えれば、彩のある風景に心が和みます。

また、日本さくら名所百選に選ばれた斐伊川堤防桜並木は本市の誇る宝であり、御衣黄のある三刀屋川桜並木や市内各地にある他の桜の名所とともに、50年、100年先を見据えた整備を行い、後世に残していく必要があります。

(1) 緑化活動の推進

施策の方向性

自宅のガーデニング・花壇づくり・プランター設置、道端・歩道の花植えなどは、誰もが手軽に行える緑化活動です。このような身の回りの緑化を推進することが大切です。

団体活動としては、花いっぱい運動や道路のアダプトプログラムが実施されていますが、さらに様々な実施機会を設け、緑化を一層推進していくことが求められます。また、緑化活動はまちの演出にもつながるため、まちづくりと連携して実施することが望まれます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 建物周辺に木や花を植える。
- 空き地に花を植える。
- 事業者は緑化のための種子・苗の提供を検討する。
- 緑化活動を計画・実施、またはそれに参加する。
- 花いっぱい運動に積極的に参加する。
- 緑化を盛り込んだまちづくりを計画する。

【市の取組み】

- 市有施設の緑化を推進する。
- 緑化のための種子・苗を提供する。
- 緑化活動の計画・実施を推進する。
- 緑化を盛り込んだまちづくりを計画する。

(2) 公園・緑地の整備

施策の方向性

公園・緑地は、都市においては防災拠点・大気汚染等の緩和・二酸化炭素の吸収など、いろいろな機能が期待されます。今後、市街地化が進むと見込まれる地域には、近隣住民が気軽に安全に利用できるよう、周辺環境や利用者・利用形態等を考慮し計画的に公園・緑地を配置する必要があります。整備に当たっては、本市の豊富な自然環境を生かし、河川敷など水辺空間の利用や動植物の観察場の設置など、利用者がより快適に楽しく過ごせるような工夫も望まれます。

地域の公園・緑地は、市民が自分たちの公園・緑地として認識し、自ら維持・管理していくことが望まれます。取組みを確実に実践するために、公園・緑地のアダプトプログラム導入の検討も必要です。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 公園・緑地の整備に協力する。
- アダプトプログラムに積極的に参加する。〔再掲〕

【市の取組み】

- 公園・緑地を計画的に配置する。
- 水辺の利用・動植物の観察場など、自然を生かした公園・緑地を計画する。
- 市有施設についてアダプトプログラムの導入を検討する。〔再掲〕

(3) さくらのまちづくりの推進

施策の方向性

市内の、特に木次町には、斐伊川堤防の桜並木を始め、先人が築き守ってきたたくさんの桜の名所があり、桜は本市の花となっています。本市の他の地域にも桜が比較的多く生育しており、今後は地域に埋もれている桜を発見するとともに、植樹により全市域で増やし、雲南市として「日本一のさくらのまちづくり」を推進していきます。そのため、さくら祭りの会場であり、毎年多くの観光客が訪れる斐伊川堤防や木次公園の桜については、管理をさらに徹底する必要があります。また、桜を生かした商品の開発も重要です。

現在、斐伊川堤防の桜はさくら守により適切に管理されていますが、全市的な展開を推進するため、活動資金の拡充や管理者の確保・育成が課題となっています。このような状況から、桜のアダプトプログラム導入を検討するとともに、桜の維持・管理技術を市民に広く知ってもらうことが求められます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 事業者は桜を生かした商品の開発を図る。
- 地域に埋もれている桜を再発見する。
- 桜の全市展開に積極的に協力する。
- 桜の維持・管理に積極的に参加・協力する。

【市の取組み】

- 桜を生かした商品の開発を推進する。
- さくら守の支援強化を図り、育成を推進する。
- 桜の全市展開を推進する。
- 桜のアダプトプログラムの導入を検討する。
- 桜の維持・管理技術を広く市民に伝える。



3-3 景観の保全・創造

本市の景観はほとんどが農地・山林などの自然景観となっています。しかし、古くから人が住み着いて活動し、悠久の歴史を持つ本市では、一部に貴重な歴史景観が残っています。これらは本市を特徴付ける景観のひとつであり、未来に継ぐべき遺産とも言えます。

まちづくりにおいても最近では景観が重要な要素となっており、景観を保全・形成するために景観法に基づく景観計画の策定が望まれます。市民・事業者は景観の重要性を認識し、景観保全・景観づくりに参加することが求められます。

(1) 景観の保全・形成

施策の方向性

農村・桜・河川・山林など、本市の主要な自然景観はふるさとの原風景でもあり、心の安らぎを提供します。春には桜が咲き乱れ、秋には銀杏が色付きます。由緒ある神社・仏閣では、社叢林が茂り巨樹・巨木がそびえ、荘厳な雰囲気醸し出しています。吉田町や掛合町にはたたら製鉄や酒造りで栄えた古い街並みが残っています。これらは本市の重要な景観資源であり、周辺地域と一体的に保全する必要があります。また、今後都市化が見込まれる市役所・インターチェンジ周辺などの市街地は、都市として雲南市の顔として、ふさわしい景観をつくっていく必要があります。

しかし、現在の日本を見渡してみると、野山にはいたる所に送電線や鉄塔が設置され、近年は風力発電施設・携帯電話局の鉄塔などが増え、景観に影響を及ぼしています。これらは計画時の景観配慮が大変重要です。また、花や緑も景観の一部を構成することから、緑化に当たっては、例えば地区ごとに植える花を統一するなど、景観の視点から計画する必要があります。

一度壊れた景観を元へ戻すのは困難であることから、開発事業は景観に十分配慮して実施しなければなりません。行政は景観を規制・誘導するとともに、景観施策・景観の状況・他の景観取組み事例など、景観に関する情報の収集・発信と意識啓発を図ることが重要です。市民・事業者は本市の誇る景観の重要性を再認識し、積極的に景観行政に参加することにより、三者が協力して美しい景観・貴重な景観を未来に残すよう努力する必要があります。また空き家等の適正管理に向けた取組みの検討が必要です。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 建物の新・改・増築時に景観に配慮する。
- 施設・建築物などに落書きをしない。
- 森林・河川・農地の保全に努める。
- 身の回りのすぐれた景観の保全を図る。
- 開発業者は景観に配慮した開発を行う。
- 本市の誇る景観を認識する。
- 景観保全・景観づくりに積極的に参加する。

【市の取組み】

- 豊かな自然景観・歴史景観の保全を推進する。
- 社叢林や巨樹・巨木を保全する。
- 市街地の都市景観形成を計画的に行う。
- 桜やツツジなど花や緑による美しい景観整備を推進する。
- まちづくり団体を支援する。
- すぐれた景観活動表彰制度の設置を検討する。
- 景観保全・景観形成に関する意識を啓発する。
- 空き家等適正管理条例を制定する。

(2) 景観計画の検討

施策の方向性

良好な景観を誘導するため、市街地・住宅地など地域に応じた景観を考え、保全・誘導するためのルールづくりが求められます。そのため景観計画の策定が望まれます。景観計画は景観法に裏付けられ、建築物・屋外広告などや景観影響行為に対する規制・誘導、重要な建築物や樹木などの保全が可能です。また、市民の意見・意向に基づいた策定や景観協議会の設置も可能であり、様々な意見を反映・調整して総合的な景観施策をとることができます。本市の貴重な自然・歴史景観の保全、今後都市化が見込まれる地域における市街地景観づくりにも大いに役立ちます。

現在、本市の優れた景観に大きな影響を及ぼすものはありませんが、今後、都市化や開発行為が影響する可能性はあるため、必要に応じて景観計画の策定を検討することも重要です。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 景観施策に協力する。

【市の取組み】

- 必要に応じて景観計画の策定を検討する。
- 市民・事業者の意見を十分にくみ取った景観施策を実施する。

＜ 環境のことを考え行動する ＞

4) 地球に優しく暮らす

4-1 地球温暖化対策

平成9年に採択された京都議定書が平成17年に発効し、わが国は温室効果ガス排出量の6%削減（平成2年比）が義務付けられました。これを受け、国は「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき京都議定書目標達成計画を策定しました。島根県も島根県地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガスの排出削減を推進しています。本市でも平成25年に雲南市地球温暖化対策実行計画を策定し、二酸化炭素の排出量削減目標を掲げ取り組んでいます。また、平成18年に雲南市地域省エネルギービジョンを策定し、①市民一人ひとりの省エネルギー活動を推進します。②環境負荷の少ない行政運営を推進します。③環境負荷の少ない産業振興を推進します。という3つを基本方針として省エネルギーに取り組んでいます。

最近では地球温暖化について、テレビ・新聞・インターネットなどで盛んに取り上げられており、人々の関心はかなり高くなっています。本市の市民アンケート調査でも、温暖化などの地球環境問題について9割前後の人がある程度は知っており、関心の高さがうかがえます。しかし、温暖化の現状認識と温室効果ガス排出削減の具体的な取り組みなどについての理解・実践は十分ではありません。今後は知識・理解の向上と、取り組みをいかに実践するかが課題となります。

その具体的な取り組みとして、フロン類対策や省資源・省エネルギーの推進が挙げられます。フロンはオゾン層の破壊を引き起こす原因となる物質で、生産中止となっています。また、省資源・省エネルギーに務めることは石油の消費量を削減し、温室効果ガスの排出抑制に繋がります。今後は大量生産・大量消費の社会を見直し、持続的発展が可能な循環型社会を築くことで物質社会に慣れすぎた現代人のライフスタイルを変えていくことが求められます。

(1) 温暖化防止活動の推進

施策の方向性

現代のエネルギーは発電も含め多くが化石燃料に頼っているため、温室効果ガスの排出削減には省エネルギーが大変効果的です。省エネルギーは費用削減にもなるため、比較的实践されやすいものと思われそうですが、継続して行うことが大切です。そこで、家庭では環境家計簿、事業所では環境管理システムを導入すれば、削減効果を確認しながら実践できるため、取り組みの継続に結びつくと考えられます。また、地産地消・グリーン購入・新エネルギー導入・住宅等の省エネルギー化なども間接的に温暖化防止に貢献することとなります。森林・農地は二酸化炭素の吸収源となることから、それらの保全・再生を推進することも重要です。

行政は地球温暖化防止活動を率先して実行し、お手本になるとともに、温暖化に関する情報・知識を提供する役割があります。市民・事業者は知識取得と理解向上を図ることにより危機感を持つことが必要です。これらの取り組みを日々実践し積み重ねていくことが、子や孫

へとつながる環境を守ることとなります。そこで、市民・事業者の取組みを雲南市地球温暖化対策実行計画の区域政策編と位置づけ、実践していくこととします。

具体的施策

【市民の取組み】

- 節電を心がける（こまめなオンオフ、待機電力オフ、階段の利用、冷房 28℃・暖房 20℃、冷暖房時間の短縮、冷蔵庫内の整頓・少ない開閉等）。
- 省エネ製品を購入する（家電、LED 照明、蛍光灯、テーブルタップ、給湯器、省エネナビ等）。
- 温めや調理に電子レンジを利用する。
- 洗濯・入浴は効率よく行う。〔再掲〕
- エコドライブを実践する。〔再掲〕
- 地場産物・露地物・季節物の食品を食べる。
- グリーンコンシューマー（環境に配慮した消費者）としてグリーン購入に努める。
- 再生可能エネルギーを用いる施設・自動車の導入を検討する。
- 環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）に参加する。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林・農地の保全・再生に協力する。
- 地球温暖化の理解を深め、危機感を持ち、日々の行動に反映させる。

【事業者の取組み】

- 節電を心がける。
- 省エネ製品を購入する。
- 社員にエコドライブを啓発する。〔再掲〕
- 交通関係事業者は道路・交通対策に協力し、利便性の向上を図る。
- 地元商品を地元へ卸す。〔再掲〕
- 季節に合った農作物を栽培する。〔再掲〕
- 環境にやさしい消費活動を実践・支援するとともに、客に呼びかける。
- グリーン製品の開発・生産・販売を検討する。〔再掲〕
- 新エネルギーを用いる施設・自動車の導入を検討する。
- 環境管理システムの導入を検討する。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林・農地の保全・再生を推進または協力する。
- 地球温暖化の理解を深め、危機感を持ち、日々の事業活動に反映させる。

【市の取組み】

- 雲南市地球温暖化対策実行計画（次ページ参照）を実践する。
- 本市の ISO14001 を運用し、二酸化炭素の排出を削減する。
- 省資源・省エネルギー対策を推進する。
- 新エネルギー対策を推進する。
- 道路・交通対策、エコドライブを推進する。
- 雲南市民バスの運行を維持する。
- 地元商品の生産・販売を推進する。〔再掲〕
- グリーン製品の開発・生産・販売を推進する。〔再掲〕

- 環境にやさしい消費活動を促進する。
- 省エネ機器の共同購入事業を検討する。
- 環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）の普及を促進する。
- 事業者の環境管理システム導入を推進する。
- 二酸化炭素の吸収源となる森林・農地の保全・再生を推進する。
- 市民・事業者の地球温暖化や省エネに関する知識の取得・理解の向上を図る。
- 市民会議の充実・活性化を図る。
- 島根県地球温暖化防止活動推進センターや地球温暖化防止活動推進員と連携し、温暖化防止活動を促進する。

＜雲南市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）＞

- ◎ 電力消費量を削減する。
 - ・ 冬季省エネ対策、夏季クールビズの継続・強化
 - ・ 昼休み・勤務時間外の消灯
 - ・ 冷暖房カット・OA機器の電源オフ
 - ・ 不要時の電灯の消灯
 - ・ 節電機器の導入（学校・庁舎）
 - ・ 電力効率の高い空調機器・OA機器等の積極的導入
- ◎ 公用車等のガソリン消費量を削減する。
 - ・ 自動車の効率的な利用
 - ・ 自転車の活用
 - ・ ノーマイカーデーの実施
 - ・ 電気自動車やハイブリッド車の活用
- ◎ 灯油消費量を削減する。
 - ・ 冬季省エネ対策の徹底（事務部門）
 - ・ 新エネルギー導入（木質バイオマス・太陽光エネルギー等）
- ◎ 施設設備を改善する。
 - ・ 環境負荷の低減に配慮した施設等の整備
 - ・ 低燃費車、ハイブリッド車の導入
- ◎ 環境負荷の少ない物品を導入する。
 - ・ 省エネルギータイプで環境負荷の少ないものの購入やリース契約
 - ・ リサイクルや詰め替えが可能な商品の購入
- ◎ 全般的な省エネルギーを推進する。
 - ・ 職員への教育・研修による意識向上
 - ・ 張り紙や庁内LANでの動機付け・PR
 - ・ 省エネアイデアの募集
 - ・ 学校での環境教育の充実・実践
 - ・ 暖房の効率化（窓の断熱対策・サーキュレータ導入等）
 - ・ 施設内の効率的な配置・運用

(2) フロン類対策

施策の方向性

フロンは化学的に安定なため、冷蔵庫やエアコンの冷媒、エアゾール噴射剤などに広く用いられてきました。しかし、オゾン層を破壊し有害な紫外線が通り抜ける結果、健康被害などの問題を引き起こすことがわかり生産中止となりました。このため、代替フロンが用いられるようになりましたが、その後、代替フロンは二酸化炭素よりも強力な温室効果を持つことが判明したため、全廃されることになっています。

フロン類は二酸化炭素、メタンに次いで地球温暖化に寄与しているとされています。これらが残っている冷蔵庫・エアコン・自動車などは、処分時にフロン類が大気中に放出しないように、フロン破壊回収法・家電リサイクル法・自動車リサイクル法・県条例を遵守し、確実に回収・破壊することが大切です。そのため、法令やフロン類に関する情報を広く周知する必要があります。

具体的施策

【市民の取組み】

- 法令を遵守し、フロン類が残る機器を確実に業者に引き取らせる。
- 不法投棄をしない。〔再掲〕
- 不法投棄の防止活動を実践する。

【事業者の取組み】

- 法令を遵守し、フロン類を確実に回収・破壊する。
- 法令やフロン類と地球環境の関係などの情報を市民に伝える。
- 不法投棄をしない。〔再掲〕
- 不法投棄の防止活動を実践する。

【市の取組み】

- フロン類関係法令やフロン類と地球環境の関係などの情報を周知徹底する。
- 不法投棄防止対策を推進する。

(3) 省資源・省エネルギーの推進

施策の方向性

温室効果ガスの削減を目指した循環型社会の構築のためには、ロハスやスローライフのような環境に配慮・共生するライフスタイルを心がけることが重要です。そして、人々の日常生活に、もったいない・3R・地産地消・食育・スローフードなどを取り入れることが大切です。生活の場である住まいには、太陽光・太陽熱などの設備導入のほかに、風や光を取り込み緑を感じるような、自然を自然のまま利用する工夫も望まれます。そして、このようなライフスタイルが当たり前と感じられるような意識を醸成する必要があります。

事業所では、アンケート調査結果にも表れているとおり、経費節減に結びつくことは実行されますが、費用がかかることはあまり実行されにくいものです。しかし、今後の企業のあり方としては、企業の社会的責任を果たすことが不可欠です。環境配慮・環境貢献に資する姿勢・対応・実践活動が求められます。そのひとつとして事業者は環境管理システムを導入し、環境活動を行い効果をみるとともに、結果を外部へ公表することが望まれます。上記方向性及び具体的施策を雲南市地域省エネルギービジョンと位置づけ、実践していくこととします。

具体的施策

【市民の取り組み】

- もったいない運動を実践する。〔再掲〕
- 3R運動を実践する。
- 環境に配慮し、自然と共生するライフスタイルを心がける。
- 地場産食品・商品を購入する。
- 節水を心がけ、水の効率的な使い方と再利用を図る（米の研ぎ汁・お風呂の残り湯など）。
- マイバック運動を実践する。〔再掲〕
- 資源ごみを確実に回収に出し、生ごみなどの再利用を図る。
- ごみの減量に心がける。
- 地球温暖化防止活動を実践する。

【事業者の取り組み】

- もったいない運動を推進する。〔再掲〕
- 3R運動を推進する。〔再掲〕
- 節水を心がけ、水の再利用を図る。
- マイバックの使用・簡易包装を呼びかける。〔再掲〕
- 資源回収に協力する。〔再掲〕
- 企業の社会的責任を認識し、環境に配慮した事業活動をする。
- 環境管理システムの導入を検討する。〔再掲〕
- 地球温暖化防止活動を実践する。

【市の取組み】

- 本市の ISO14001 を運用する。
- 省資源・省エネルギー対策を推進する。〔再掲〕
- もったいない運動・3R運動・マイバック運動などを推進する。
- 環境配慮・共生のライフスタイルを啓発する。
- 事業者の環境管理システム導入を推進する。〔再掲〕
- 各種助成制度の充実を図る。
- 市民・事業者の環境に関する知識の取得・理解の向上・意識啓発を図る。
- 地球温暖化防止活動を推進する。

4-2 再生可能エネルギーの推進

平成 23 年 3 月に発生した東日本大震災に伴う原子力発電所事故以降、国内では再生可能エネルギーに対する関心が急速に高まっています。また、電力の固定価格買取制度の制定は、再生可能エネルギー普及に向けた強い追い風となっています。

本市は平野と山間部が共存する地形となっていますが、平野部においては、日本海側の市部の中では比較的日照時間が長いこと、山間部においてはその大半を森林が占め、かつ落差の大きい地点が点在しているといった強みがあります。このため、太陽光発電、木質バイオマス、小水力（またはマイクロ水力）発電の活用を推進していきます。また、RDF 製造設備が整っていることから、引き続き廃棄物燃料利用も推進していくことが求められます。以下、それぞれの方向性及び具体的施策を雲南市地域新エネルギービジョンと位置づけ、実践していくこととします。

(1) 太陽光発電の普及促進

施策の方向性

これまでに一般世帯を対象とした太陽光発電設備の導入補助のほか、公共施設への積極的な導入を図ってきました。この結果、導入補助件数から平成 17 年度～平成 23 年度で 215 件の世帯に太陽光発電設備が普及しました。公共施設では全ての小中学校のほか、三刀屋総合センター、木次図書館等への設置が進みました。

しかし、その発電量は本市の電力使用量のわずか 1%未満となっています。その要因として、太陽光発電設備は初期投資が高いために一般世帯や事業所になかなか普及していないということが考えられます。また、本市にはまとまった土地がなく、メガソーラー発電のような大規模発電が行えないことなどが挙げられます。このため、初期投資額の抑制策や遊休地・遊休施設の活用等を検討します。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 補助事業等を活用し、太陽光発電を積極的に導入する。
- 地域の遊休地等における太陽光発電設備の設置可能性を検討する。
- 環境ファンドへ参加する。

【市の取組み】

- 公共施設への太陽光発電設備導入を継続して実施する。
- 市民・事業者の取組みに対して側面的に支援する。
- 公共施設の屋根貸事業を検討する。
- 太陽光発電設備の導入補助を継続して実施する。
- 環境ファンドへの出資を検討する。

目標値

太陽光発電設備の導入補助件数の目標値を以下のとおり設定します。

項目	目標値 (平成 29 年度)	現況 (平成 24 年度)
太陽光設備導入補助件数 (平成 17 年度からの累計)	450 件	241 件

(2) 木質バイオマス利用の促進

施策の方向性

木質バイオマス熱利用の需要先を構築するため、市内の温浴施設にチップボイラーを導入しました。また、民間企業や森林組合の連携により設立された「合同会社グリーンパワーうんなん」が立ち上がり、一般市民を巻き込んだ燃料用木質チップの供給事業を運営しています。今後はグリーンパワーうんなんと連携し、需要量の更なる拡大や木質バイオマスの認知度向上に取り組んでいきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 市民参加型林地残材収集システムへ積極的に参加する。
- 地域通貨を利用する。
- 自宅に薪ストーブ・薪ボイラーを導入する。

【事業者の取組み】

- 事業所に薪ストーブ・チップボイラー・薪ボイラーを導入する。
- 地域通貨取扱店の申請をする。

【市の取組み】

- 温浴施設や公共施設等にチップボイラーを計画的に設置する。
- 薪ストーブ・薪ボイラー等の設置補助制度を導入する。
- 市有林を維持管理する。

目標値

林地残材の搬出量を以下のとおり設定します。

項目	目標値 (平成 29 年度)	現況 (平成 24 年度)
林地残材搬出量	2500 t /年	320 t /年

(3) 小水力発電の普及促進

施策の方向性

本市には斐伊川・赤川・三刀屋川をはじめ大小多くの河川が流れており、農業用水路も多数整備されています。また、固定価格買取制度の開始に加え、地域自主組織も設立されたことから、地域による小水力発電事業の実施可能性が現実味を帯び始めています。

しかし、市内には小水力・マイクロ水力発電の検討事例がないのが現状です。

このため、小水力・マイクロ水力発電に関する情報収集、モデル事業を通じた小水力発電に対する意識啓発等に取り組んでいきます。

具体的施策

【市民・事業者の取組み】

- 地域内の発電可能箇所を探す。
- 水利権調整時には相互に協力する。
- 地域による小水力発電に関する勉強会を開催する。

【市の取組み】

- モデル地域における小水力発電事業実践に向け検討する。
- 小水力発電に関する相談窓口の設置を検討する。
- 水路諸元等のデータベースを構築する。
- 小水力発電に関する補助制度を検討する。

(4) 廃棄物燃料の利用促進

施策の方向性

廃棄物循環型社会を目指して、ごみの適正処理と資源化を図るため、公害のない「ごみ固形燃料化システム」を導入しました。これにより、市内で発生する生ごみは、燃料（RDF）として利用できる仕組みが構築されました。

今後も可燃ごみを定期的に固形燃料化し、有効利用を継続していくため、分別の徹底と生ごみの水切りについて啓発を行います。また、固形燃料の塩素濃度が高いと引き取り価格が逆有償になる場合があることから、生ごみの削減や分別の徹底を図っていきます。

具体的施策

【市の取組み】

- チップボイラー等の混焼の可能性を検討する。

5) 暮らしから行動する

5-1 環境保全と経済発展の好循環

環境保全は、豊かな暮らしを守る上で重要な取組ですが、それがコスト（支出）である限り、その取組は一過性のものになりがちです。持続的な取組へと展開していくためには、利益を得られる仕組みの構築が不可欠です。

また、その仕組の関係者が一部の業界や事業者だけに限られてしまえば、その取組は限定的なものとなってしまいます。雲南市がもつ強みである「製造業の集積」「広大な森林面積」「中国横断自動車道尾道松江線の開通」「地域自主組織の存在」といった要素を活かしながら、環境保全を通して地域経済全体の活性化を図っていく必要があります。

(1) 環境配慮型産業の振興

施策の方向性

本市は木次町・加茂町などに工業団地が整備されており、大小様々な製造業が集積しており地域雇用を支えています。これらの中には、LED照明や太陽光パネルといった省エネルギー、新エネルギーに対応した商品を製造する企業が立地しています。

これまでに、市内企業が製造した太陽光パネルの公共施設への設置、一般世帯における市内企業の住宅用太陽光パネル設置に対する補助額拡大などして環境配慮型商品の普及・利用促進を図ってきました。

今後もこのような補助事業を継続すると共に、環境関連企業の更なる誘致、関連企業間交流の促進に努めていきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 簡易包装商品・詰替え商品・リサイクル商品を優先して購入する。〔再掲〕
- 環境ラベルの付いた商品を優先して購入する。〔再掲〕
- 環境ラベルなどの種類・意味について学ぶ。〔再掲〕
- しまねエコショップ認定店を利用する。〔再掲〕

【事業者の取組み】

- 環境配慮型商品の開発・生産・販売を検討する。
- 環境配慮型商品の情報を提供する。
- 環境配慮型企業との交流を深める。
- しまねストップ温暖化宣言を実施する。

【市の取組み】

- 環境配慮型商品を積極的に採用する。
- 環境配慮型商品の開発・生産・販売を推進する。
- 環境配慮型産業の誘致を推進する。

(2) 木質バイオマスエネルギー事業の推進

施策の方向性

本市では、豊富な森林資源を木質バイオマスエネルギーとして供給し、里山の再生を目指していくために、市民参加型収集運搬システムを開始しました。この取組は林地残材の収集等に参加した市民に、現金と併せて「里山券」という地域通貨を支給するものです。これにより地元購買促進を図り、地域経済の活性化を推進していきます。

今後は、需要先拡大にむけて、木質ボイラー・薪ストーブ等の温浴施設・公共施設・農業設備（ビニールハウス等）・一般家庭への導入促進を進めるほか、里山券の使用可能地域をさらに拡大し、地域経済全体の活性化につなげていきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 市民参加型の残材搬出活動に参加する。
- 暖房・給湯に薪ストーブ・薪ボイラーを導入する。

【事業者の取組み】

- サービス・商品の購入に地域通貨を利用できるようにする。
- 住民参加型の森林管理を推進する。
- 暖房にチップボイラー・薪ボイラーを導入する。

【市の取組み】

- 住民参加型の森林管理を推進する。
- 公共施設にチップボイラーを導入する。
- 薪ストーブ等導入補助制度を検討する。

(3) エコツーリズムの推進

施策の方向性

平成 26 年に予定されている中国横断自動車道尾道松江線の全線開通により、本市における交流人口の増加が期待されています。

本市では、エコツーリズムとして田舎暮らし体験ツアーやホテル鑑賞バスツアーを実施していますが、宿泊施設の不足から、松江市や出雲市での宿泊をされる方が多い状況にあります。

今後は、自然資源を活用した農村滞在型観光を引き続き推進するとともに、新たな地域資源の発掘、民泊を含めた宿泊環境整備等により、観光産業の活性化につなげていきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- エコツアー・田舎暮らし・体験農林業などを受け入れる。
- 地域の魅力を再発見する勉強会を開催する。
- ホテル増殖活動体験ツアーを開催する。

【事業者の取組み】

- エコツアー・田舎暮らし・体験林業などを受け入れる。

【市の取組み】

- エコツアー・田舎暮らし・体験林業などを受け入れる。
- ダム湖や斐伊川の親水空間を利用したボート競技イベントを開催する。
- 地域の魅力を再発見するための勉強会を開催する。

(4) 環境コミュニティビジネスの支援

施策の方向性

近年、地域課題解決を通じて収入を得る、「コミュニティビジネス」という考え方が普及しつつあります。加えて、平成24年に始まった電力の固定価格買取制度（FIT）が、コミュニティビジネスとしての小規模発電の可能性を広げました。太陽光や小水力、バイオマス等を活用し、地域主体で小規模発電を試みる取組が全国で始まっています。

本市では、平成19年に地域自主組織を立ち上げるとともに、公民館を「交流センター」へと改称しました。住民自らが地域の課題解決に向けた取組みを企画・展開することが期待されており、環境コミュニティビジネスの運営主体となり得る可能性を秘めています。

今後は、地域自主組織の活動活性化に加え、環境コミュニティビジネスの挑戦を支える資金調達の仕組みづくり、計画検討に必要な情報提供等を推進していきます。

具体的施策

【市民の取組み】

- エコツアー・田舎暮らし・体験農林業などを受け入れる。
- 話し合いの場を設ける。
- 環境コミュニティ・ビジネスの先進地を視察する。
- 地域で再生可能エネルギーが導入できる施設・空間を検討する。

【市の取組み】

- コミュニティビジネスの相談窓口を設置する。
- 話し合いの場を設ける。
- 環境コミュニティ・ビジネスの先進地を視察する。
- 補助金等の情報提供をする。
- 市民ファンド設立に関する支援をする。

5-2 環境保全活動と環境学習

本市南端に位置する県民の森には水源涵養機能の高い天然ブナ林が広がり、龍頭八重滝県立自然公園とともに、豊富な動植物・生態系があります。また、神社・お寺には古くから守られてきた社叢林があり、独自の生態系を育んでいます。

これらは人々に憩いの場を提供するとともに、自然に対する造詣を深める場としても貴重なところであり、地域の子どもが学び、高齢者が親しめる場を整備することも重要です。また、整備された施設だけでなく、身の回りのほんのわずかなところにも自然環境・動植物の営みなどがあることに気づき、関心を持つことも大切です。

環境保全活動は、市民の日常生活の場、事業者の事業活動の場から展開されていきます。活動の主役は、市民と市民が属するコミュニティや活動団体となりますが、そこに、事業者・市のほか、学校・地域自主組織・環境活動実践者・学術関係者などの協働・連携が求められます。そうして、環境活動を推進・活性化し、また、将来を担う子どもたちに対する環境学習を充実させる必要があります。

(1) 地域における環境活動の推進

施策の方向性

本市には、いろいろな地区コミュニティ・活動団体があり、まちづくり・美化・自然保護など様々な活動が行われています。これらの地域活動による環境活動をさらに充実させ、自分たちの手で環境を守り育てていくことが大切です。また、家庭などにおける日常生活の小さな行動の積み重ねも大切です。大人は将来を担う子どもの見本とならなければなりません。そのためには大人が自ら学び行動することが不可欠であり、そうして、次世代へ継承すべき環境を守り育てていかなければなりません。

また、本市の豊富な自然とそれに基づく産業を活用し、ボランティア活動を充実させるとともに、エコビジネス・コミュニティビジネスなどにより都市住民・観光客を呼び込み、地域づくりと絡めた環境活動を検討することも重要です。

事業者は、事業所内における環境活動を推進する必要があります。費用のかかることは進めにくいものですが、企業の社会的責任を認識し、まずは、経費節減につながる取組みや簡単にできる取組みから始めることが重要です。そのための指針として、環境管理システムの導入を目指すことが望まれます。環境管理システムはISO14000シリーズが有名ですが、より簡易なシステムが国・地方公共団体・民間等で構築されており、事業所の規模や実情に合わせて選べば導入経費は少なく済みます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 身近な自然に関心を持ち、大切にする。
- 老人会・女性部会・地域自主組織・自治会等での環境勉強会を充実させる。
- 日常生活における環境保全活動の実践教育を行う。
- 環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）に参加する。〔再掲〕
- 環境ボランティア活動を企画し、活動機会を充実させる。
- エコツアー・田舎暮らし・体験農林業などを受け入れる。

【事業者の取組み】

- 職場における環境研修の実施を検討する。
- エコツアー・田舎暮らし・体験農林業などを受け入れる。
- 企業の社会的責任を認識し、環境に配慮した事業活動をする。〔再掲〕
- 地域と連携し、環境保全活動を推進する。
- 環境管理システムの導入を検討する。〔再掲〕

【市の取組み】

- 人と自然との触れ合いの場を整備し、適正に管理する。
- 環境市民講座・環境出前講座を開設する。
- 環境ボランティア活動の企画・実施を推進する。
- エコツアー・田舎暮らし・体験農林業などを推進する。
- 環境家計簿（エコライフチャレンジしまね）の普及を促進する。〔再掲〕
- 事業者の環境管理システム導入を推進する。〔再掲〕

(2) 子どもの環境学習の推進

施策の方向性

将来の環境を守り育てるには子どもたちへの教育が大変重要です。環境学習は道德教育とも言えます。環境を大切に思う気持ちと行動力は、子どもの頃からの継続的・体系的な学習が養います。子どもたちにとっての学校は、家庭・地域とともに重要な学びの場であり、学校における環境学習をさらに充実させる必要があります。また、学校外においても様々なところに子どもが学べるものがあり、いろいろな場所を利用して学習機会を設けることが大切です。

具体的施策

【市民の取組み】

- 寸劇など子どもが楽しめる環境学習の企画・実施を推進する。
- 自然観察会・水辺の学習会・稚魚の放流・ホテル観察会などを充実させる。
- ふるさと学習を充実させる。
- ボランティアや地域の環境活動団体等が環境学習の場を設ける。
- 市内団体のこどもエコクラブ登録を促進する。

【事業者の取組み】

- 環境関連企業は企業見学を受け入れる。
- 環境に関する取り組みやイベントについて、学校へ情報提供する。

【市の取組み】

- 小中学校等における環境学習を充実させる。



- 環境学習副読本を必要に応じて改訂し、継続的に活用する。
- 学校版エコライフチャレンジしまねの登録手順を周知し、登録学校数を増やす。
- 省エネルギー教育推進モデル校事業の実施を検討する。
- 自然観察会・水辺の学習会・稚魚の放流・ホテル観察会などを充実させる。
- ふるさと学習を充実させる。
- 市内団体のこどもエコクラブ登録を促進する。

(3) 環境学習の支援

施策の方向性

本市は自然環境に恵まれており、山・森・河川など環境学習の場が豊富にあります。しかし、そのほかにもテーマに応じて、道路・施設・景観眺望点・歴史的建物など、あらゆるところに学習の場があります。これらは普段から適切に維持・管理され、環境学習実施の際は快く提供されることが求められます。

このような多岐にわたる環境には様々なテーマや切り口があり、環境学習を充実させるためには、たくさんの指導者や様々な分野の指導者が必要です。そのため、活動団体等の育成と地域のリーダー・学校教員への教育が重要です。また、豊富な学習の場と人材をもとに、環境学習プログラムの充実を図っていく必要があります。

具体的施策

【市民の取組み】

- 県立自然公園などの公園・施設を環境学習の場として利用する。
- 身近な山・森・河川などを環境学習の場として利用する。
- 環境学習の場を適切に維持・管理し、学習時には提供する。
- 地球温暖化防止活動推進員・学術関係者・環境活動団体等と連携し、環境学習プログラムを充実させる。
- 環境学習の成果を広く発表する。
- ボランティアや地域の環境活動団体等が学習の場を設ける。

【市の取組み】

- 環境学習の場を確保し、適切に維持・管理し、提供する。
- 県立自然公園などの豊かな自然を環境学習の場として活用する。
- 河川・山などの身近な場所を環境学習の場として活用する。
- 環境学習指導者を育成する。
- 地域の学習活動などに指導者などの人材を手配する。
- 環境活動団体を育成する。
- 地球温暖化防止活動推進員・学術関係者・環境活動団体等と連携し、環境学習プログラムを充実させる。
- 環境学習の場を設けるボランティアや地域の環境活動団体等を積極的に支援する。
- 太陽光や小水力の発電設備を導入し、環境学習の場として利用する。
- 環境学習の成果を広く発表する。

(4) 協働の推進

施策の方向性

環境活動を正しく着実に実践し、さらに継続・充実させるためには、市民・事業者・行政の協働が必要です。それぞれができる役割を認識し積極的に連携し合うことにより、環境活動を進めることが重要です。また、市民の生活基盤である地区コミュニティ・事業所・学校・公民館などの地区内連携の充実を図るとともに、地区コミュニティ同士や関係者・関係団体の交流を深めることが必要です。それぞれの活動方針・内容をお互いに理解することにより、パートナーシップを発揮し、環境活動をさらに充実させていくことが求められます。

具体的施策

【市民・市の取組み】

- 市民・事業者・行政の協働をさらに推進する。
- 地区・学校・地域自主組織などの地区内連携をさらに推進する。
- 地区コミュニティ同士の連携を推進する。
- 地球温暖化防止活動推進員・学術関係者・環境活動団体等との交流を促進する。
- 市民会議の充実・活性化を図る。〔再掲〕

【事業者の取組み】

- 市民・事業者・行政の協働をさらに推進する。
- 地区・学校・地域自主組織などの地区内連携をさらに推進する。

(5) 環境イベントの充実

施策の方向性

環境問題を解決するためには、市民・事業者の日々の地道な取組みが欠かせませんが、そのためには、市民・事業者の意識の持ち方が非常に重要となります。そこで、意識啓発・理解向上を目的とし、全市的イベントを充実させることが必要です。3R運動・マイバック運動・美化推進・景観保全などいろいろな環境のイベントを実施するとともに、市外の人も呼び込んで本市の取組みをアピールすることが望まれます。また、環境学習成果の発表なども求められます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 環境イベントに積極的に協力・参加する。
- ボランティアや地域の環境活動団体等が環境イベントを開催する。
- イベントでエコクッキング教室・植物栽培講習会などの実施を図る。

【事業者の取組み】

- 環境イベントに積極的に協賛・参加する。

【市の取組み】

- いろいろな環境イベントの企画・開催を検討する。
- 環境標語・環境ポスター・環境川柳などの募集・掲示を検討する。
- イベントでエコクッキング教室・植物栽培講習会などの実施を図る。
- 環境イベントを開催するボランティアや地域の環境活動団体等を積極的に支援する。
- ボランティアや地域の環境活動団体等が開催する環境学習やイベントへの協力を学校に依頼する。

5-3 環境情報

近年、環境に対する人々の関心はかなり高くなっていますが、環境の状況や解決のための具体的取組みについては知識と理解が不十分です。アンケート調査結果によると、市民も事業者も環境情報を強く求めていることがわかります。このため、行政は環境情報を広く集め、様々なメディアを通して市民・事業者などに提供・発信する必要があります。

(1) 環境情報の集積・発信

施策の方向性

行政は環境情報に関して様々な重要な役割を担います。常に収集・管理することにより最新の情報を提供・発信するとともに、情報の一元化が求められます。事業者の環境管理システム導入促進のため、参考となる導入事例を収集・提供することも重要です。また、環境や環境行政に対する市民の意識啓発・知識取得・理解向上のための情報発信を強化する必要があります。

市民・事業者・活動団体等は環境に関する様々な情報を提供し、また、最新の情報を取得するよう心がけるとともに、問い合わせなどに対しては、正しい知識・情報をもとに対応することが求められます。

具体的施策

【市民の取組み】

- 最新の環境情報の取得を心がける。
- 身の回りの環境情報を提供する。

【事業者の取組み】

- 最新の環境情報の取得を心がける。
- 工場・製品・商品などに関する環境情報を提供する。

【市の取組み】

- 最新の環境情報を収集し発信する。
- 環境情報を一元的に集積する。
- 環境や環境行政に対する意識啓発・知識取得・理解向上のための情報を発信する。
- 環境管理システム導入事例の情報収集・提供を行い、事業者の導入を促進する。
- 環境活動の発表の場を設け、市内外に広くアピールする。

(2) 情報ネットワークの充実

具体的施策

環境活動を進めていくうえで、市民・事業者・行政・活動団体等の相互のネットワークは欠かせません。行政はネットワークの要として、様々なメディアを通して直接・間接的に情報のやりとりができるようネットワークづくりを推進することが求められます。また、情報交換・交流の場を施設やインターネット上などで提供する必要があります。

情報の提供・発信の手段については、アンケート調査結果によると、市内へは市報及びケーブルテレビが最も有効です。また、ホームページは一部の市民の利用もあり、かつ、市外の人への伝達手段としても有効と考えられます。したがって、ひとつの情報をこれら3つのメディアを通して提供・発信する必要があります。また、不特定者に対してはパンフレットも役立つことから、情報によってはパンフレットの作成・配布が重要です。

【市民の取組み】

- 環境情報ネットワークを利用し、情報交換に心がける。

【事業者の取組み】

- 環境情報ネットワークを利用し、情報交換に心がける。
- 環境管理システムについて、他の事業者に情報提供する。

【市の取組み】

- 市民・事業者・行政・活動団体等のネットワークを様々な形で構築する。
- 環境に関する交流の場を設け、情報の活用を促進する。
- 市報・ケーブルテレビ・ホームページを通じて環境情報を提供・発信する。
- パンフレットを作成・配布し、環境情報の提供・発信に用いる。



第 **5** 章

重点プロジェクト

1

重点プロジェクトの設定

1) 重点プロジェクトの意義

本計画は、策定することが目的ではなく、実行することが目的であることはいうまでもありません。環境基本計画は実行が伴い、初めて意味のあるものになります。そのため、計画策定の翌年度（平成 20 年度）より、計画でうたわれた施策のうち、取組み可能なものから実行に移し、実際に成果を上げていくことが重要です。

そのためには、次のような特徴を持つ施策を「重点プロジェクト」として位置付け、庁内においては関係部署との調整や予算等の事業の担保を確保するとともに、関係する市民・団体・事業者の連絡・調整を図り、モデル的に実際の活動に取り組んでいく必要があります。

- ① 地域での取組みなど環境活動のもとになるものがすでに存在する。
- ② 実現性が高く計画の先導的な役割を果たす。
- ③ 市民の支持が得られ広く市民にアピールする。

また、重点プロジェクトは、雲南市総合計画（平成 18 年 9 月策定）においてうたわれている「五つの将来像」のうちの「環境に配慮した安全・快適な生活環境づくり《定住環境》」や「五つの恵み」及び優先プロジェクト「雲南ブランド化プロジェクト」に関連付けられるものであり、重点プロジェクトの推進により、これらの基本構想の具体化が図られることを目指すものです。

2) 重点プロジェクトの設定

このような視点に立ち、以下の 3 つのプロジェクトを「重点プロジェクト」として設定し、重点的に取り組んでいくものとします。

- ① 1,000 人のエコライフチャレンジ
- ② 雲南市クリーン大作戦
- ③ ホタル 100 万匹プロジェクト

2

重点プロジェクトの内容

1) 1,000 人のエコライフチャレンジ

1-1 趣旨

エコライフチャレンジしまね

市民が日常生活で手軽に取り組める環境活動として環境家計簿があります。島根県では、島根県地球温暖化防止活動推進センターが環境家計簿「エコライフチャレンジしまね」を作成し、その普及を推進しています。

エコライフチャレンジしまね 環境家計簿で地球温暖化防止活動推進センター

★各使用量は、診断する際の計算に必要ですので、必ずご記入下さい。

項目	2008年度 3月
電気 ※1	金額 1957 円
使用量	469 kWh
前年同月使用量	476 kWh
ガス ※1	金額 808 円
使用量	30 立方m
前年同月使用量	148 立方m
灯油 ※2	金額 133 円
使用量	13.9 リットル

★診断結果

わが家のエコチェックシート <診断結果> 期間:2007年3月

★わが家の1人あたりエネルギー使用量ランキング (世帯あたりエネルギー使用量を9人(小学生以上の人数で割ったもの)大人の人数で、お住まいの戸建ての家庭を類似世帯として、電気・ガス・灯油の使用量を比較しました。)

項目	電気使用量 (kWh)	ガス使用量 (m ³)	灯油使用量 (L)
類似世帯比較	249世帯中 125位	17世帯中 8位	171世帯中 4位
全世帯比較	799世帯中 319位	46世帯中 22位	593世帯中 9位
全国平均比較	102%	68%	74%

★診断コメント

あなたのご家庭の診断コメントです。類似家庭が6世帯に満たない場合は表示されなことがあります。ごめんなさい。

ecolife-shimane@furekan.or.jpさんのご家庭の二酸化炭素排出量は、類似世帯の平均の7.4割です。

5段階評価で表すと【4】、優秀な成績でした。おめでとうございます。最高評価まであと一歩です。

『エネルギー種別二酸化炭素排出量』のグラフと表でエネルギーごとにチェックしてみましょう。

あなたのご家庭から排出された二酸化炭素(380.78kg-CO₂)を吸収するためには、松の木の場合、16本が必要です。 ※ 幹の太さが9~11cmのマツ類1本が1年間に吸収する二酸化炭素量を約24kgとした場合(出典:島根県環境宇宙プログラム)

★その他の診断結果

- ★CO₂排出分布
- ★ご家庭内CO₂排出割合
- ★エネルギー種別二酸化炭素排出量

エコライフチャレンジしまね WEB 版:島根県地球温暖化防止活動推進センターホームページより

本市では、「1,000 人のエコライフチャレンジ・プロジェクト」として、この「エコライフチャレンジしまね」について全市規模で組織的に取り組み、市民の環境意識の啓発と環境活動のきっかけづくりを図っていきます。

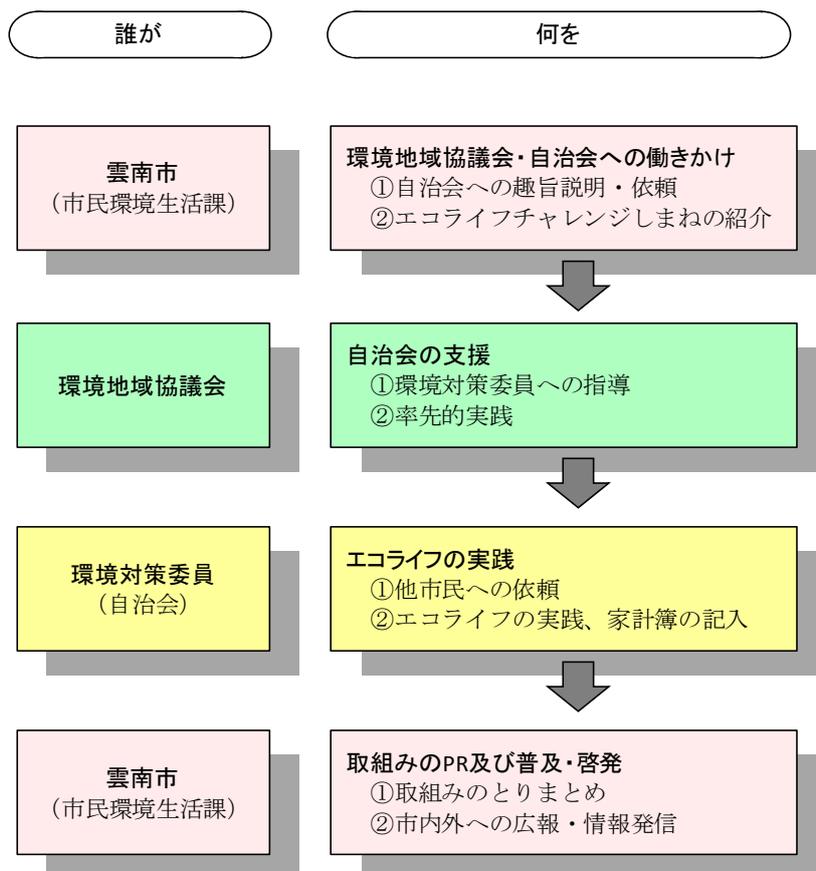
本計画での施策

本計画では、項目別施策のうち、「温暖化防止活動の推進」や「地域における環境活動の推進」において、環境家計簿(エコライフチャレンジしまね)への参加や普及促進の取り組みをうたっています。

1-2 実施計画

- 本プロジェクトは、自治会を中心にして取組みを推進します。（第6章「推進体制と進行管理」参照）本市には地域の組織単位として自治会があり、各自治会では環境対策委員が任命されています。各対策委員が自分の家族に加え、知り合いや友人に声をかけることにより、1対策委員につき2、3世帯の取組みを行うものとしします。環境対策委員は全市で約500名いることから、市全域では千数百人が取組みを行うこととなります。なお、本市の世帯数は約13,600世帯であり、本プロジェクトにより市内全世帯の約10分の1の世帯で取組みが行われることとなります。
- 本市では、大東町の女性の集い、きすき女性ネットワークひまわり会、ジーンズclub、JA雲南女性部などの女性を中心にした環境活動団体や、地球温暖化防止活動推進員、新エネ・省エネ実践者等、すでに環境家計簿に取り組んでいる人たちがいます。本プロジェクトでは、これらの人々の指導やサポートを受けながら市民と市が協働して取組みを進めていきます。

1-3 進め方



重点プロジェクトの進め方（1,000人のエコライフチャレンジ）

2) 雲南市クリーン大作戦

2-1 趣旨

活動の拡大と意識啓発

ごみ問題は、私たちにとって最も身近な環境問題であり、具体的な実践活動の実現が容易であるため、これを重点プロジェクトのひとつとして設定します。本市では、合併前から一部の旧町村で、環境月間（6月）に一斉清掃日を設け、地域での清掃活動を展開しています。しかしながら、この取組みも地域や団体ごとの単発的で小規模な活動に終わっており、活動の見直しが必要です。今後は、市民の身近な環境活動のシンボルとして全市的に取組みを拡大するとともに、単に活動を行うだけでなく、活動を通じて日常生活における廃棄物の発生抑制への動機付けを行い、循環型社会の構築を考えるきっかけとすることが求められています。

活動拡大のための方策

そのためには、まず活動に当たり、各家庭だけではなく、地域自主組織や学校などの公的な団体や、地域にある事業所や環境活動団体等の民間団体など、より多くの主体が参加できるような体制を整備し、様々な主体が連携して活動を展開するような仕組みづくりが必要です。次に、このような取組みを限られた地域の単発的な取組みに終わらせないために、重点地区を設定し、これを毎年巡回させながら全市的に取り組めるようにすることが必要です。さらに、活動を廃棄物の発生抑制への動機付けとするために、清掃美化活動と合わせて各種環境イベントを開催し、循環型社会構築の意識啓発を図るようにします。

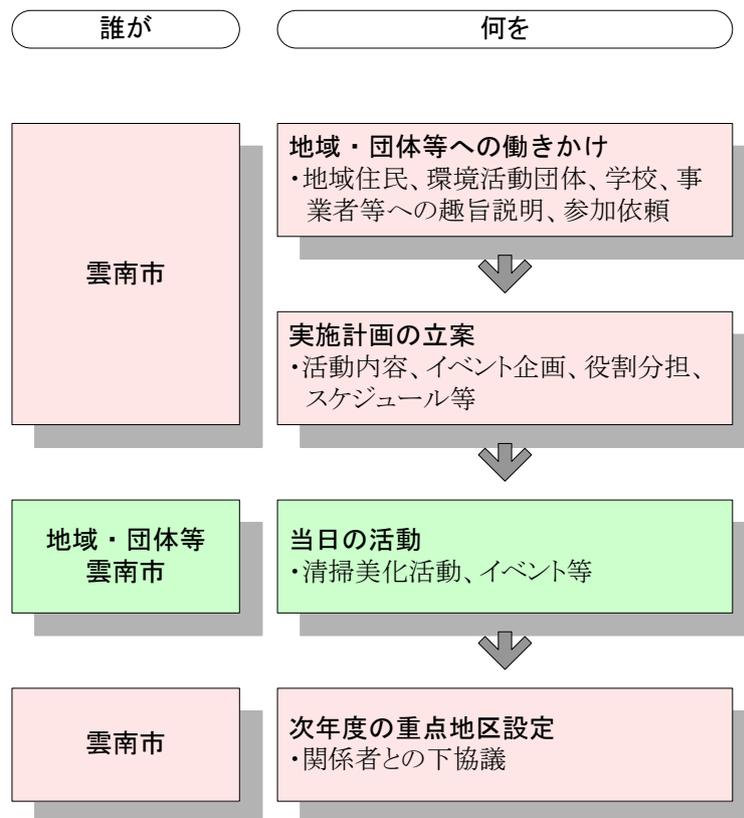
本計画での施策

本計画では、項目別施策の一項目として「清掃活動の推進」を掲げ、地域の清掃・美化活動、アダプトプログラムへの参加等をうたっています。

2-2 実施計画

- 本プロジェクトは6月に開催するため、年度当初に重点地区を設定し、当該地区の自治会等を通じて各世帯にその旨を周知します。また、当該地域の地球温暖化防止活動推進員や新・省エネ実践者、各種団体の女性部や青年部、環境活動団体にも周知し協力を要請します。さらに、教育委員会を通じて学校にも協力を依頼し、総合的な学習の時間等を使った環境学習の一環として参加を要請します。一方で、当該地域に事業所を置く事業者にも取組みを依頼します。
- 参加者が概ね決まった段階で、当日の活動内容や役割分担、スケジュール等について概案を作り、地域・団体等と調整します。連絡に当たっては当該地区の交流センターを窓口とし、地域の実情に応じた柔軟な対応を図っていきます。
- 清掃美化活動と合わせて意識啓発のためのイベントを企画します。イベントは、市民の環境活動の動機付けとなるよう、ワークショップ^{※1}などのできるだけ参加型・体験型のものを企画するようにします。また、地域で地道な活動を続けている環境活動団体の励みになるよう、市民に活動を周知します。

2-3 進め方



重点プロジェクトの進め方（雲南市クリーン大作戦）

※1 ワークショップ：会議や集会等で合意形成の手法として用いられます。参加者全員の意見を踏まえ、ひとつの方向性を導き出します。

3) ホタル 100 万匹プロジェクト

3-1 趣旨

「赤川のホタル」の歴史

本市の「赤川のホタル」は、約 250 年前、松江藩主松平不昧公が京都より持ち帰り、放したものが、従来から生息するホタルとともに繁殖したと伝えられています。本市では、昭和 58 年に「赤川ほたる保存会」が結成されるとともに、同年、「大東町ほたる保護条例」が制定され（平成 16 年「雲南市ほたる保護条例」制定）、現在まで様々な保護活動に取り組んでいます。この間、平成 11 年に「赤川のゲンジボタル及びその生息地」として、大東町の文化財、天然記念物の指定を受け、平成 16 年には(財)島根ふれあい環境財団 21 より「しまね環境大賞・特別賞」を受賞しました。

ホタル保護から環境啓発へ

このように、本市において古くから親しまれているホタルを、市の環境のシンボルとしてとらえ、ホタルをテーマにした環境づくり、まちづくりを赤川のみならず市全域に広げていきます。本プロジェクトは、単にホタルを保護し、その生息を広げていくだけではなく、取組みを通じて自然の仕組みや環境の大切さへの理解を深め、動植物やその生息・生育環境の保全、河川・水路の環境美化や水質浄化、森林・緑地の保全、農薬や化学肥料の抑制、家庭排水の浄化など、自然との共生、環境負荷の低減などの環境に対する配慮を広げていくものです。

キャッチフレーズ・目標

現在、赤川でのホタルの生息数は約 10 万匹と試算されますが、これを、市内の他河川も含め、全市で 100 万匹とすることを目指します。

- ある調査^{※1}によれば、河川延長 1m につき、5、6 匹のホタルが生息することが報告されています。赤川の河川延長は 19.3km であり、本市域の斐伊川支流（三刀屋川、久野川、深野川、赤川、阿用川、吉田川）の総延長は約 120km です。これらより、単純に計算すると、赤川でのホタルの生息数は約 10 万匹（5 匹×19,300m=96,500 匹）、市域全域でのホタルの生息数は約 60 万匹（5 匹×120,000m=600,000 匹）となります。

本計画での施策

本計画では、項目別施策の一項目として「ホタルの保護・増殖」を掲げ、保護・増殖活動及び他地域でのその推進、ホタルを題材とした体験学習等をうたっています。

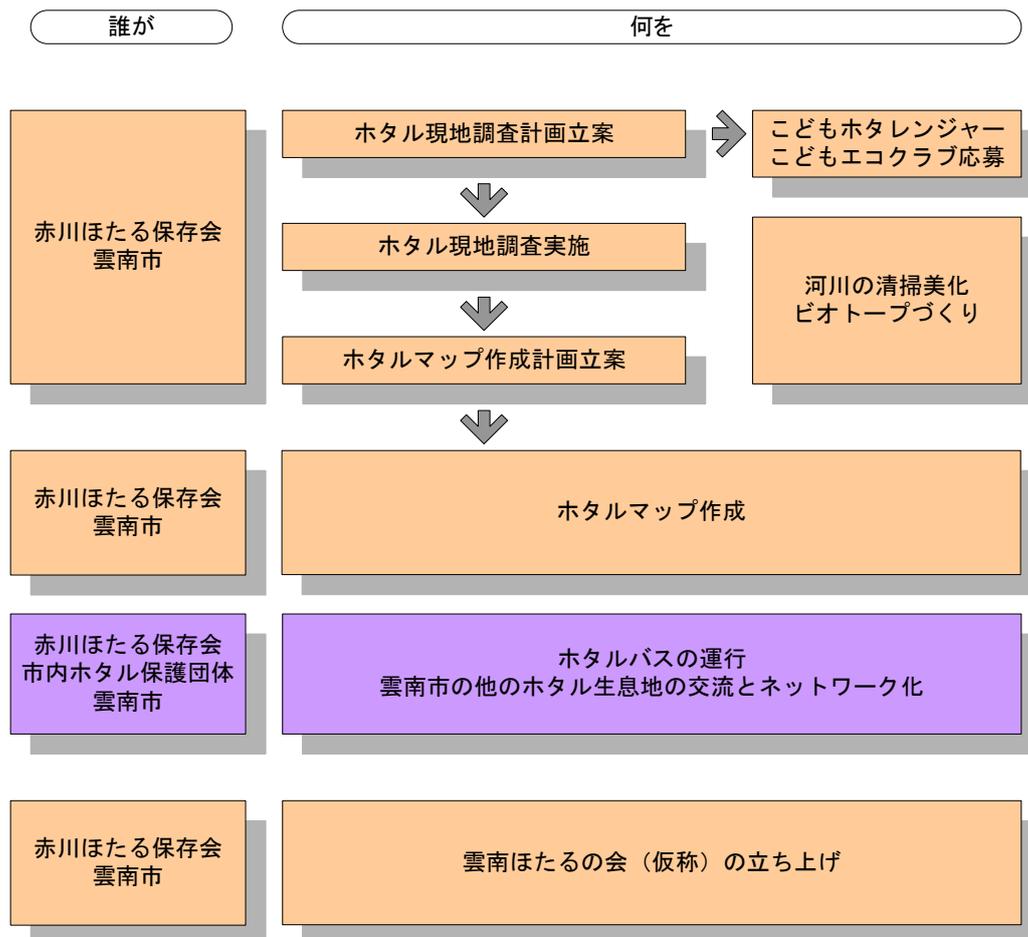


※1 出典：清滝川（京都市）調査（京都大学理学部動物生態学研究室、昭和 51 年）及び千丈川（大津市）調査（石山源氏螢育成保存会・滋賀大学教育学部、昭和 57 年）

3-2 実施計画

- 本プロジェクトは、赤川ほたる保存会の活動を核として、さらにそれを充実・拡大させるとともに、その取組みを赤川以外の市内の河川に広げていきます。
- 活動に当たっては、赤川ほたる保存会を中心に、大東町以外では自治会の環境対策委員を実施主体とし、市と連携して推進します。また、特に環境学習、体験学習の側面から学校と連携し、環境省の「こどもエコクラブ」や「こどもホタレンジャー」に参加するなどして活動を展開していきます。
- 当面の活動は、市民主体で市全域の現地調査とホタルマップの作成や、河川の清掃美化、ビオトープづくり等を展開します。さらに、今後は、ホタルの保護や啓発活動などの狭義の環境的側面だけでなく、ホタルバスなどの観光や地域振興の側面、他のホタル生息地との交流などの文教的な側面に活動を拡大していきます。

3-3 進め方



重点プロジェクトの進め方（ホタル100万匹プロジェクト）



第 6 章

推進体制と進行管理

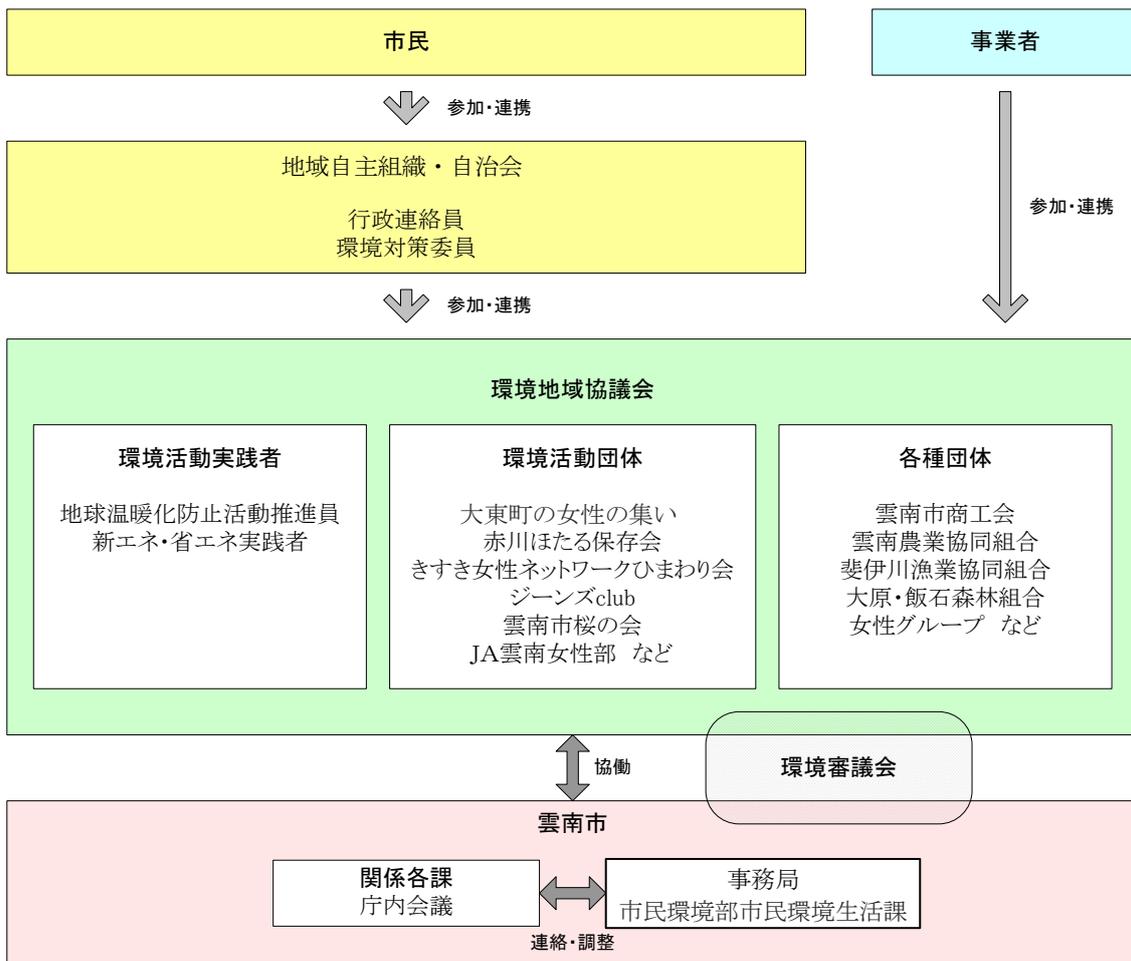
1

推進体制

1) 3つの主体

本計画の推進に当たっては、市民・事業者・行政（雲南市）を3つの主体とし、それぞれが連携・協働して取組みを進めます。

3つの主体を中心にした本計画の推進体制は下図のとおりです。



推進体制

2) 各主体の役割と組織

2-1 市民・事業者

市民の役割

環境活動についての有名な言葉” Think globally, act locally”（地球規模で考え、地元から取り組む）は、地域での取り組みからすべてが始まることを示唆しています。本計画の3つの基本目標のうち、地球環境・環境保全活動のテーマである「環境のことを考え行動する」には、「日常生活から考える」「一人ひとりが行動する」という想いが込められています。この意味から、市民は3つの主体のうち最も基本的で重要な主体であり、その堅実な取り組みが求められています。

事業者の役割

事業者は、社会経済活動の当事者として生産や流通、サービスを通じて社会を牽引する役割を担っており、その活動が環境に与える影響は大きく、市民と並んで重要な環境活動の主体です。事業者は環境配慮の点からも社会の要請に応え、その社会的責任を果たしていかなくてはなりません。

市民の組織

本市において、市民と行政を結ぶ地域での組織単位は地域自主組織や自治会です。「一人ひとり」の市民は、各地域で活動を推進しています。行政や後述する環境地域協議会との連携を図りながら、引き続き地域での環境保全活動を推進します。

市民・事業者の組織

本市には、大東町の女性の集い、赤川ほたる保存会、きすき女性ネットワークひまわり会、ジーンズclub、雲南市桜の会、JA雲南女性部など地域で様々な環境活動団体が活動を展開しています。また、本市の事業者の多くは、雲南市商工会、雲南農業協同組合、斐伊川漁業協同組合、大原・飯石森林組合等の各種団体に所属しており、これら事業者団体は、それぞれの事業活動を通じて環境に果たす役割や環境に及ぼす影響に配慮し、環境への取り組みを推進していきます。地球温暖化対策については、地球温暖化防止活動推進員や新エネ・省エネ実践者が地域で環境活動に取り組んでおり、今後、本市においても地球温暖化対策地域協議会^{※1}を設置して取り組みを推進する必要があります。

今後はこれらが集まり、「環境地域協議会」を組織してネットワークを組み、連携して活動に取り組んでいくものとします。また、「環境地域協議会」には自治会の環境対策委員の参加を仰ぎ、委員を通じて「環境地域協議会」での意見や方針を地域における市民の取り組みに反映させていきます。なお、「環境地域協議会」は地球温暖化対策地域協議会も兼ねた組織とします。

※1 地球温暖化対策地域協議会：民生部門における温室効果ガス排出量削減のため、「地球温暖化対策の推進に関する法律」に基づき、地方公共団体、都道府県地球温暖化防止活動推進センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民等が構成員となり、日常生活に関する温室効果ガス排出抑制等に必要な措置について協議し、具体的対策を実践することを目的として組織されるものです。

2-2 行政

行政の役割

市は、市民及び事業者の規範となるよう率先して環境への取組みを推進し、市民・事業者を牽引していく必要があります。また、市民・事業者との調整役や旗振り役を担うとともに、それらの取組みを側面から支援していきます。

行政の組織

市は、市民・事業者との協働により、環境に係る施策を推進します。市では市民環境部市民環境生活課が事務局となり、市民及び事業者代表として環境活動団体の関係者や各種団体等によって構成される環境地域協議会を設置し、必要な施策等について検討を行います。また、市の内部においては、必要に応じて関係各課による庁内会議を設置し、横断的な連絡調整を行います。

2

進行管理

1) 進行管理の概要

1-1 進行管理の方法

進行管理は、項目別施策の中でうたった取組みの進捗状況や、設定した数値目標の達成度により検討を行います。事務局の市民環境部市民環境生活課では、必要に応じてこれらの進捗状況や達成状況、取組方針や取組み内容を取りまとめた年次報告書を作成し、市民に公開します。

1-2 市の進行管理

本市は、旧加茂町が取得した ISO14001 を加茂総合センターで適用しています。今後はその適用範囲の拡大を図り、市の取組みの進行管理は、雲南市環境マネジメントシステムの運用により対応していきます。

1-3 市民・事業者の進行管理

市民・事業者の取組みについては、環境地域協議会等を通じて進行管理を行っていきます。進行管理に当たっては、必要に応じて環境審議会を開催し検討していくことも考えられます。

2) 進行管理の流れ

2-1 計画 (Plan)

本計画に定めた環境像や基本目標を実現するための行動指針や施策です。

2年次以降は、前年の年次報告書について、必要に応じて環境地域協議会に報告して意見を聞きます。環境地域協議会は目標達成度を検証して施策評価を行うとともに、それを踏まえた環境施策の提言、施策のアイデアの提供を行います。

2-2 実行 (Do)

本計画に基づき、市民・事業者・市により環境に関する行動や施策を実践・実行します。

2年次以降については、市は年次報告書に基づく環境地域協議会からの意見を以降の環境行政に反映させていきます。また、市はこのことを市民に広報し、これを踏まえ市民・事業者は取組みを推進します。

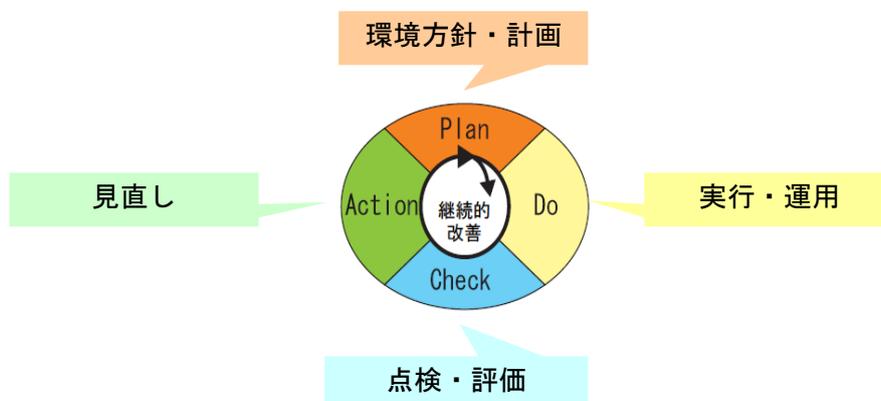
2-3 評価 (Check)

本計画で示された各取組みの進捗状況を確認し、設定された目標値が達成できているかを検証するために、毎年、事務局が年次報告書を作成します。

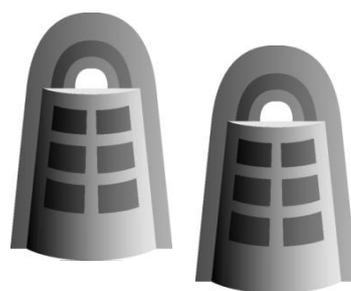
2-4 見直し (Action)

年次報告書においては、当年に講じた施策や環境保全活動の実績を整理し、目標達成状況を明らかにします。目標が未達成の場合、その原因を検証して実施計画を見直し、さらに目標達成のための新たな実施計画を立案します。

- このような進行管理を行うことにより、PDCAサイクル（P：Plan 計画、D：Do 実行、C：Check 評価、A：Action 見直し）を展開することができます。

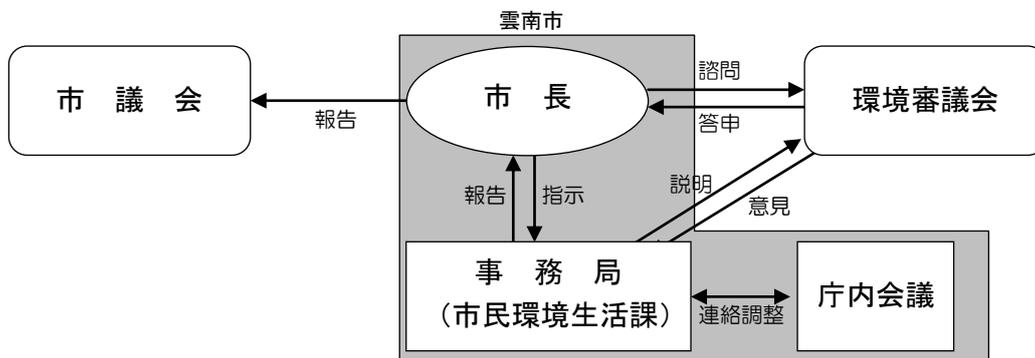


PDCAサイクル



資料編

資料1 改訂版策定体制



資料2 改訂版策定の経緯

年月日	内容
平成24年10月29日	平成24年度第1回雲南市環境審議会開催 ・雲南市環境基本計画の見直しについての説明（諮問）
平成24年12月27日	庁舎内プロジェクトチーム会議 ・雲南市環境基本計画の見直しについての説明
平成25年2月4日	平成24年度第2回雲南市環境審議会開催 ・雲南市環境基本計画の見直し（案）について
平成25年2月26日	平成24年度第3回雲南市環境審議会開催 ・雲南市環境基本計画の見直し（案）について
平成25年3月4日 ～平成25年3月15日	雲南市環境基本計画見直し素案の公表 ・素案に対する意見の公募（パブリックコメント）
平成25年3月19日	「雲南市環境基本計画」の見直しについて（答申）

資料3 雲南市環境審議会条例

平成16年11月1日

条例第196号

雲南市環境審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく審議会その他の合議制の機関として設置する雲南市環境審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(所掌事務)

第2条 審議会は、市長の諮問に応じ、自然環境及び生活環境の保全を図り、もって市民が健全なる心身を保持するための施策又は基本的事項について調査、審議する。

(組織)

第3条 審議会の委員は、12人以内とし、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) 雲南市の区域を所轄する島根県の行政機関等の職員
- (2) 公共的団体の役員又は職員
- (3) 学識経験のある者
- (4) その他市長が適当と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長)

第5条 審議会に会長を置き、委員のうちから互選によりこれを定める。

- 2 会長は、会務を統理し、審議会を代表する。
- 3 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会の会議は、委員の2分の1以上が出席しなければ開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 審議会は、必要と認めるときは諮問された事項又は調査すべき事項に関係する者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(部会)

第7条 審議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。

(庶務)

第8条 審議会の庶務は、市民環境部市民環境生活課において処理する。

(委任)

第9条 この条例の定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の日以後最初に開かれる審議会の会議は、第6条の規定にかかわらず、市長が招集するものとする。
- 3 この条例の施行の際、合併前の掛合町環境保全審議会設置条例（平成3年条例第11号）の規定により現に就任している構成員は、この条例の相当規定により委嘱されたものとみなす。また、任期については、この条例に基づき新たに審議会の委員が委嘱されるまでとする。

附 則（平成21年6月30日条例第30号）

この条例は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則（平成23年3月31日条例第2号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

資料4 雲南市環境審議会委員名簿

選考母体等	氏名	役職等
行政機関等の職員	木村和郎	雲南保健所環境衛生部長
公共的団体の役職員	高橋日出男	雲南市商工会会長
〃	吾郷均	雲南農業協同組合総務部長
〃	槇原茂	斐伊川漁業協同組合理事
〃	立石幸	飯石森林組合代表理事組合長
学識経験を有する者	伊藤勝久	島根大学生物資源科学部教授
市民代表	山崎富恵	大東町住民代表
〃	高橋洋子	加茂町住民代表
〃	宇都宮民江	木次町住民代表
〃	小林かよ子	三刀屋町住民代表
〃	半田福夫	吉田町住民代表
〃	石橋義明	掛合町住民代表

資料5 雲南市環境審議会 諮問書及び答申書

● 諮問書

市民第879号
平成24年10月29日

雲南市環境審議会
会長 伊藤 勝久 様

雲南市長 速水 雄一

「雲南市環境基本計画」の見直しについて（諮問）

雲南市環境審議会条例（平成16年11月1日条例第196号）第2条の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

諮問事項

「雲南市環境基本計画」の見直し

諮問の趣旨

雲南市環境基本計画は、平成20年度（2008年度）から平成29年度（2017年度）の10年間を計画の期間として、平成20年3月に策定したものです。

その基本計画の中で、4年経過後の平成24年度（2012年度）に見直しをおこなうこととしています。

また、平成23年3月11日に発生した東日本大震災や福島原子力発電所の事故発生によりエネルギー政策の見直しが求められており、特に太陽光発電などの再生可能エネルギーの導入促進の機運が高まっています。

さらに本市では、平成23年12月に「たたらの里山再生特区」の指定を受け、森林バイオマス活用等里山のエネルギー利用の推進に向けて、新たな取り組みを進めています。

これらを踏まえて、計画の見直しを行います。

● 答申書

平成25年3月19日

雲南市長 速水雄一様

雲南市環境審議会
会長 伊藤勝久

「雲南市環境基本計画の見直し」について（答申）

平成24年10月29日付市民第879号にて諮問のありました標記の件について、当審議会で、慎重に審議を行いこのたび結論を得たので、下記のとおり答申します。

については、本答申の趣旨を十分ご理解いただき、下記事項について特段のご配慮をいただきますよう要望します。

記

1. 環境基本計画の見直し（案） 別添のとおり

2. 附帯意見
 - (1) この計画の推進を図るための推進体制を速やかに構築されたい。

 - (2) この計画の推進にあたっては、社会状況の変化等に柔軟に対応し、その都度、実施計画や実践活動の見直しに努められたい。

資料6 雲南市環境基本計画見直し検討プロジェクトチーム要綱

雲南市環境基本計画見直し検討プロジェクトチーム要綱

(設置)

第1条 雲南市環境基本計画の見直しをおこなうため、雲南市プロジェクトチームの設置に関する規程（平成17年雲南市訓令第1号）に基づき、環境基本計画見直し検討プロジェクトチーム（以下「プロジェクト」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 このプロジェクトの所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 雲南市環境基本計画の見直しに関すること。
- (2) その他、市長が必要と認める事項

(委員構成)

第3条 このプロジェクトは、次に掲げる部局の担当者等で構成する。

- (1) 政策企画部
- (2) 総務部
- (3) 健康福祉部
- (4) 産業振興部
- (5) 建設部
- (6) 水道局
- (7) 教育委員会
- (8) 大東総合センター

(庶務)

第4条 このプロジェクトの庶務は、市民環境部市民環境生活課で処理する。

(設置期間)

第5条 このプロジェクトの設置期間は、平成24年11月1日から平成25年3月31日とする。

(その他)

第6条 この訓令に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行時期)

- 1 この訓令は、平成24年11月1日から施行する。

(有効期限)

- 2 この訓令は、平成25年3月31日限り、その効力を失う。

資料7 雲南市環境基本計画見直し検討プロジェクトチーム名簿

選出部局	職 名	委員氏名
政策企画部	主 幹	加藤 健一
総 務 部	統括主幹	藤原 直樹
健康福祉部	主 幹	伊原 稔
産業振興部	副主幹技師	山本 章平
建 設 部	統括技師	小村 利之
水 道 局	主 幹	蘆田 裕樹
教育委員会	副 主 幹	錦織 慎司
大東総合センター	統括主幹	宮川 勝

資料 8 用語集

【A～Z】

BOD [Biochemical Oxygen Demand]

生物化学的酸素要求量のことです。水中の有機物が微生物の働きによって分解される際、消費される酸素量のことです。河川水の有機汚濁を測る代表的な指標です。

COD [Chemical Oxygen Demand]

化学的酸素要求量のことです。水中の有機物を酸化剤で分解する際、消費される酸素量のことです。海水や湖沼水の有機汚濁を測る代表的な指標です。

EM 菌

Effective Microorganisms の頭文字から付けられた造語であり、有用微生物群の総称です。用途は様々であり、生ごみと EM ポカシを混ぜ、密閉発酵し堆肥化する等があります。汚水の浄化作用・病虫害予防・植物の活性化等に効果的とされます。

ISO14001

ISO（国際標準化機構）が平成 8 年に出した環境管理システム規格です。ISO14000 シリーズの根幹を成すもので、認証登録制度となっています。

PCB [Polychlorinated Biphenyl]

ポリ塩化ビフェニルのことです。以前は、トランス、コンデンサー、熱媒体、ノーカーボン紙などに広く使用されていましたが、生体に蓄積する性質をもち、皮膚障害、肝機能障害を発生したカネミ油症事件（昭和 43 年）においてその毒性が注目され、現在では製造・輸入が原則的に禁止されています。

PM2.5

⇒微小粒子状物質

RDF

⇒廃棄物固形燃料

【ア】

アイドリングストップ

短時間の駐停車時に、自動車のエンジンを停止させることです。エネルギー使用低減、大気汚染物質や温室効果ガスの排出抑制を目的としています。

空き家等適正管理条例

空き家の所有者に適正な維持管理を義務付けるとともに、自治体が空き家の所有者に必要な措置を勧告できることなどを規定するものです。

悪臭

いやな「におい」、不快な「におい」の総称です。

アスベスト

石綿（イシワタまたはセキメン）ともいわれ、天然に存在する繊維状の鉱物です。以前は、ボイラー暖房パイプの被覆、自動車のブレーキ、建築材など広く利用されていましたが、繊維を吸い込むと肺がんや中皮腫の原因になることが明らかになり、現在では使用が制限または禁止されています。

アダプトプログラム（里親制度）

団体・事業所・サークル・家族・個人等を募り、公共の場所・施設と養子縁組（Adopt）を行い、それらの清掃や緑化活動等を継続的に取り組む制度です。

雲南市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画

廃棄物を適正に処理し、生活環境を清潔にすることで、生活環境の保全及び公衆衛生の向上を図ることを目的とした計画です。（平成 19 年策定 平成 24 年改訂）

雲南市水道ビジョン

平成 17 年度に策定し、その後、平成 19 年 2 月公表の「雲南市中期財政計画」を受け、一部見直しを図った「雲南市水道事業総合整備計画」をわかりやすい形で市民の皆様に公表し、多くの皆様からのご意見を取り入れ、皆様のニーズに応えられる水道を目指すものです。（平成 19 年度策定）

雲南市生活排水処理基本計画

公共下水道及び集落排水施設の整備、合併処理浄化槽の設置促進、単独処理浄化槽の改善、し尿及び浄化槽汚泥の処理施設の整備、し尿及び汚泥の集約処理の推進を図る計画です。市民の生活排水への意識啓発と実践活動を促進し、生活排水処理施設の整備を計画的に進めることを目的としています。（平成 16 年策定 平成 21 年度改訂）

雲南市地域省エネルギービジョン

省エネから環境保全活動を他の活動へと波及させ、環境のまちづくりを進めていくことを目的としたもので、試算可能な省エネルギー量を算定し、具体的な行動についてまとめたものです。(平成 18 年策定)

雲南市地域新エネルギービジョン

雲南市の地域資源をエネルギーとして効果的に活用するための方向性や具体的なプロジェクトの検討を行うことを目的としたもので、新エネルギーの利用可能量の試算を行い今後の活用法についてまとめたものです。(平成 19 年策定)

雲南市ポイ捨て及び飼い犬等ふん害の防止に関する条例

ポイ捨てやふん害の防止について、市、事業者、市民等の責務を明らかにし、資源の有効な利用を促進し、快適な生活環境を確保することを目的としています。条例の規定にしたがわない場合、罰則として 2 万円以下の過料があります。(平成 16 年制定)

雲南市ほたる保護条例

自然保護及び観光事業発展のため、「大東町ほたる保護条例」(昭和 58 年制定)を引き継ぎ、平成 16 年に制定されました。市内に発生するホタルを保護し、その増殖を図ることを目的としています。

雲南市有害鳥獣駆除実施要領

農林水産物等に被害を与える有害な鳥獣を迅速かつ有効適切に駆除するために平成 17 年に策定されました。捕獲に当たっては、島根県の策定する鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画を指針とし、県及び近隣市町村と連携を保ち効果的な実施を図るものです。

エアゾール

噴霧式の薬剤です。

エコキュート

空気の熱でお湯が沸く給湯システムです。従来の給湯器と比較し約 30%の省エネ効果が期待されます。

エコショップ

ごみ減量化・リサイクルに積極的に取り組むことを宣言した小売店です。島根県では、ごみ減量化・資源化及び再生利用に努める店舗を「しまねエコショップ」として認定することで、県民への浸透を図っています。

エコツアー

自然環境や歴史・文化・生活などの地域資源の保全や、それらを観光にして地域発展に寄与することを考えて行う体験型・学習型の観光のあり方をエコツーリズムといいます。エコツアーはこれを実践するための具体的な旅行・レクリエーションです。動植物の観察、田舎暮らしの体験、ボランティアの実践などがあります。

エコツーリズム推進法

自然環境の保全に配慮しながら、地域の創意工夫を生かしたエコツーリズムに関する総合的な枠組みを平成 19 年に定めた法律です。(環境省所管)

エコドライブ

省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念です。具体的には、アイドリングストップの励行、経済速度の遵守、急発進・急加速・急ブレーキの自粛、適正なタイヤ空気圧の維持などです。

エコビジネス

環境保全に役立つ商品・サービスの提供や、社会経済システムを環境保全型に変えるために必要な技術の開発提供等を行うビジネスのことです。

エコマーク

⇒環境ラベル

エコライフ

日常で自然や環境に与える影響を認識・配慮した環境にやさしい生活のことです。

エコライフチャレンジしまね

⇒環境家計簿

汚泥共同処理施設整備事業

生活排水処理に関する事業は公共下水道、農業集落排水事業、合併浄化槽事業などにより実施されています。これらの事業の汚水処理施設には共通した処理工程等があり、これらの施設を共有化、共同化して整備する事によって効率的に整備できる場合があります。処理施設の老朽化に伴い、雲南市、奥出雲町、飯南町の 1 市 2 町で発生する汚泥を処理する施設を整備します。

尾原ダム

平成 24 年、斐伊川本流上流部に完成した治水を目的としたダムです。

温室効果ガス

太陽からの熱を地球に封じ込め、地表を暖める働きがあるガスのことで、大気中の二酸化炭素やメタンなどがあります。

—————【カ】—————

外来生物

原産地より意図的あるいは偶然に運ばれて、本来の生息・生育地以外の新たな場所に定着した生物です。

学校版エコライフチャレンジしまね

教育を主眼として、環境に配慮した学校生活を送るための補助として、島根県が作成したものです。参加校はこれに基づき環境活動に取り組むほか、活動報告や学校からのCO₂排出状況を取りまとめしています。

合併処理浄化槽

台所やお風呂の排水とし尿を併せて処理できる設備です。

環境ウォーキング

周囲の環境を見たり、触れたり、感じながら歩くことです。対象は地域の自然、生活環境、歴史、文化など、目的によって様々です。ごみ拾い等をする場合もあります。

環境家計簿

日々の生活で、環境に負荷を与える行動や環境により影響を与える行動を記録し、必要に応じて、点数化や一定期間の集計を行なうための記録様式です。島根県では「エコライフチャレンジしまね」という名称で作成し、普及を図っています。

環境管理システム（環境マネジメントシステム）

事業組織が、規制基準の遵守だけでなく、自主的、積極的な環境保全活動を計画・実行・評価するための体系です。環境保全に関する方針、目標、計画等を定め、実行、記録し、その実行状況を点検し、方針等を見直す一連の手続きから成ります。

環境基本計画

環境基本法に基づき、政府全体の環境保全に関する総合的・長期的な施策の大綱、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項を定めるものです。一般に国や地方公共団体の環境保全に関する基本的な計画のことを指しますが、民間企業等においても独自に作成する場合があります。

環境基本法

わが国の環境政策の根幹を定める基本法であり、複雑化・地球規模化する環境問題に対応するため、平成5年に制定されました。これにより、公害対策基本法は廃止され、自然環境保全法は環境基本法の趣旨に沿って改正されました。（環境省所管）

環境月間

環境省では、環境の日（6月5日）を含む6月を環境月間とし、全国で関係省庁や地方公共団体、民間団体等による環境イベント等の普及啓発事業が行われています。

環境配慮型製品

製品の製造、流通、使用、処分の各段階における資源やエネルギーの減量・抑制、使用効率、廃棄時のリサイクル等を踏まえ、環境に与える影響を低減するよう設計された製品です。

環境配慮型農業（環境保全型農業）

農薬や化学肥料による環境負荷の軽減に配慮したり、魚の骨などの非食用部分を肥料とし有効活用するなどの、持続可能な農業のことです。

環境ファンド

環境への配慮や環境問題への取り組みを積極的に行っている企業を投資対象として運営される投資信託のことです。

環境ラベル（エコマーク）

環境ラベルは環境保全に役立つ商品にマークを付けて国民に推奨するもので、①第三者認証型、②自己宣言型、③環境情報提示型の3タイプに分けられます。エコマークは①に含まれ、商品の生産から廃棄までを通して環境への負荷が少なく、環境保全に役立つと認められた商品に付けられており、(財)日本環境協会が認証しています。

京都議定書

平成9年に京都で開催された気候変動枠組条約第3回締約国会議（COP3）で採択された気候変動枠組条約の議定書です。日本は平成10年に署名、平成14年に批准しており、平成17年に発効しました。

京都議定書目標達成計画

京都議定書発効を受け、地球温暖化対策推進法に基づき平成17年に策定されました。日本の温室効果ガスの6%削減を達成するために必要な措置を計画・立案したものです。

クールビズ

平成 17 年に環境省により提唱された運動です。夏のオフィスの冷房設定温度を省エネ温度の 28 度にし、それに応じ軽装化する夏のビジネススタイルです。

国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）

国が物品を購入する際には環境に配慮されたものを購入しなければならないとする法律です。（平成 13 年施行、環境省所管）

クリーンエネルギー自動車

排気ガスが少ない、あるいはまったく出さない自動車のことです。ハイブリッド自動車、天然ガス自動車、メタノール自動車、電気自動車などがあります。

景観

風景、景色のことであり、特にすばらしい眺めをいいます。

景観形成住民協定

自治会や商店街などで建物の色や形、敷地の緑化などに取り決めをする制度であり、認定されると活動経費が助成されます。市町村長の推薦を受け、知事が認定します。島根県でも「ふるさと島根の景観づくり条例」により協定が結ばれています。

景観法

日本の都市、農山漁村等における良好な景観の保全・形成を促進するため、平成 16 年に制定された法律です。（国土交通省所管）

光化学オキシダント

工場や自動車から排出される窒素酸化物や炭化水素等と紫外線の光化学反応により生成する大気汚染ガスのことです。健康被害として目の痛みや喉の渇き、頭痛などが挙げられます。

公害防止計画制度

現に公害が著しく、又は公害が著しくなるおそれがあり、公害の防止に関する施策を総合的に講じなければ公害の防止を図ることが著しく困難であると認められる地域について、公害の防止に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための枠組みです。

固定価格買取制度

自然エネルギーを利用して発電された電力について、電力の買い取り価格を法律などであらかじめ決めた上で、電力会社に電力の買い取りを義務づける施策です。

こどもエコクラブ

環境省が、地域における子どもたちの自主的な環境学習や実践活動を支援するものです。活動内容は、生きもの調査、町のエコチェック、リサイクル活動などがあります。

子どもの水辺再発見プロジェクト

河川利用を促進し、地域での体験活動の充実を図ることを目的として、子どもの水辺の選定・登録・整備を行うものです。国、都道府県、市町村に設置される推進会議及び連絡協議会により選定されます。

こどもホタルレンジャー

環境省が、平成 16 年度から推進している事業です。ホタルを守り、水環境の保全に取り組む子どもたちの活動を、「こどもホタルレンジャー」と名付け、水環境保全活動の活性化を図ることが目的です。

コミュニティビジネス

地域資源を活用し、抱える課題をビジネス的手法で解決し、コミュニティの再生を通じ活動で得た利益を地域還元するものです。経営主体は有限会社、NPO 法人、協同組合等様々です。

【サ】

サーキュレーター

空気等を循環させる装置です。

再生可能エネルギー

名前の通り、再生が可能なエネルギーのことです。一定期間に供給されるエネルギーは限定されますが、半永久的に利用できるのが特徴です。具体的には、風力・太陽光・水力・バイオマス発電等が該当します。

在来生物

本来の生息・生育地で他の地域（種）の生物と交配なく生息・生育している生物です。

さえずりの森（波多ふれあいの里）

本市の掛合町にあるキャンプ場です。昭和 57 年に開園したものの年々利用客は減少し、一時は閉園に追い込まれましたが、地元住民の手で運営することでリニューアルオープンとなりました。

さくらおろち湖

尾原ダム湖の愛称です。

さくら守

桜の手入れ、管理をする人です。

自然再生推進法

生態系その他の自然環境を取り戻すために平成 14 年に制定された法律です。わが国の生物多様性の保全にとって重要な役割を担うものであり、地域の様々な組織・個人・団体等の参加により、自然環境の保全、再生、創出、または維持管理を求めています。(環境省所管)

シックハウス

建物の新築・改築・増築時などに資材・材料から出るホルムアルデヒド等の揮発性有機化合物により、目のチカチカや鼻のムズムズ、喉のヒリヒリ等から、喘息や皮膚炎の悪化、頭痛やめまい等の症状がみられる健康障害のことです。

しまねグリーン製品認定制度

廃棄物の発生抑制・再資源化を推進する製品をグリーン製品として認定し、循環資源の再資源化、廃棄物の発生抑制、循環型社会の形成及び地球温暖化防止を図りつつ、環境に配慮した県産品を育成するための島根県の制度です。

島根県希少野生動植物の保護に関する条例

島根県では県内に生息・生育する希少野生動植物を県民と協働して保護し、県民共有の財産である生物多様性が確保された健全な自然環境を次代に継承していくために、平成 22 年に制定した条例です。

島根県地球温暖化対策推進計画

現行計画は平成 12 年度計画からの改訂版です。二酸化炭素排出量を算定し、その推移を見ることで、前計画の検証と評価を行い、温暖化対策の課題と方向性を整理したものです。排出量削減目標の見直しを含め、新たな対策や取組みが検討されています。(平成 17 年策定)

島根県地球温暖化対策実行計画

島根県の地域特性を活かし、低炭素社会の実現により持続可能な社会を目指して地球温暖化対策を推進していくため、平成 23 年に策定された計画です。

しまね循環型社会推進計画

「廃棄物処理法」に基づく廃棄物処理計画であるとともに、「島根県環境基本計画」の廃棄物部門の実施計画や「循環型社会形成推進基本法」に基づく計画に位置付けて策定した計画です。

市民農園

一般に都市住民が趣味・レクリエーション目的で、小面積の農地を借りて野菜や花等を育てるための農園のことです。

市民バス（コミュニティバス）

地方公共団体などが住民の移動手段を確保するために運行する路線バスです。本市では、自家用車による有償運送路線があり、大新東かみしろ特別共同企業体、木次都市開発、吉田ふるさと村に運行を委託しています。

市民ファンド

地域の住民や企業の出資を得て設立される基金のことです。

社会的責任 [CSR : Corporate Social Responsibility]

持続可能な社会を目指すために、企業、行政、民間、非営利団体が経済だけでなく社会や環境などの要素にも責任を持つべきという概念です。

社叢林（社寺林）

いわゆる「鎮守の森」のことです。寺社を囲むようにして、昔から大切に残されてきました。地域の原植生が残存していることが多く、貴重な自然の遺産といえます。

循環型社会

廃棄物等の発生抑制、資源の循環的な利用と適正処分の確保により天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り軽減される社会です。構築のための法律及び計画が制定・策定されています。

循環型社会形成推進基本計画

循環型社会形成推進基本法に基づき、良いものを大事に使う「スロー」なライフスタイル、環境保全志向のものづくり・サービスの提供、廃棄物等の適正な循環的利用・処分システム等を明確にしています。(平成 15 年策定)

循環型社会形成推進基本法

廃棄物処理やリサイクルを推進するための基本方針を定めた法律です。(平成 12 年制定、環境省所管)

省エネナビ

電気、ガス、水道使用量を別々に測定し、数値をひとつの表示器で金額に換算して表示する装置です。事前に設定した目標値と実際の使用量の割合が一目で分かるように表示されるので、省エネ行動の目安になります。

省エネルギー教育推進モデル校事業

(財)省エネルギーセンターと経済産業省及び関係各省・関係機関との連携のもと、省エネルギー教育推進モデル校を指定し、その小中学校で、各種支援を受けつつ多様な省エネルギー学習を展開するものです。

食育

様々な経験を通じて「食」に関する知識と「食」を選択する力を習得し、健全な食生活を実践することができる人間を育てることです。

食育基本法

食生活の改善から食の安全性確保や食料自給率の向上も視野に入れた食育を推進するために平成 17 年に制定された法律です。(内閣府所管)

新エネルギー

石炭・石油等の化石燃料や核・大規模水力発電等、既存技術によるエネルギーに対し、太陽光・風力発電などの新しいエネルギー源やその供給形態の総称です。

宍道湖水質汚濁防止対策協議会

宍道湖の水質汚濁防止のために島根県・松江市・出雲市・斐川町で組織されたものです。定期的に水質測定結果及び水質浄化対策を検討し、国へ要望活動等を行っています。また、「みんなで調べる宍道湖流入河川調査」の取りまとめも行っています。

振動

環境問題として一般的な振動は、物が揺れたり、震えたりすることです。工場、建設作業、道路交通等の発生源から地盤等を通じて伝播し、生理的影響(睡眠障害等)、心理的影響(作業効率低下等)、社会的影響(家屋被害等)を及ぼす場合があります。

水質汚濁防止法

工場及び事業場から公共用水域に排出される水の排出及び地下に浸透する水の浸透を規制するとともに、生活排水対策の実施を推進すること等によって、公共用水域及び地下水の水質の汚濁防止を図るため、昭和 45 年に制定され、平成 23 年に改正されています。(環境省所管)

水源地域ビジョン

ダムを活かした水源地域の自立的・持続的な活性化を図り流域内の連携と交流によるバランスのとれた流域圏の発展を図ることを目的として、ダム水源地域の自治体、住民等がダム事業者・管理者と共同で策定主体となり、下流の自治体・住民や関係行政機関に参加を呼びかけながら策定する行動計画のことです。

スローフード

地域の伝統的な食文化や食材を見直す運動、またはその食品自体を示す言葉です。

スローライフ

地産地消、田舎暮らし、できるだけ歩く、ゆったりのおんびり過ごす、などといった生活様式です。

生物多様性基本法

生物多様性の保全と持続可能な利用を総合的・計画的に推進することで、豊かな生物多様性を保全し、その恵みを将来にわたり享受できる自然と共生する社会を実現することを目的として平成 20 年に制定された法律です。(環境省所管)

生物多様性国家戦略 2012-2020

生物多様性新戦略計画(愛知目標)の達成に向けたわが国のロードマップを示すため、平成 24 年 9 月に閣議決定されました。

生物多様性新戦略計画(愛知目標)

平成 22 年 10 月に開催された COP10(生物多様性条約第 10 回締約国会議)で採択された多様性条約及び生物多様性基本法に基づく、生物多様性の保全及び持続可能な利用に関する国の基本的な計画です。

世界低炭素成長ビジョン

平成 23 年 11 月に開催された COP17（第 17 回気候変動枠組条約締約国会議）において、地球温暖化対策に効果的に取り組むためには包括的な国際枠組みの構築に加え、先進国、途上国が連携しつつ世界全体で低炭素成長を進めていくべきであるとの我が国の考え方を示したものです。

騒音

好ましくない音のことです。生理的影響（聴力障害、睡眠障害等）、心理的影響（会話障害、作業効率低下等）、社会的影響（地価の低下等）を及ぼす場合があります。

—————【夕】—————

ダイオキシン類

ポリ塩化ジベンゾ-パラジオキシン (PCDD)、ポリ塩化ジベンゾフラン (PCDF)、コプラナーポリ塩化ビフェニル (Co-PCB) の総称です。主な発生源には、廃棄物焼却施設、製鉄鋼用電気炉や鉄鋼等焼却工程等があります。健康被害として発がん性や生殖・免疫毒性等が指摘されています。

ダイオキシン類対策特別措置法

ダイオキシン類による環境の汚染の防止及びその除去等を図るため、平成 11 年に制された法律です。（環境省所管）

大気汚染物質

地球を取巻く大気に存在するガス状、粒子状等の微量成分の中で、人、動植物、生活環境にとって好ましくない影響を与えるものをいいます。具体的には、二酸化硫黄、二酸化窒素、浮遊粒子状物質、光化学オキシダント、ベンゼン、トリクロロエチレン等があります。

大気汚染防止法

工場及び事業場における事業活動並びに建築物の解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等を規制し、有害大気汚染物質対策の実施を推進するため、昭和 37 年に制定された法律で、平成 18 年に改正されています。（環境省所管）

代替フロン

オゾン層への影響が大きいため全廃された特定フロン類の代替品です。温室効果をもたらすことが明らかとなり、先進国では平成 32 年までに全廃することになっています。

たたら製鉄

日本古来の製鉄法で、鉄原料として砂鉄を用い、木炭の燃焼熱で砂鉄を還元し、鉄を得る方法です。

たたら里山再生特区

かつて、「たたら製鉄」で栄えてきた本市で、再び里山と暮らしを結びなおす取り組みを地域・市民総がかりで総合的にチャレンジするための取り組みで、平成 23 年に国の指定を受けました。

単独処理浄化槽

し尿のみを処理する設備であり、生活雑排水は未処理で放流するため、公共用水域に対して環境負荷をかけることとなります。このため、現在は新設が禁止されており、既設のものを合併処理浄化槽へ転換することが課題となっています。

田んぼの学校

水田・ため池・里山等を遊び・学びの場として活用し、環境に対する豊かな感性と見識を持つ人を養成することをねらいとしており、(社)農村環境整備センターが支援センターとなり、県等が主催しています。

地域自主組織

市民が主体的に地域づくりに取り組むための推進組織として 42 組織が立ち上がり、地域づくり活動を展開しています。

地域通貨

特定の地域内(市町村など)、あるいはコミュニティ(商店街、町内会、NPO)などの中においてのみ流通する通貨のことです。雲南市では、木質バイオマス事業における市民参加型林地残材収集システムの参加者に「里山券」を発行しています。平成 24 年度現在で掛合町及び吉田町の一部店舗で利用可能です。

地域分散型エネルギー

従来の原子力発電所、火力発電所などの大規模な集中型の発電所で発電し各家庭・事務所等に送電するシステムに対して、地域ごとにエネルギーを作りその地域内で使っていくとするシステムのことです。

地球温暖化対策の推進に関する法律（地球温暖化対策推進法）

京都議定書の採択を受け、国、地方公共団体、事業者、国民が地球温暖化対策に取り組むための枠組みを定めたものです。（平成 10 年公布、環境省所管）

地球温暖化防止活動推進員

地球温暖化対策推進法に基づき、国や地方公共団体の委嘱を受け、温暖化防止活動推進センターと連絡をとり、地球温暖化防止に関する環境学習や講習会、啓発、広報活動を行う人です。

地産地消

「地域生産、地域消費」の略語です。地域で生産された農林水産物等を、その地域で消費することを意味する概念です。

デマンドバス

利用者の要求に対応して運行するバスのことです。

特定化学物質

「化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律」(昭和 48 年制定)に基づいて分解しにくく蓄積しやすい性質や慢性毒性等の特性を有するものとして指定された化学物質です。指定されると製造、輸入、使用等が規制されます。

特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律(PRTR法)

有害な化学物質の環境への排出量を把握し、化学物質を取り扱う事業者の自主的な管理改善を促進し、問題を未然に防止することを目的として平成 11 年に制定された法律です。(経済産業省及び環境省所管)

特に水鳥の生息地として国際的には重要な湿地に関する条約(ラムサール条約)

登録湿地には、環境の保全と適正な利用が求められます。国内では釧路湿原など、33箇所が登録されています(平成 17 年 11 月)。

都市計画区域

農林漁業との健全な調和を図りつつ、健康で文化的な都市生活と機能的な都市活動を確保するために、都道府県が都市計画法やその他の法令の規制を受けるべき土地として指定した区域です。

—————【ナ】—————

内分泌かく乱化学物質

正式には、外因性内分泌かく乱化学物質といい、環境中から動物の体内に取り込まれ、ホルモン作用を乱します。一般的に「環境ホルモン」ともいわれます。

75%値

河川における BOD、湖沼・海域における COD について、1 年間の日平均値全データを低い順に並べ 75%目となる値です。環境基準と比較する値として用いられます。

二酸化硫黄(SO₂)

腐敗した卵に似た刺激臭のある無色の気体であり、大気汚染物質のひとつです。発生源として、火山やボイラーなどが挙げられます。呼吸器を刺激し、咳、ぜんそく、気管支炎等の障害を引き起こすほか、酸性雨の原因物質としても知られています。

二酸化窒素(NO₂)

窒素の酸化物で赤褐色の気体であり、大気汚染物質のひとつです。発生源として、ボイラーや自動車などが挙げられます。主に、呼吸器系の障害を引き起こすことが知られています。

日本の滝百選

平成 2 年に選定された日本を代表する 100 の滝です。環境庁(現・環境省)と林野庁の後援のもと、日本の滝選考会により、日本国内から応募のあった滝から選定されています。

日本の棚田百選

平成 11 年に認定された日本を代表する 100 の棚田です。各県の推薦を受けた棚田から「日本の棚田百選」選定委員会が選定し、農林水産省により認定されています。

ノーマイカーデー

職場への通勤時に、自家用車(マイカー)に代え、徒歩・自転車・公共交通機関を利用する日のことをいいます。一般に日にちや曜日を決めて実施され、地方公共団体において多く取り組まれています。

野焼き

野外で基準を満たした焼却設備を使わずにごみを燃やすことです。「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により平成 13 年から一部の例外を除き原則廃止となっています。

—————【ハ】—————

ハートフルロードしまね

県道において、地域住民のボランティアにより清掃や美化、草刈等を行うもので、道路への愛着心を深めつつ道路利用者のマナーの向上を目的としています。

バイオディーゼル燃料(BDF) [Bio Diesel Fuel]

廃食用油などを精製して作られるディーゼル(軽油)代替燃料であり、バイオマスエネルギーのひとつです。軽油に混ぜてディーゼルエンジンに使用できます。化石燃料を使わないという点で、二酸化炭素排出量の削減につながることから地球温暖化防止に役立ちます。

バイオマス

木材・おが屑・ふん尿など、原料・燃料として利用できる生物起源の有機物です。石油・石炭などの化石燃料と異なり、資源枯渇のおそれがなく再生産が可能です。

廃棄物固形燃料(RDF) [Refuse Derived Fuel]
ごみや廃プラスチック等を乾燥・固化したもので、燃料として使用されます。

ハイブリッド車

エンジンと電動モータの2つの動力源を持つ自動車であり、これを状況に応じて駆動し分けることにより、省エネと低公害を実現する自動車です。これまで路線バスに多く導入されていますが、近年では乗用車での市場が拡大しています。

花いっぱい運動

町内会やグループなどによる住民運動で、住みよいまちづくりや心やさしい子どもの育成と地域住民の親睦交流等を目的に、道路等の清掃や花植えをする活動です。

ビオトープ

ドイツ語で生物を意味する Bio と場所を意味する Tope との合成語です。関わりを持つ生物群の生息・生育環境の最小単位であり、周辺と区分可能な空間です。一般に、ある生物に着目したときの、生息・生育に必要な空間という意味でよく用いられています。

微小粒子状物質 (PM2.5)

直径が 2.5 マイクロメートル以下の超微粒子で、肺の奥深くまで入りやすく、肺がん、呼吸系への影響に加え、循環器系への影響が懸念されています。平成 24 年度には西日本を中心に高濃度で観測されています。中国北京市を中心とする大気汚染の影響という見方がされています。

不法投棄

ごみを定められた場所以外に不法に廃棄することです。不法投棄は、ごみ処理費用が高騰するにしがたい増加傾向にあり、中には収集業者がごみの処理を安価で引き受け不法投棄をする悪質な例も見られます。

浮遊粒子状物質 [SPM : Suspended Particulate Matter]

大気中に浮遊している粒子状の物質のことです。発生源は工場のばい煙、自動車排出ガス等の人の活動に伴うもののほか、火山や森林火災等の自然のものがあります。粒径によっては人の呼吸器系に沈着し、健康に影響を及ぼすものもあります。

ふれあい環境助成金制度

(財)島根ふれあい環境財団 21 により、島根県内の団体や法人が環境保全に貢献する取組みを継続して行うための支援を目的とし、活動(事業)に要する資金の一部を助成する制度です。なお、平成 20 年度より(財)島根ふれあい環境財団 21 は、一部を除き(財)三瓶フィールドミュージアムに業務移管されます。

フロン類

フルオロカーボン (FC)、クロロフルオロカーボン (CFC) などの総称です。性質が安定しているため、冷媒・溶剤・発泡剤・エアゾール噴射剤などとして使用されてきましたが、オゾン層を破壊することから、先進国では平成 8 年までに 15 種類が全廃されています。

ボランティア・ロード

国道において、地域住民のボランティアにより清掃や美化、草刈等を行うもので、道路への愛着心を深めつつ道路利用者のマナーの向上を目的としています。

【マ】

松枯れ

マツノザイセンチュウを病原体とし、増殖力の著しいマツノマダラカミキリ成虫の媒介により広まるといわれています。松の木が急に赤くなり、数週間から数ヶ月で枯れる現象です。中国地方でも枯れた松が多く見られますが、現在、松枯れは終息したとされています。

水辺の楽校プロジェクト

国土交通省による、水辺での活動を安全かつ充実したものにするために必要な整備を行うプロジェクトです。本市では斐伊川が登録河川となっており、子どもたちが水生生物を調べたり、水質検査を行っています。

みんなで調べるしまねの自然調査

島根県民の参加・協力により実施されている身近な生物分布調査です。県民の自然への興味・関心を高め、自然環境を守る気持ちを養うことを目的としています。

みんなで調べる宍道湖流入河川調査

宍道湖へ流れる河川流域の小・中学生が身近な川の水質や生きもの調査をするもので、国への要望活動、川周辺のごみ拾いも実施することがあります。

みんなで作る身近な自然観察路

自然保護意識の普及を目的とし、居住地等に身近な自然が残り、昆虫や野鳥等の小動物や植物の観察など自然に親しむことに適した歩道等について、市町村長の要望を受け知事が選定したものです。

森づくり・資源活用実践事業

県民のアイデアと参加を基本とする森づくりや資源活用の取組みに対し、水と緑の森づくり税を財源とする交付金により支援するものです。

【ヤ】

容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に係る法律（容器包装リサイクル法）

容器包装のリサイクル促進を目的に、これを製造者に義務付けた法律です。（平成7年制定、経済産業省、環境省所管）

用途地域

都市計画区域内の一定の区域について、住居・商業・工業系の12種類の地域に分け、その用途に応じて建築物を規制することにより、生活環境の保護、商工業の利便性を高める等、土地の適正な利用を図るものです。

【ラ】

ラブリバー制度

国土交通省が管轄する事業で、ボランティア活動で堤防の草刈等を行う住民に対し、河川敷を植栽や花壇として開放し、河川への親しみを醸成することにより、河川の良好な維持と潤いのある水辺空間の形成を図ることを目的とした制度です。

ロハス [LOHAS : Lifestyles Of Health And Sustainability]

環境保護と健康的な生活を最優先し、人類と地球が共栄共存できる持続可能なライフスタイルのことです。

雲南市環境基本計画

平成25年3月 改訂

発行・編集

雲南市市民環境部市民環境生活課

〒699-1392 島根県雲南市木次町木次1013-1

TEL 0854-40-1033

FAX 0854-40-1039